



令和6年 第4回定例会

会 議 録

(令和6年6月7日～6月28日)

枕 崎 市 議 会

令和 6 年
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 22 日間（6 月 7 日～6 月 28 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
6 月 7 日（金）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第14号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 報告（日程第15号、第16号） 12 散 会
6 月 8 日（土）	休 会		
6 月 9 日（日）	休 会		
6 月 10 日（月）	休 会		
6 月 11 日（火）	休 会		
6 月 12 日（水）	休 会		
6 月 13 日（木）	休 会		
6 月 14 日（金）	休 会		
6 月 15 日（土）	休 会		
6 月 16 日（日）	休 会		
6 月 17 日（月）	本会議	前 9：30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
6 月 18 日（火）	本会議	前 9：30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会

6月19日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問(1名) 3 散 会
		委員会	前 10:25	1 総務文教委員会
6月20日(木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
6月21日(金)	休 会	委員会	前 8:45 後 2:07	1 議会運営委員会 1 予算特別委員会
6月22日(土)	休 会			
6月23日(日)	休 会			
6月24日(月)	休 会			
6月25日(火)	休 会			
6月26日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
6月27日(木)	休 会			
6月28日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号―第4号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号―第9号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第10号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第11号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第12号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 継続調査申出について 18 議員派遣について 19 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 20 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和 6 年 6 月 7 日)

令和 6 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	3 6	令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 2 号）	予 特
6	3 7	財産の交換、譲渡及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	総 文
7	3 8	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	3 9	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	産 厚
9	4 0	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
1 0	4 1	財産の取得について	総 文
1 1	4 2	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	産 厚
1 2	陳 4	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府 予算に係る意見書の提出を求める陳情	総 文
1 3	陳 5	現行の健康保険証の存続に関する陳情	産 厚

1 4	陳 6	健康保険証の存続を求める陳情	〃
1 5	報 2	繰越明許費繰越計算書について	
1 6	報 3	枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 森 健一郎 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和6年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、5番水野正子議員、8番眞茅弘美議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします……。

○9番禰占通男議員 今回の会期は、今日を入れて議会初日以後の休会は何でこれ設けられたのか。これについて、役をからっている委員長なりは了解しているだろうけど、高いデジタル機器まで貸与して、何の連絡もないというのは、内容を知らさないというのはどういうことなの。

○永野慶一郎議長 全国市長会の日程がございまして、議会運営委員会では、そのように日程を決定いたしましたところでございます。

○9番禰占通男議員 今日の開会後の休会はどういうことで設けられたのかって聞いているでしょう。

○永野慶一郎議長 先ほど申したように、全国市長会が入っておって、市長の公務日程の都合で休会日を設けてあるところでございます。

議会運営委員会では了承されたところでございます。

○9番禰占通男議員 それであれば、会期を早めるなり、遅らせるなり方法があるんじゃないの。

○永野慶一郎議長 当局からの日程調整でそうなったところでございます。よろしいでしょうか。この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和6年3月、4月及び令和6年5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和6年第2回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 令和6年第4回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げ

ます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類になってから1年が経過しました。この1年でインバウンドを含む観光需要の回復や各種イベントの再開、経済の面では賃上げや雇用環境の改善など前向きな動きが見られます。本市でも、3月末に大規模リニューアルをした枕崎お魚センターでは、リニューアル以降、多くの御客様でにぎわっています。また、大型連休中の5月5日には、こどもの日かつおまつりが開催され、市内外から約2万5,000人の御客様の来場がありました。今後も、8月3日、4日に予定されている、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつりや、7月21日から南浜館で開催される「書家金澤翔子展～共に生きる～」などのイベントを通じて、関係人口の拡大につなげてまいります。

一方、長引く円安、物価高騰やエネルギー価格の上昇圧力、日本銀行のマイナス金利解除による長期金利の上昇など、事業者や生活者にとって予断を許さない経済状況は続いています。6月から所得税、住民税の定額減税が実施される一方で、国の補助金終了に伴う電気料金の値上げが電力会社から発表されるなど、市民生活については、その状況、先行きをきめ細かく観察しながら、今後、自治体として取るべき施策を検討してまいります。

4月24日、民間組織「人口戦略会議」は、将来的に消滅の可能性があるるとみなした本市を含む744市町村の一覧を公開しました。20代から30代女性が2020年から2050年の30年間で半数以下になるとの推計が根拠とのことですが、示された数字は数字として受け止めたいと思います。人口減少、少子化については、若い世代の所得、雇用の拡充が重要であり、本市としても若者の活躍できる地域づくりに引き続き取り組んでまいります。

市民の暮らしの現状について多くの市民の皆様から直接お話を伺おうということで、昨年から再開した市長と語る会を引き続き今年も開催します。5月14日の茅野公民館での語る会を皮切りに、今月は4か所での開催を計画しています。昨年は、9か所26公民館の皆様との語る会を実施しましたが、今年もできる限り多くの市民の皆様とお話しする機会を作りたいと考えています。

また、先月は入庁2年目から5年目までの55人の職員との語る会を7回実施しました。若手職員から市役所での仕事、地域での暮らしに対する多くの前向きな意見やアイデアを聞かせてもらい、大いに刺激を受けました。市民や職員との対話を通して得たことを今後の市政、施策に反映させていけるよう努めてまいります。

市民生活に身近なところでは、9月に供用開始となる「なんさつECOの杜」の運転開始式が5月15日に行われました。また、試験運転を行うため、5月20日から徐々にゴミが持ち込まれており、今月からは焼却試験が開始されるなど、9月の本格稼働に向けて準備が進められているところです。

これから梅雨入り、そして台風シーズンを迎えることとなりますが、5月21日に県下一斉防災点検を、29日に市の防災点検を行いました。また、1月1日に発生した能登半島地震の被災地に9日間、職員2名を派遣し、貴重な経験を積んできてもらったところです。今後も大雨、台風など防災対策に万全を期してまいります。

この6月議会においても議員の皆様との議論を通じて、本市発展のための諸課題に前向きに取り組んでまいります。議員の皆様のご理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号から第14号までの10件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算 1 件、条例 4 件、財産の取得について 1 件、南薩地区衛生管理組合規約の変更について 1 件及び報告事項 2 件の計 9 件であります。

このうち、報告事項を除く 7 件について、説明を申し上げます。

まず、議案第36号令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 3 億 5,990 万円を追加し、予算総額を 151 億 1,070 万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか 1 事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税補足給付金給付事業、住民税非課税世帯給付金給付事業、住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業の 3 事業、定期予防接種事業、産業開発促進条例適用船舶奨励金補助、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業補助などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第37号財産の交換、譲渡及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方自治法第237条第 2 項の規定に基づき、財産の交換、譲渡及び貸付けに関し条例で定める事項のうち、普通財産の譲渡について、市が保有する普通財産を他の地方公共団体等において公用等に供する場合、当該普通財産を無償または時価よりも低い価額で譲渡できることとするため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第38号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備等をしようとするものです。

次の、議案第39号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅の入居者資格について、住宅に困窮する 60 歳未満の単身者についても市営住宅に入居できるよう、60 平方メートル未満の住宅への入居に係る同居親族要件を廃止する等の見直しをしようとするものです。

次の、議案第40号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、これに準じ、水道技術管理者の資格基準について、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第41号財産の取得につきましては、本市消防団に配備している消防車両を更新するため、消防ポンプ自動車を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の、議案第42号南薩地区衛生管理組合規約の変更につきましては、南薩地区衛生管理組合が共同処理するごみ処理施設の設置及び管理運営に関し、令和 6 年 9 月 1 日から日置市が加入することに伴い、関係市の組合議員数を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第 1 項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6 番立石幸徳議員 私は、ただいま提案されました議案の中で、議案第42号南薩地区衛生管理組合規約の変更について質疑をいたします。

予定では、この議案は産業厚生委員会の付託となるようですので、総務文教委員会に所属している私たちは、この件の審査を深める機会があまりございませんので、この本会議で詳細に質疑

をさせていただきたいと思います。

まず、この議案内容を見ますと、現在の組合議会議員数の定数12名をまず13名にすると。そしてその後、令和7年12月の時期をもって、令和8年からは、また1名減らして12名にする。1名減らすのは、南九州市議会の組合議員数を減少させると、こういうことでよろしいかと思うんですが、なぜこの議員定数を12名ということにこだわるのか。

と申しますのは、日置市が新たにこの南薩衛生管理組合に加入して、し尿部門は、もう定数を2名ということで終わっていますけれども、今度、先ほど市長の行政報告にもあった9月からのごみ処理に日置市の処理人口を確認したところで4万7,153名の日置市の人口が新たに南薩地区衛生管理組合に関係してくるわけですね。その分を1名増員すると。この1名が妥当かどうかはあったにしても、日置市の増員というのは理解できますよ。

ただ、南九州市をなぜ1名減にしなければならないのか、この根拠は何か第1点ですね。

もう一つ、構成4市の定数の算定をする根拠はどこにあるのか。取りあえず2点お尋ねをいたします。

○立石秀和市民生活課参事 これまでの組合議員定数及び構成市ごとの議員数については、平成19年に枕崎地区衛生管理組合、薩南衛生処理組合及び川辺町の広域再編時に事務事業調整会議等で議員定数を13名とし、均等割として、構成市町より各2名の10名、残数の3名を人口割として枕崎市に1名、南さつま市に2名配分していたところです。

この時点では、旧知覧町と川辺町が合併前でしたので、それぞれ均等割2名を選出して13名となっておりましたが、その後の合併によりまして南九州市となったことから、知覧町と川辺町で4名だったものを均等割2名と、人口割1名の合計3名とし、現在の議員定数12名となっており、構成市の組合議員定数は、枕崎市3名、日置市2名、南さつま市4名、南九州市3名となっているところであります。

令和6年9月1日になんさつE C Oの杜が供用開始されますが、議員からありましたとおり、日置市が新たに共同処理するごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に加入することに伴いまして、構成市ごとの協働する事務の割合と、議員数割合に差異が生じておりますので、構成市ごとの組合議員定数の見直しが必要になり、幹事会でどのように見直すか協議をしましました。

幹事会では、組合から4つの案が示されました。

議員定数を12名とする案、議員定数を1名増やして13名とする案、その12名、13名それぞれ人口割部分を人口割で計算する案と処理対象区域人口割で算定する案が提案されたところです。

本市としましては、組合提案以外に各構成市から均等に3名ずつ選出しまして、議長を選出している南さつま市に1名を加え、定数を13人にしてはどうかと提案したところですが、本市以外の3市の考え方が、現在の均等割で2名を選出し、残数を処理対象区域人口割とする配分という考え方であったということになります。

○6番立石幸徳議員 答弁漏れのところもありますけど、その分も含めて、幹事会では4案出ていると。ただ、今後も本市は3名ということで、人数的には本市自体は不利益を被るという形にはなっていない。

ただ私は、非常に全体的に見て実に違和感を持つところがあるんですね。それは、なぜ定数を12名だというふうに決めているのか。

先ほども言ったように、これまで日置市がごみ処理という形で除外されている中で定数12名だったんですよ。そこへ日置市分が4万7,153人加わってくる。これまでの衛生管理組合の事業量、事業規模、事業額は、従前とすると現行は物すごく増えてくるんですよ。そういう事業と事業額も増えるのに、定数だけは今のままでいこうと。このこと自体がまずおかしいですよ。私はそう考えます。

それから、今説明にあった根拠としている処理対象区域人口、この算定がまだ明確に出されていないんですけど、この処理対象区域人口はそれぞれ何名になっているんですかね。

それから、その処理対象区域人口の算定には、どういう人口が要素として入っているんですか。

私が確認したところは、3回しか質疑がありませんのでいろんなことを確認させてもらっていますが、処理対象区域人口にまずごみ処理人口、し尿処理人口、もう一つ火葬場の処理人口が加わっているんですね。だから、3つを合わせたらこの処理区域対象人口は南さつま市が圧倒的に多いんですよ。南さつま市は9万7,240人になっているんです。

それから、日置市は7万2,000人、端数はもう省略しますね、枕崎市4万8,000人、南九州市は4万0,200人と、南九州市の処理対象が一番少ないじゃないかということで、南九州市を1名減にしていますよね。

ただ、この火葬場の処理をなぜ全体事業の中での対象人口とされるのか。これは実におかしいですよ。ごみ事業、し尿事業は組合全体の関わる処理事業ですよ。

しかし、火葬場についての実態は、個々のといいましょうか、それぞれの自治体が火葬をして、いろんな工事費、運営費、そういったものもそれぞれの自治体の実質的に負担をしていますから、火葬場の処理人口をこの処理対象区域人口に算定の基礎とするには、実におかしな結果になるわけですよ。

具体的に言えば、枕崎市民が加世田の葬祭場で火葬をする例というのはございません。しかし、ごみ、し尿は間違いなく、今度新しいごみ処理、あるいはし尿処理場ですね、枕崎も下水道を除く以外は、アクアセンター万之瀬に持っていくんですよ。

この算定基礎自体がおかしいわけですから、その辺はどういうふうに論議をされたのか。この処理区域の対象人口を算定基礎としたその理由を説明していただきたいと思います。

○立石秀和市民生活課参事 南薩地区衛生管理組合につきましては、共同処理する事務としまして、ごみ処理の設置及び管理運営に関すること、それから、し尿等の処理施設の設置及び管理運営に関すること、し尿等のくみ取りに関すること、火葬場の設置及び管理運営に関することという4つの事務を共同処理していますので、この4つの共同処理する事務の処理対象区域人口で算定しているところになります。

○6番立石幸徳議員 そういった建前の話じゃないんですよ。火葬場の利用・活用という実態をきちっと見据えてくださいよ。

なぜそのようなことに突っ込むかということ、当然、処理対象区域人口が増えているところは議員も増やしてほしいと、そうすべきであるという論議に発展していきますよ。ですから、まずこの算定基礎をしっかりしたもの位置づけてほしい。

それと最後の質疑ですのですね、南九州市が1名減になることに、我が枕崎市がなぜとやかく物申さなければならないかと思われる節もあるかもしれません。私はこの件は、本市にとっても大いに関係のある議案だと思うんですね。

なぜかといいますと、今後、内鍋清掃センター解体事業という大きな事業が控えています。解体の事業費云々もですけど、いろんな形で南九州市は、これまで我が枕崎市と合併以前から一緒になってこの地域のごみ処理、そういうものに取り組んだ本当にもう長い長いお付き合いの自治体ですよ。そういうところの組合議員を減らすより、事業も大きく膨れてきて、全体定員を増やせばいいじゃないですか。

1名増やすからどっかをまた削らんといかんという根拠はどこに出てきたんですか、最後に聞いておきます。

○立石秀和市民生活課参事 枕崎市としましては幹事会におきまして、先ほども申しましたけれども、定数を13名として各構成市から3名ずつ、それに南さつま市につきましては議長を選出しておりますので1名加えた4名、合計定数13名という提案をしたところです。

しかしながら、枕崎市以外の3市の考え方が、現在の定数12名、南九州市が1名減る、日置市が1名増えるという考え方でしたので、最終的に現在の規約変更の案となっているところです。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○9番禰占通男議員 議案第37号です。財産の交換、譲渡及び貸付、ここまではいいんですけど、無償または時価よりも低い価額で譲渡できるとなっていますが、これは、今この物件に対しての予定とか確定しているものは現在あるんですか。

○籠原正二財政課長 議案第37号財産の交換、譲渡及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由につきましては先ほど市長が申しましたとおりでございますが、地方自治法におきまして、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと規定されております。

つまり、条例に盛り込むか、議会の議決があれば、譲渡が可能になりますけれども、本市においては、今回の条例改正におきまして、県が実施いたします事業に対して、市が保有する普通財産の土地が事業の対象となりました。

このことによりまして、この事業を円滑かつ迅速に対応するため、今回の条例改正をお願いするものでございますけれども、改正の動機といたしまして、県が現在進めております防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策におきまして、本市の3か所で実施いたします急傾斜地崩壊対策事業におきまして、令和6年度の事業用地として市が保有する土地が対象となったということでございます。

今後、県が進めますこの防災対策事業につきまして、この事業スケジュールに対しまして、円滑かつ迅速に対応するため、今回の条例改正をお願いするものでございます。

○9番禰占通男議員 今財政課長から、県の絡む工事についてということですけど、この説明等を見ると、県が関係しなくても無償譲渡できるんじゃないですか。

そういった場合ですよ、無償で時価より低い金額で譲渡できるとなると、今、火之神地区でも無償じゃなくて、担保に取った土地を莫大な資金をかけて整備しようとしていますよね、もうすぐ完了になると思うんですが、そういったものまで含まれるわけでしょう。どうなんですか。

○籠原正二財政課長 今回の条例の改正内容につきましては、改正後の第1号に追加しているものでございますけれども、その中を読み上げますと、他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するときというふうに規定してございます。

つまり、今回想定しておりますのは、県が実施します先ほど申し上げました事業となります。あくまでも公共的な事業に係るものでございます。

○9番禰占通男議員 課長がまた次ページにある部分を説明しましたが、この公益事業ですよ、公益っていったら物すごく幅が広がりますよ。だって、宗教団体まで入ってくるんじゃないですか、公益っていったら。

○籠原正二財政課長 今回の財産の譲渡に関する対象、相手方につきましては、公共団体となっております。ですので、宗教法人等はそこには入ってくることはないと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第15号及び第16号の2件について、市長に報告を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 報告事項2件について、報告いたします。

まず、報告事項第2号繰越明許費繰越計算書につきましては、2月臨時会において議決をいただきました、令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費及び3月定例会において議決をいただきました、令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の、報告事項第3号枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和5年度枕崎市公共下水道事業会計予算について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時8分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和 6 年 6 月17日)

令和6年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

令和6年6月17日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	吉 嶺 周 作 議員（15ページ～24ページ） 禰 占 通 男 議員（24ページ～32ページ） 豊 留 榮 子 議員（32ページ～40ページ） 眞 茅 弘 美 議員（40ページ～50ページ） 橋 口 洋 一 議員（50ページ～60ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 森 健一郎 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

午前 9 時 30 分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1 番吉嶺周作議員、2 番禰占通男議員、3 番豊留榮子議員、4 番眞茅弘美議員、5 番橋口洋一議員、6 番立石幸徳議員、7 番上迫正幸議員、8 番平田るり子議員、9 番下竹芳郎議員、10 番水野正子議員、11 番辻本貴志議員の順に行います。

まず、吉嶺周作議員。

〔吉嶺周作議員 登壇〕

○12番吉嶺周作議員 久しぶりの一般質問になりますが、しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、高齢者の健康増進について質問いたします。

本年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が 2050 年までの世帯数の将来推計を発表いたしました。その中で注目すべきは、身寄りのない単身高齢者の急増であります。

65 歳以上の単身高齢者が 2020 年では 738 万人に対し、2050 年には 1,084 万人に増加し約 1.5 倍になるということです。

また、単身高齢者に占める未婚者、いわゆる生涯で一度も結婚をしない方の比率では、男性が 2020 年では 34% から 2050 年には 60% に、女性におきましても 12% から 30% に上昇するそうです。

つまり、単身高齢者の未婚率が上がるということは、配偶者も子供もない高齢者が増加するということになります。

今後、誰もが安心できる高齢期を過ごせるように、社会や自治体としてどう備えていくかを問われております。

そこで、南さつま市や南九州市、指宿市など近隣の町では、健康増進の一環として温泉券の助成を行っておりますが、本市も取り組んでいく考えはないのか、お伺いいたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 近隣市では、自治体が運営する公共入浴施設があり、高齢者等への利用料の割引や、南さつま市においては民間施設も含め利用料の助成を行っていることは承知しているところです。

本市での高齢者等の入浴に関する施策としては、老人福祉センターに入浴施設がありますが、現在の老人福祉センターは施設の耐用年数に近づいており、今後の在り方について判断する必要に迫られております。

今後、入浴サービスを仮に廃止した場合、代替措置について検討する必要がありますが、財源も必要となりますので、対象者や現在実施している事業との併用など、その可能性について、今後検討していきたいと考えております。

○12番吉嶺周作議員 ただいま老人福祉センターの温泉施設があるということなんですけれど、利用状況等はどうなっているのかお伺いいたします。

○平塚孝三健康課長 枕崎市老人福祉センターの入浴の利用状況につきましては、現在、週 3 日の利用としておりますけれども、5 年間の実績を申し上げますと、令和元年度は 4,629 人で、1 日平均利用者は 38.3 人、令和 2 年度は 3,429 人で 25.0 人、令和 3 年度は 3,330 人で 19.9 人、令和 4 年度は 2,845 人で 19.9 人、令和 5 年度は 3,102 人で 21.4 人となっております。

令和 2 年度から令和 4 年度の間につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって施設の利用休止等の影響もあり、利用者が減少しておりますけれども、令和 5 年度は 4 年度に比べまして 257 人増加し、1 日平均利用者も 1.5 人増加している状況です。

以上です。

○12番吉嶺周作議員 老人福祉センターですけれど、利用日時が火・水・木となっておりまして、利用時間が午前10時から12時までと2時間で短いんですけれども、一般的に今の65歳以上の方々は、アルバイトでしたり、まだ仕事をされている方が多いんですが、午前中に入浴をされる方は限られていると思うんですけれど、その午前中の2時間を設定した理由は何なんですか。

○森智賀健康課参事 老人福祉センターの利用者は、入浴施設目的で利用される方はほとんどいっしょらなくて、リハビリ室利用だったり、娯楽室利用だったり、そういった方たちが多いところですよ。

リハビリ室を利用した後に入浴をするという方が多いですので、午前中お仕事をし、午後から老人福祉センターを利用するといったような方は現在のところいっしょらない状況です。

○12番吉嶺周作議員 先日、老人福祉センターに伺ってみましたけれど、男性用の浴室の床のタイルが剥がれてですね、入浴中にけがでもないのかと心配したところなんです、改修工事とかする必要はないんですかね。

○平塚孝三健康課長 今、老人福祉センターの整備につきましては、計画的な修繕、改修、予防保全型の維持管理を行って施設の長寿命化ということで計画しているところです。

今、施設の老朽化によって不具合があるところにつきましては、修繕という形で整備しているところなんですけれども、今のところ、大規模の改修ということは予定していないところです。

○12番吉嶺周作議員 老人福祉センターも高齢者が利用する施設ですので、安全管理には十分気をつけていただきたいと思います。

そこで、本市には民間の温泉施設が3件あります。この3件の合計利用者数は、1日300人程度と伺っております。その利用客の7割から8割が高齢者で、交通手段もまれにタクシーで来られたり、昨年12月には、燃油高騰により温泉料金の値上げもあり、年金だけの高齢者にとっては深刻な状況だといえます。

そういった中、高齢者の方々から、やはり近隣市と同様に温泉券の助成を、ぜひ本市でも実施していただきたいと幾度となく意見を伺ってまいりました。また、私が感じているのは、高齢者にとって温泉施設とは、健康増進だけでなく、人が触れ合い、語り合い、コミュニケーションの場にもなっており、日常生活に欠かせない場所にもなっております。

改めて市長にお伺いいたしますが、今後2050年までに単身高齢者、いわゆる独居老人が増加していく中で温泉券の助成をすることによって、少しでも高齢者の方が生きがいを持って健康的に過ごせるように、温泉券の助成を検討していただきたいのですが、市長どうでしょうか。

○前田祝成市長 今、議員からございました御提案については、私もしっかり受け止めたいと思います。

温泉券が、高齢者の方々から要望があるというのも実際聞いているところでございます。

おっしゃられるように、今後の単身高齢者の増加等も踏まえて、こういった形で単身高齢者の皆様方の健康維持であるとか、生活を社会として支えていくべきかというところは、しっかりと現状を把握した中で、様々な選択肢を選んでいきたいと思っております。

今、議員からございました温泉券についてだけではなくて、いろいろな方策があろうかと思しますので、そのあたりについては総合的に考えていきたいと思っております。

○12番吉嶺周作議員 もう一言言わせていただきますと、独居老人にとって、温泉施設が安否確認の場所にもなっておりまして、続けて2日温泉に利用者が来ないときにはですね、3日目には常連客が連絡を取ってみたり、体調を崩しているのではないかと家まで心配をして行ってきたというような声も聞いております。

ぜひ、高齢者向けの温泉券助成に前向きに取り組んでいただくよう強く要望しておきます。

次に、現在、本市では高齢者に対し、はり・きゅう等施術料助成、交通弱者に対するタクシー

運賃の助成を行っておりますが、利用状態はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○福永賢一福祉課長 この5年間の高齢者に対する、はり・きゅう等施術料の助成状況は、令和元年度の利用券交付人数が648人、助成延べ回数が8,407件、助成金額が588万4,900円となっております。令和2年度は交付人数680人、延べ回数8,262件、助成金額578万3,400円、令和3年度は、635人、8,110件、567万7,000円、令和4年度は605人、7,254件、507万7,800円、令和5年度は593人、7,868件、550万7,600円となっており、近年では利用人数、助成件数ともに減少傾向にあるところです。

一方、交通弱者に対するタクシー運賃の助成につきまして、令和元年10月から開始しておりますが、この間の助成状況は、令和元年度の利用券の交付人数が951人、助成延べ回数が8,251件、助成金額が247万5,300円となっています。

令和2年度は交付人数1,100人、延べ回数2万0,093件、助成金額602万7,900円、令和3年度は1,164人、2万0,973件、629万1,900円、令和4年度は1,170人、2万0,638件、619万1,400円、令和5年度は1,115人、1万9,931件、597万9,300円となっているところです。

○12番吉嶺周作議員 タクシー運賃助成につきましては、本年度は昨年度と比較いたしまして12枚増となり、助成額が7,200円から1万0,800円に増額されました。この件につきましては、前向きに御検討いただき、市民の皆様からも喜びの言葉をいただいたところであります。

ただいまの利用実態の説明からいいますと、タクシー運賃助成の交付人数のほうが、はり・きゅう等施術料助成交付人数よりも2倍近く多いということが分かりました。

また、助成金額の支出を比較いたしますと、どちらも600万円前後となっておりますが、1人当たりのタクシー運賃助成額は1万0,800円に対し、はり・きゅう等施術料助成額は2万8,000円と手厚くなっておりますが、その根拠があればお伺いいたします。

○福永賢一福祉課長 はり・きゅう等の施術料の助成は、昭和48年10月から事業を開始しているところです。

開始当初は、70歳以上の方に年間60回以内ということで1回250円の助成を行っていましたが、何回か制度の改正を経て、平成17年度から現在の制度となっております。65歳以上の高齢者及び重度心身障害者1回700円、6歳未満の乳幼児は1回400円の助成とし、いずれも40回以内の助成となっております。

これは時代のそういった利用の状況とか、そういった制度の見直しをその都度その都度行って、制度の改正を行ってきたものと理解しているところです。

○12番吉嶺周作議員 事業目的がそれぞれ違うと思いますが、事業をよりよいものにするためには、予算編成の見直しや助成対象者要件の見直しなど、市民が利用しやすい事業運営にしていくなべきだと考えますが、交通弱者に対するタクシー運賃の助成の事業の中に、別府校区、桜山・金山校区、立神校区など、遠方の方々の地域格差の解消に取り組むべきだと考えますが、助成金の増額について当局の見解をお伺いいたします。

○福永賢一福祉課長 このタクシー運賃の助成につきましては、これまでも議会の中でいろいろ取り上げていただいて、地域間の格差の課題について要請等もいただいているところです。

今回の令和6年度の予算編成に当たって、そういった地域間格差のことも検討してまいりましたが、タクシー運賃の助成につきましては、基本的に高齢者等の地域社会の参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上を図るということを目的としていることから、また地域間の部分につきましては、地域公共交通の中で議論していくべきものだという事で、今回の令和6年度からの制度改正につきましては、地域格差の部分についての見直しの部分はこの制度の中では反映していないところとなっております。

先ほど申したように、そういった地域間の格差の部分については、地域公共交通のほかの交通の部分も含めた形での政策課題ということで整理をしているところです。

○12番吉嶺周作議員 枕崎市の地域公共交通活性化という面から見てもですね、そういったところと交通弱者も共通する部分がありますので、弱者対策をしっかりと考えていただきたいをお願いします。

次に、南さつま市はシニア健康増進「よか日だな」事業で、温泉、はりきゅう、タクシー、路線バス等で利用できるJ S Kチケットを1冊2万円分、昨年はマイナンバーカードを作られた方にはプラス2万円、65歳以上の方に交付しておりますが、本市も高齢者のニーズに合った利用しやすいフリーパスポート券にするべきではないのかと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

○福永賢一福祉課長 現在、本市で実施している高齢者に対するタクシー運賃助成事業は、交通弱者対策事業として実施しておりますが、はり・きゅう等施術料の助成のように65歳以上の高齢者全てを対象としたものではなく、75歳以上の運転免許を持たない方を対象としているところです。

制度の目的や対象年齢の違う制度をまとめるとなると、対象者が広がることになりまして、また、真に必要な支援であるのかということもまた考えていかなければならないと思います。

御質問の全体で使えるフリーパスポート券につきましては、今後また検討していきたいと考えているところです。

○12番吉嶺周作議員 枕崎市民の方々が口をそろえて言うことが、南さつま市はよかねえと本市と比較して言っているのをよく耳にいたしますが、私が言いたいことは、本市が何も政策に取り組んでいないかのごとく思われていることでありまして、市民に対して政策や事業の見せ方をもっとうまくやっていくべきだと思うのですが。

例えば、南さつま市はJ S Kチケット2万円分を65歳以上に交付しておりますが、本市におきましても、はり・きゅう等施術料に2万8,000円、タクシー運賃の助成に1万0,800円と合わせて3万8,800円、4万円近く交付しているわけで、南さつま市より手厚く、約2倍となっておりますので、事業が市民にとって分かりやすく利用しやすい、見せ方、取組方が大事なことだと思うのですが、当局の見解をお伺いいたします。

○福永賢一福祉課長 質問者がおっしゃられるように、本市の助成の枠としては、それぞれの事業を含めた総額としては、お隣の市よりも手厚いものであると思うのですが、実績はまた必要に応じての利用になりますので変わってきますけれども、施策としては、そのようなふうになっておりますので、御指摘のとおり、そういった市民へのアピールが足らない部分については、課題だと考えておりますので、そこはまた見直し方法について再度検討していきたいと思っています。御指摘をまた真摯に受け止めて対応してまいりたいと思います。

○前田祝成市長 今、福祉課長から答弁があったとおりではございますが、先ほどの答弁でありました制度の目的や対象年齢の違う制度をまとめるっていうところの難しさというのは、当然、あろうかと思います。

本市の場合、必要なところに必要な支援をというところでは、非常にそこは手厚くさせていただいているのかなと思いますので、そのあたりも含めてPRをしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○12番吉嶺周作議員 今後は、そういったことの創意工夫を図りながら、先進的な独自性の高いユニークな取組を検討していただきたいと要望しておきます。

次に、予約型乗合タクシーの運行について質問をいたします。

昨年9月30日で路線バスが廃止となり、同年10月から金山地区予約型乗合タクシーの実証実験を開始いたしました。これまでの登録者数と利用者の現状はどうだったのかお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 まず、予約型乗合タクシーの実証運行の概要について御説明をさせて

いただきまして、お尋ねのありました金山・道野地区で実証運行を行っている予約型乗合タクシーの登録者数、利用者の現状について答弁をさせていただきます。

ただいま質問者からもございましたように、金山・道野から市街地方面への廃止代替バスの路線運行が、令和5年9月30日をもって廃止されたことに伴いまして、枕崎市地域公共交通活性化協議会において、緊急的な代替交通の確保を兼ねるものとして予約型乗合タクシーの実証運行を決定し、令和5年10月1日より運用が始まっているところです。

実証運行は、想定される需要量や公共交通との競合回避等を考慮し、集落内の発着場所と市街地側の目的地を設定したミーティングポイント型での運行としており、市街地側での目的地間での行き来はできないものとしております。

運行日につきましては、毎週月・水・金の3回としており、事前予約の締切りを前日としているところです。

乗降場所につきましては、対象地域の公民館長の意見や、説明会に出席された市民の皆様の意見をお聞きした上で、田布川地区7か所、金山地区5か所、道野地区1か所、木浦地区1か所、鳥越地区3か所の合計17か所を設定し、市街地側では病院や商業施設付近など13か所を設定しております。

実証運行の実績でございますが、この予約型乗合タクシーの利用登録者は、本年3月末現在で32名の方が登録をされているところです。

利用実績としまして、令和5年10月1日から本年3月31日までの間に15名の方が延べ201回の利用となっております。

○12番吉嶺周作議員 今、登録者数が32名、利用者数が15名と答弁いただきましたが、登録者数の半分しか利用者がいないということは、どういった理由なんだろうかな。

○日渡輝明企画調整課長 登録されている方に対して、実際に利用している方が少ない理由でございますが、まず、金山・道野地区で実施した説明会の案内で、現在は交通手段がある方についても、今後利用することを考えた上で、念のため登録をさせていただいている方がおられると考えているところです。

登録者数と利用者数に差異があるということにつきましては、実証運行を進める当初から想定をしていたところでございます。

○12番吉嶺周作議員 これまでの運行実績の中で、運行回数に対して、乗合運行率はどうかのお伺いをいたします。

○日渡輝明企画調整課長 本年3月31日までの運行回数は135回となっておりまして、運行予定回数312回に対する割合は43.3%となっております。

運行された135回のうち、乗合になった回数は51回で、乗合運行率は38%、1人の乗車となった運行率が62%となっております。

○12番吉嶺周作議員 もう一度確認なんですけど、この10月から3月までの半年間の乗合の運行率が38%ということで、残りの62%は1人の乗車だったということよろしいでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 ただいま質問者からもございましたように、乗合運行率については38%、1人の乗車となった運行率については62%となっております。

○12番吉嶺周作議員 それでは利用者の中で、この10月から3月までの半年間の実証実験の中で、10回以上利用されている方は何名いらっしゃるんですか。

○日渡輝明企画調整課長 この半年間の実証運行の中で10回以上利用されている方については、5名の方が利用をされております。

○12番吉嶺周作議員 1人当たりの利用頻度が少ないようですが、その原因はどう捉えているんですか。

○日渡輝明企画調整課長 実証運行を通して見えてきた課題としまして、現在、毎週月・水・金

の3回の運行を行っておりますが、利用希望日と運行日が合わないため、利用を控えている方がおられるようです。

また、先ほど答弁いたしましたように、金山・道野地区での実証運行は、集落内の発着場所と市街地側の目的地を設定したミーティングポイント型での運行としており、より利便性のある指定エリア内で予約があったところを巡回するドア・ツー・ドアのサービスを提供する運行方式を望んでいるということが考えられます。

○12番吉嶺周作議員 利用者数やその利用頻度を上げるためには、利用者のニーズにどこまで合わせられるかが課題となりますが、今後の運行形態と改善策を図るための方策をどう考えているのか、伺います。

○日渡輝明企画調整課長 先ほども答弁いたしましたように、実証運行を通して見えてきた課題としまして、利用希望日と運行日が合わないため、利用を控えている方がおられることや、乗合にならず、1人の乗車となった運行が多くなっていることが挙げられます。

また、これまでミーティングポイント方式とドア・ツー・ドア方式の利便性の検証、実際の運行費用と受益者負担のバランスについての検証なども必要であると考えております。

これらのことを踏まえまして、枕崎市地域公共交通活性化協議会において、本年度の事業計画を策定しまして、金山・道野地区においては、令和6年度も引き続き予約型乗合タクシーによる実証運行を継続していくこととしております。

さらに、本年10月の1か月間を予定しておりますが、枕崎校区を除いた全ての校区で予約型乗合タクシーによる実証運行を予定しております。

この実証運行に関しましては、先ほど申し上げましたミーティングポイント方式とドア・ツー・ドア方式の利便性の検証を行うため、金山・道野地区での実証運行から運行形式や運行日を見直しながら運行を行う予定としております。

市民ニーズを把握していくこともありますが、交通事業者の運行に関する可能性を検証することも目的の一つとしておりまして、事業者の配送計画や人員体制などを踏まえて、1か月間の実証運行としております。

ただいま申し上げました実証運行に関する経費としまして、今回、補正予算30万円を計上しているところでございます。

事業を進めるに当たりましては、今後、国との協議や法的手続を進めながら、運行形態の改善を図ってまいります。引き続き実証運行のデータを重ねながら検証と改善を行い、施策につなげていきたいと考えております。

○12番吉嶺周作議員 現在、市街地から金山地区まで、その逆の金山から市街地までと、片道の運賃設定を300円としておりますが、実際は2,500円ほどかかると委託業者から伺っておりますので、運賃の見直しなども今後、検討していくべきだと思います。

また、実証実験の拡大につきましても、本年10月の1か月だけではなく、10月から12月までとか、3か月ぐらいの実証実験の結果のほうがよりよい数字が出てくると思うんですが、どうでしょうか、そのあたりは。

○日渡輝明企画調整課長 先ほど申し上げました、枕崎校区を除いた全ての校区で予約型乗合タクシーによる実証運行については、10月の1か月間を予定しているところでございます。この実証運行に関しましては、市民ニーズとデータを検証することに加えまして、先ほども申し上げましたとおり、まずは交通事業者の運行に関する可能性を検証することも目的の一つとしておりまして、事業者の配送計画や人員体制などを検証することを考慮しまして、事業者とも協議を行った上で、1か月間の実証運行としているところでございます。

この実証運行の結果を踏まえまして、次の施策へつなげていきたいと考えているところです。

また、運賃の決定につきましても、令和5年10月1日付の道路運送法の改正によりまして、

協議運賃に係る取扱いが変更されております。

これまで運賃は、枕崎市公共交通活性化協議会の協議事項として取り扱うことができたが、改正によりまして、協議会とは別の会議体で協議すること、あらかじめ公聴会の開催等の措置を取ることが規定されております。

これから運賃を協議する別の会議体として、運賃協議会を新たに設置することとしております。構成員については、枕崎市、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、運輸局、関係住民の代表となる予定でありまして、予約型乗合タクシーの料金については、この運賃協議会で決定されることになります。

○12番吉嶺周作議員 この予約型乗合タクシー事業ですが、本年度の6年度の予算が154万7,000円を計上しているんですけれども、こういったところの見直しといいますか、一番先に質問いたしましたそのタクシー運賃の助成に合わせて、別府校区、桜山・金山校区、立神校区も含めて、タクシーチケットの上乗せをして、この事業を一本化にして効率化を図るべきではないかと思うんですが、市長はどう思いますかね。

○前田祝成市長 先ほど、タクシーチケットの地域差のところ福祉課長からも答弁がございましたが、この福祉タクシーチケット助成と公共交通としての予約型乗合タクシーの仕組みづくりは、同じタクシーであっても論点が違うのかなと考えております。予算配分をどちらにという問題ではなく、現時点では、双方を同時に進めていく段階だと認識しています。

それぞれの検討を進めていきまして、予約型乗合タクシーが仕組みとして軌道に乗った運営ができるようになれば、福祉でやっているタクシーチケットも予約型乗合タクシーで活用できるようにするなど、将来的にはそういう形ができてくるものだと考えております。

今年度、タクシーチケットの助成枚数を増やしておりますので、タクシーチケットの利用状況等もしっかりと検証してまいりたいと思います。ですので、その一本化というところについては、将来的な課題だと思っておりますので、そのあたりをしっかりと予算の効率化といいますか、その辺も含めて検討していくべきかなと考えております。

○12番吉嶺周作議員 よろしく願いいたします。

今後はさらに高齢化も進み生活環境も厳しくなる一方ですので、高齢者に優しいまちづくりの推進に努めていただきたいとお願いをしておきます。

次に、住宅補助について質問いたします。

平成24年度・25年度に地域経済の活性化を主な目的として、併せて快適な住環境の整備を実現するため、市民の皆様が所有している住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付する、住宅リフォーム促進事業というものがありません。

その当時、本市の財政が非常に厳しい状況下での単独事業として実施されたものでしたが、この事業の実績と経済効果はどうだったのか、お伺いをいたします。

○大工園昭則建設課参事 住宅リフォーム促進事業につきましては、世界的な金融危機を背景とした景気の低迷により、国の様々な経済危機対策を実施する中、地域経済の活性化を主な目的とし、併せて快適な住環境の整備等を実現するため、本市独自の施策として平成24・25年度の2か年に限定して実施しました。

その実績としては、平成24年度実施件数120件、補助金額が1,275万3,000円、工事申請額は1億6,170万3,000円でした。平成25年度実施件数は89件で、補助金額は1,021万4,000円、工事申請額は1億5,474万1,000円となりました。2年間の合計で実施件数209件、補助金額2,296万7,000円となり、工事申請額が3億1,644万5,000円となったことから、この事業の目的である地域経済への波及効果は大きなものがあったと考えております。

○12番吉嶺周作議員 ただいまの報告のとおり、2年間で工事実施件数209件、補助金交付額およそ2,300万円に対し、工事申請額合計3億1,644万円と、経済効果としては大きな成果を上げ

たのではないかと評価しているところでございます。

そこで、建設関連会社約30の業種の方や市民の方から、こういった画期的な事業をもう一度という声が上がっておりますが、今後の計画などはないのか、当局の見解をお伺いいたします。

○大工園昭則建設課参事 現在、本市には、地元住民が利用できる住宅リフォーム補助はないところでございます。本市における一般住宅の課題としましては、住宅耐震化率は67.7%で鹿児島県全体の住宅耐震化率の82.3%を下回っており、約3割強の住宅は耐震性が不十分であると推定しています。また、市内の総住宅数の約2割が空き家となっており、年々増加傾向にあります。これらの対策については、早急に取り組まなければならない課題であると捉えております。

議員がおっしゃるとおり、近年、建築資材、労務単価が高騰したことで、住宅建設事情は非常に厳しい状況であることは認識しておるところであります。つきましては、ただいま申し上げました課題の解決へ向けた地元住民も利用できる住宅支援の制度設計を研究していく必要があると考えております。

○12番吉嶺周作議員 リフォーム事業だけでなく新築住宅戸数もここ10年横ばい状況で、本市におきましては年間50棟弱となっております。今後は、さらなる人口流出や人口減少も加速化し、本市の経済不況にもつながると思いますので、このような市民からも反響のよかった事業は、その時代のニーズに合ったやり方で継続できるようにしていただきたいと強く要望しておきます。

次に、2021年以降、ウッドショックや資材高騰などの影響で住宅価格の上昇に歯止めがかからず、銀行への借入金の問題で新築住宅等の購入が難しくなっていると伺っておりますが、現在、本市が取り組んでいるUターン・Iターン移住者だけの支援ではなく、地元住民も利用できるように事業の拡充を図るべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 まず、昨年6月の一般質問でも答弁いたしました但、移住・定住による本市の活性化につなげていくためには、移住・定住、子育て支援などの生活環境の充実を図りながら、本市の持つ特性、魅力を生かした施策を推進し、展開させるための環境を整備していくことが重要であると考えております。

この取組を前進させるため、本年度におきましては、市が取り組む重要施策について、今年度中に取り組むべき新たな課題に加え、次年度以降の方針、新規取組、見直し、廃止の検討など、関係部署と政策課題に関する市長協議を予算編成が始まる時期を前に実施することとしております。この協議につきましては、市が取り組むべき重要施策について早期に検討していくことで、計画的に事業を整理・設計し、次年度以降の予算編成に結びつけ、効率よく施策の充実を図ることを目的としており、次年度以降の政策方針の庁内意思決定を行うものです。

先ほどの建設課参事の答弁とも重複をいたしますが、近年の物価高騰により、住宅建設事情も非常に厳しい状況にあることは私どもも認識をしております。

住宅の耐震化や空き家対策も含めまして、課題解決に向けた制度設計を早期に検討していく必要があると考えております。

○12番吉嶺周作議員 この質問におきましては、昨年6月定例会の一般質問でも取り上げられた議題になりますが、非常に重要な部分でありまして、近隣市におきましては、移住・定住を目的とした中で補助メニューとして既に定住されている方も利用できる内容となっております。

本市では、地元住民は利用できないということや、学校給食費完全無償化問題など、総合的な取組が近隣市よりも欠落しており、若い子育て世代が南さつま市など他市に余儀なく移住をしている現状をしっかりと受け止めて本市の政策を推進していかなければなりません。

昨年の当局の答弁の中に、第2期枕崎市地方創生総合戦略に掲げた、ひとと産業（しごと）をつなぐ、市外のひと・まちをつなぐ、若者とまちをつなぐ、地域と地域をつなぐの4つの分野の取組を総合的に進めなければならない。また、今後の補助メニューの制度設計を行う際の参考にさせていただきたいと答弁がございましたが、1年経過をいたしました但、進捗状況はどうなっ

ているのか伺いたします。

○日渡輝明企画調整課長 昨年の答弁から、どのように進捗をしているのかということですが、これにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、本市が取り組むべき課題につきましては、新規取組、見直し、廃止の検討など、関係部署と政策課題に関する市長協議を前に実施をすることとしておりまして、この協議を踏まえまして、市が取り組むべき重要施策について、早期に検討していくと。事業の整理・設計をしていき、効率よく事業の施策の充実を図ることとしておりますので、このような政策方針の庁内決定を踏まえながら、施策を前に進めていきたいということで、現在取組を進めているところでございます。

○前田祝成市長 今、特に住宅のところで、リフォームあるいは住宅の補助ということで議員から質問があったと認識してございますが、建設課参事から答弁があったように、建築としての、住宅としてのいろいろな課題があると。そこについては、検討していかないといけないという答弁もありました。そして、企画調整課長から、今後の市としての全体施策について、私としっかりとその戦略のところの協議を進めた上で、次なる一手をとということで答弁がありました。

いずれにしても、いろんな幅広い角度から検討した中で、今後の施策を考えていかないといけないと思います。

議員から、経済対策としての効果があったのではないかというお話がございました。

確かに、1つの事業で1億6,000万円、あるいは3億円を超えるお金が動いたというような対策であったわけですが、その評価の1つとしては、非常にやはりそれだけの経済効果があったということで答弁させていただきましたが、受益者の数からいうと、そこについてはかなり限定的な数になってきょうかと思います。

今後、経済対策を考える上で、マクロ的な視点で考えると、やはりある程度市民全体に及ぼす経済的な効果含めて、そして、経済が動くというようなそういう視点も必要かと思っておりますので、そのあたりも十分考慮した中で、最終的な今後の戦略を立てていかないといけないと思っております。

○12番吉嶺周作議員 そういったことで、今後そういう取組をしっかりと考えていただきたいと思えます。

そこで、阿久根市の例で言いますと、地元企業に就労者賃貸住宅支援補助金を交付しておりまして、地元企業で働いている方への一部家賃補助とか、そういったところもありまして、地元で働いている若い世代から話を伺ったんですが、近々、南さつま市に全国チェーン店が2店舗ほど進出してくるということで、南さつま市に移住して枕崎に通勤しようかなといったような話がありますので、地元で働いている方、地元に住んでいる方も恩恵が得られるような事業を、今後取り組んでいただきたいと思えます。

次に、最後の質問になりますが、空き家バンクについてですけれども、現在、市のホームページでは、空き家バンクの売買情報が主になっておりますが、賃貸物件の情報が少ない理由をお願いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 本年度5月31日時点の掲載情報は40件ございますが、そのうち賃貸物件は3件となっております。

売買物件の登録が多くなる理由としましては、空き家の所有者は、維持管理を行っていくことが困難な状況もあり、空き家を手放したいと考えている方が多くなっている現状がございます。

また、賃貸物件の掲載数が少ない理由としましては、賃貸物件は売買物件に比べると、情報掲載後、比較的早く成約に至ることが多く、これまでの実績では、成約に至るまでの平均日数は、売買が218日、賃貸が105日となっており、また、賃貸物件のおおよそ8割が6か月以内に成約となっているようです。

このようなことから、賃貸物件はあるものの、比較的早く成立に至ることが多いため、売買物

件と賃貸物件の掲載数に差が出ているところがございます。

○12番吉嶺周作議員 本市のホームページでは、今言われたとおり3件しか一軒家の賃貸情報はございませんでした。別のサイトで調べてみても6件しか見当たらないのですが、本市全体から見ても、数が少ないのではないかと思います。

今後、Iターン・Uターン者の住居の確保として、賃貸物件の促進を図るべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 空き家バンクにつきましては、空き家の有効活用を促進し、地域の活性化や移住促進につながっていく施策となっております。

不動産事業者や関連団体との連携を深めながら、空き家バンクの利点を生かしていくことが必要であり、空き家バンクの使用を検討している方々にとっても有意義な情報であると考えております。

移住当初から、住宅を購入する、こういったことについてはハードルが高いと考えられますので、賃貸物件の登録を増やす手法について研究し、より多くの情報が提供できるよう施策の有効性を高めてまいります。

○12番吉嶺周作議員 最後になりますが、枕崎に移住・定住される方にとって、移住の確保…。

○永野慶一郎議長 時間となりましたので、以上で、吉嶺周作議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 よろしくお願ひいたします。

能登半島地震発生から5か月が過ぎ、6月1日現在で3,300人が避難生活の状況であり、5月30日までに238人の死亡が確認されています。関連死は30人、発表後に仮設住宅で独り暮らしの方の死亡も確認されております。

6月1日から食品営業許可制度が変わり、34許可業種から32許可業種になり既存の営業者においては大きな変動がありました。

質問いたします。市内産婦人科が分娩取扱いをやめて1年が経過する。現状はどのようになっているのかを質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 長年、本市及び南薩地域の周産期医療を支えていただいた市内産科医療機関が令和5年6月末をもって分娩の取扱いを終了されたため、現在は、本市居住の妊婦の方の分娩については、同年7月から分娩の取扱いを開始した県立薩南病院産婦人科や鹿児島市内の産科医療機関などを利用している状況となります。

詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○平塚孝三健康課長 市内産科医療機関が分娩の取扱いを終了した令和5年7月以降、本市居住の妊婦は、分散する形で県立薩南病院をはじめ、鹿児島市内の産科医療機関で出産されているところと。

令和5年7月から令和6年3月までの市内居住の妊婦の方の分娩実績を申し上げますと、合計52件の分娩がありまして、その内訳は、県立薩南病院が19件で全体の36.5%、枕崎市内から車の移動で1時間程度の産科医療機関3か所が21件の40.4%、その他が12件、23.1%となっております。

市内産科医療機関は、妊婦健診等につきましては継続して対応していただいておりますので、妊娠届出前の診察から妊婦健診は市内の産科医療機関で行いまして、妊娠中期頃に出産予定の産科医療機関に紹介してもらう妊婦が半数程度いらっしゃる状況です。

○9番 禰占通男議員 今、状況のほうを担当課長からありましたけど、実際、市内の産婦人科が分娩を取り扱わない、そういうことになった状況下ですよ、実際は市内の妊婦の方、これからの方、もう分娩が終わられた方、そういう方の何か要望とか意見とかそういうのは何も出てきていないんですか、現実として。どうなんでしょうか。

○平塚孝三健康課長 市内産科医療機関の分娩の取扱いを廃止されてから、直接、こちらのほうに意見・要望ということではなされていないところです。

○9番 禰占通男議員 ということはもう市内の出産に関する人なんかの考えというのは諦めですかね。何も出ないということは。

私は非常に大事なことだと思うんですよ。実際、我々の頃も都会に出ても、出産は自分が取り扱われた病院でやってもらいたいと、そういう意見を私が若い頃はいろいろ聞きました。そういう意見もまた出産する子供を持つ親からも聞いたことがあります。実際できればですよ、また再開してもらいたいなというのは思っております。

次にですね、それに関して今、意見とか何とかはないのかということをお伺いしましたが、市外での出産に関して、次の質問ですけど、助成は必要はないのかということをお伺いしますけど、いろいろ日本全国少子化で出産も難しくなって本市みたいなところがいっぱい出てきております。

政府は、一生懸命人口減対策だ、子育て支援だ、いろいろな手を打っていますけど、実際目の前にぶら下がっているものを取り除かないで何をしているのかという私の考えですよ。

そうした場合、今当局が、廃止になりまして1年たちました。そうした場合、市外で出産させてどのような助成が必要なのか、これについて何か庁内での意見とか、またこれからについての考えとか、そういう意見は出てないんですか。

また、そういう考えについて論議する場があるのかと、そこも伺っておきます。

○平塚孝三健康課長 今、市外での出産ということで、そういった交通費などの助成の考えはないかということの趣旨だと思いますけれども、現在はそういった助成制度はございません。

国は、令和6年度予算において、妊婦の居住地にかかわらず、安全・安心に出産できる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの交通費及び出産時の入院前に近隣の宿泊施設で待機するための宿泊費を助成するための事業を創設しているところです。

この事業につきましては、市町村が実施主体となりまして、都道府県からの間接補助による補助事業でありまして、県は、出産の際の交通・宿泊費の助成を行う市町村に対して費用の一部を助成するため、令和6年度当初予算にその費用を計上しておりますけれども、現在、市町村に対し具体的な事業内容が示されていないところでございます。

今後、県の動向を注視しまして、そういった助成実施に向けまして検討したいということで考えているところです。

○前田祝成市長 今議員のほうから、議論の場はというお話がありました。これは、今回の産科医療の件について議論をとということではないんですが、実は、若手職員と私自身が話をすることがございました。その中で、職員の中でやはりそういった産科医が枕崎から分娩ができなくなったというところに対する不安感でありますとか、具体的にそういった方がいらっしゃるというような健康課の職員の御意見とかそういうのは実際、聞いております。

先ほどの質問者の答弁でありましたように、来年度施策を考える上で、私のほうでも、また庁内で職員と議論する用意をしておりますので、その中でも、今健康課長から答弁がありましたよ

うな県の施策等をしっかりと見極めながら、今後の支援といいますか、そのあたりどういうものが必要なのかということについては、しっかり検討していきたい、そのように思っております。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 今課長から県、国、その部分の助成はあると。それで、市外で出産することになると、最初、妊娠初期は妊婦が運転していくことは可能でしょう。

薩南病院であれ、20キロちょっと、谷山地区まで走るっていったら、これ下手すると時間帯によっては1時間半以上かかったりします。

そうしたケースですよ、先ほど交通についてもいろいろありましたけど、タクシー券をあげたり、一番いいのは、単独で消防も持っていることだし、緊急車両の使用ということも考えていいわけでしょう。一番やりやすい柔軟に考えられる状況だと思っております。

それで、全国で見ると、いろいろタクシー券を配付している自治体もあります。こういった場合、やはり妊産婦の安心安全だと思いますよ。

それについては、今後、今市長もいろいろおっしゃいましたけど、事あるごとに取り組んでももらいたい。

皆さんも知っているかどうか知りませんが、私の後輩で医療機関に勤めていた方がおりました。今もう退職していませんけど、その前に森病院が分娩について廃院するってなったときに、いろいろ聞きました。片手必要だよと、医療費としてね、5,000万円。それで十分かということにはいかないけど、それにまたプラスアルファがあると。だったら、そのぐらひは私はどうにかできる金額ではなかったのかなってつくづく思っております。

それで次の質問ですけど、分娩をするために近隣自治体と協力し、宿泊施設を確保する取組も必要ではないかということで、病院独自で宿泊施設を取り組むというそういう医療機関もあります。

1自治体で取り組むのは大変でしょうから、金銭的にも環境的にも。そしたら、やはり医療圏ということで、この南薩、南九州市、南さつま市、枕崎市、そこら辺でお互いに財政も出し合って考える必要もあるんじゃないかと。

先ほど言いましたように、妊婦の安心安全ということですよ。ただでさえ少子化少子化といっって何も手を打たないというのもまたこれおかしい話です。どうなんでしょう。

これからを考えると近隣自治体と協力して宿泊施設を産婦人科の近くに確保するとか、そういうところをまた市民の皆さんにまた周知徹底して、よりよい環境で出産をしてもらいたい。そのお考えをお伺いいたします。

○平塚孝三健康課長 近隣自治体との出産の際に宿泊する施設の確保ということですが、今後、そういった実態調査を行いながら、その必要性を含めまして、今後研究を行ってまいりたいと考えております。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 母子保健情報ということで次の質問になりますけど、私もこの質問をするに当たって、この厚生労働省やいろいろなところを探索していたら出てきたんですけど、母子保健情報のデジタル化はどのような状況なのかということについて、まずお伺いしておきます。

○平塚孝三健康課長 今の御質問の答弁をする前に、先ほどの市外の出産に関しての助成制度について補足して説明しておきます。

国の今創設された事業につきましては、全ての妊婦の出産が対象になっているわけではなく、一定の条件があるということで御説明させていただきます。

ただいまの御質問につきまして、答弁いたします。

母子保健情報につきましては、令和2年度以降、マイナポータルを通じて妊婦健診、3～4か月、1歳6か月、3歳児健診の情報の一部は閲覧可能となっているところです。

国は、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充する方針ですので、国の動向を注視し、健康管理シス

テムの改修を行い、母子保健情報のデジタル化を推進してまいりたいと思います。

○9番 禰占通男議員 本市は、これについての取組状況というのは完全なんですか、どうなんですか。

○平塚孝三健康課長 これは国の事業でありまして、こちらの先ほど言いました妊婦健診の情報、3～4か月の情報とか、そういう情報を入力いたしまして、それが国のサーバー上に行きますと、それが更新されますと閲覧可能となるということになっております。

先ほどの市外での出産に対する補助制度ですけれども、ちょっと国の要綱で対処をしているものということで、住所地から最も近い分娩取扱施設まで60分以上の移動時間を要する妊婦、枕崎市内から最も近い分娩取扱施設は県立薩南病院となりまして、原則対象外となっているところ です。

そしてまた、もう一つ医学的理由によりまして、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦、ハイリスクの妊婦でありまして、住所地から最も近い周産期母子医療センターまでのおおむね60分以上の移動期間を要する妊婦ということで補助対象になっておりますけれども、これ枕崎市から最寄りの周産期母子医療センターは、鹿児島市立病院、鹿児島大学病院となりまして、いずれも60分以上の移動時間を要するので、対象となるということとなっております。

○9番 禰占通男議員 今、課長も言いましたけど、乳幼児の情報、これは市町村が必ず電子化する情報に指定ってなっていますよ。マイナポータルで閲覧できる母子保健情報と拡充ということにはですね。それとあと妊産婦の情報についても、市町村は必ず電子化する情報に指定されていますよ、これ。

令和5年3月14日母子健康手帳、母子保健情報に関する報告書なるもので、もう市町村は必ず電子化する情報に指定と。

だから、これは取り組むべきじゃないですか。だって、今、一般質問に当たったのときも、結局、本市にはかで出産して、母子と暮らしている人が移動するっていったときの情報提供になるんじゃないですか、これ。

私はこれを見たときにですね、今アナログでやっているものを、マイナンバーカードを使ってやりましょうということでしょう。どうなんですか。

○平塚孝三健康課長 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、令和2年度から妊婦健診、3～4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診の一部ですけれども、マイナポータルで閲覧可能ということとなっております。

○9番 禰占通男議員 実際、妊婦に関しての情報なんかも、喫煙、飲酒、感染症の検査、いろいろもう本当に生まれてくる子供に対しての影響はどうなのかということを記録するようになっていきますよ、これ。うちが取り組んでいなければ、ぜひ早急に取り組んでもらいたいと要望しておきます。

次に、食品衛生法の改正について質問いたします。

食品衛生法の改正による経過措置期間終了で、本市製造業等への影響はあるのかについて質問いたします。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、令和2年6月1日に施行されました改正食品衛生法について申し上げます。

食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律ですが、前回の法改正から15年が経過しており、食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応して食品の安全を確保するため、改正食品衛生法が令和2年6月1日に施行されました。

営業許可制度の見直し等、衛生管理の制度化につきましては、経過措置としまして令和3年6月1日までの1年間の猶予期間があったところです。

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から全ての食品等事業者は、HACCP（ハサッ

ブ)に沿った衛生管理の実施を求めることになり、これに伴い食品営業許可制度も変わりまして、この中で営業許可業種についても見直しがあり、許可から届出に移行する業種や統合される業種もあれば、水産製品製造業や漬物製造業などについては届出から許可が必要な業種として新設されたものもあり、最終的には、質問者からもありましたこれまでの34許可業種から32許可業種となったところです。

水産製品製造業に、本市の基幹産業でありますかつお節類製造業が区分され、営業許可が必要となります。

なお、既に営業していて、新たに営業許可業種となる水産製品製造業の許可を取得する場合は、令和3年6月1日から3年間の経過措置期間が設けられていますので、令和6年5月31日までに、かつお節製造に係る水産製品製造業の営業許可を取得する必要があったところです。経過措置期間中に、これまでの届出から改正された食品衛生法に基づく許可への切替え、申請が必要になったところです。

食品衛生法に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところによりまして、都道府県知事の許可を受けなければならないとされておりますが、本市の事業者は加世田保健所にて同手続を行うこととなります。

○9番 禰占通男議員 そうすると、本市で今この新しい食品衛生法によって営業できる事業数、把握はできているんですか、どうなんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの営業許可を取得しなければならない対象となる市内事業者の総数については、把握する方法がないことから、市としては情報を持っておりません。

先ほども申し上げましたとおり、営業許可の事務というのが加世田保健所で手続をされておりますので、こちらのほうで把握しておりません。

なお、鹿児島県が公開しているオープンデータによりますと、飲食店営業を含めた営業許可、全ての営業許可32業種の令和6年3月31日末時点での本市の許可件数は422件となっております。

○9番 禰占通男議員 422件。人口の割からいって、結構多いですね。

今、課長からもありましたように、課長から私も一言聞いた後に、県のほう、いろいろ調べているんですが、私が調べたときはメールで尋ねれば、答えられるようになっていましたので、それでメールでお尋ねしました。ちゃんと返信もあり、ありがたく思っているし、また情報の公開が行き届いてきたなあと思っております。

今、課長からもありましたように、枕崎市の3業種について回答しますという保健所からの回答でした。

水産製品製造業、申請が47件で許可が46件、食品の小分業の申請が6件で許可が5件となっております。そして、漬物製造業として2件に対して2件許可になっております。合計7件で53件が新しく許可取得者数ということで、ここに示しておきます。

いずれにしても、中には、ただ好きで農産物を加工、水産物を鰯の干物を作ったり、魚の干物を作ったり、それを今まで出していたのが、どうして世界の保健機構に関するHACCP（ハサップ）対象にならないといけないのか。本当に衛生に従事することはいいことですが、これが新聞等に出て、地元の味がなくなる。

一番の問題は東北の漬物ですよね。いぶりがっこという有名ながありますけど、やはりそこら辺も対応に追われているみたいです。

それで、一応、法律が新しく施行されたのはそれで仕方ないと思うんですけど、こういう法の改正による、新しく取り組まなければならないときに対して、行政としての在り方、今までやっている方に説明、またそれに対するいろいろな手助けが必要になると思うんですよ。

それについて、食品衛生法が3年間据置きになってきた間に、本市としての取組はどのようになされてきたのか、それを伺っておきます。

○**鮫島寿文水産商工課長** 食品衛生法の改正につきまして、以前の議会でも答弁をしましたが、うちのかつおぶし類製造業が基幹産業としてありましたので、加世田保健所とも話をし、業界の取組としまして、枕崎水産加工業協同組合のほうで全組合員を対象としまして、令和2年12月に保健所の担当者を招いて、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化及び食品営業許可制度の見直し等の講習会を開催し、食品衛生法の改正や食品営業許可制度の変更があった事項等について説明を受け、御指導いただき、ほとんどの組合員が受講されたと伺っております。その後も、加世田保健所からの指導・説明を受けていると伺っております。

また、かつお節製造業にそれ以外のところにつきましても、営業許可制度の見直し等の周知につきましては、県のほうで、他の業種においては管轄の各保健所から業種毎に講習会の案内を行い、事前に保健所へ申込み参加をされているようです。

具体的には、飲食業、お菓子製造業等については、各保健所に集めて講習会を開催し、参加を呼びかけたというところです。

また、その他の周知方法としまして、県からハガキ、文書で営業許可制度の見直しについてお知らせをし、またホームページ等でも動画等を使用して周知を図って、営業許可の制度の見直しについては周知をされたということでもあります。

本市におきましても、先ほど申し上げました水産加工組合とも協議をしまして、保健所と連携をしながら、事業者の皆さんへは周知をしてきたところです。

○**9番 禰占通男議員** 水産関係については、今課長からもいろいろ説明がありましたけど、本市の農産物、農産物を加工することだとジュース類なんかも含まれてくると思うんですけど、それに関するこの本市の農業生産者というのは何もないんですかね。どうなんでしょう。

○**沖園信也農政課長** 農業関係につきましては、御自分で消費される自家消費の野菜等を作っていられる方々で、Aコープにその余剰の分が出たら出荷をする出荷協議会っていうものがございます。そちらのほうでAコープで売場を持っているわけですが、そこにつきましては、加工したものの自体は取り扱っていないということでして、今回の法改正のほうには影響が及ばない方々でした。

農産物を栽培されている方々への周知というのは、JAのほうから周知を行っているところでございます。

○**9番 禰占通男議員** かつてミカン農家の皆さんはみんな王冠を取り付ける器具まで買っているのを私も見せてもらいましたが、一時はやってジュースを作るとかあったみたいですけど、もう今とんとなんかありませんかね。

次の質問ですけど、小規模事業者等の法改正に対応したこの加工施設等の設置状況はどのようになっているのか。

今ほとんど課長が答弁したように、それで大体想像はつくんですけど、現状としてはどうなんですか。市内のこの加工施設もろもろの設置状況というのは。

○**鮫島寿文水産商工課長** 先ほどの答弁と重なりますが、食品衛生法に基づく営業許可については県の事務でありまして、本市水産商工課で具体的な加工施設等の設置状況は分かりませんが、かつお節類の製造業につきましては、議員もお聞きしたとおり、一定の工場で施設等の整備はされたと思っております。

それ以外の部分につきましては、私どもで具体的な施設等の状況というのは把握してないところです。

それ以外の事業者におかれましても、保健所への営業許可申請の手続で指導を受け、そして施設改修・施設整備をされたものと認識しております。

○**沖園信也農政課長** 市の施設におきましては、妙見センターに農産加工室がございます。

農産加工室の利用は、みそやめんつゆ、先ほど議員が言われた昔はジュース等、そういったも

のなど自家消費用の製造に利用されており、販売目的での製造の利用はないところでございます。

以前、保健所の許可を得るために農産加工室の利用につきましては相談がございました。水道の蛇口等が衛生基準に適合していないため、現在利用に至っていないところでございます。

妙見センターにつきましては、今年度から県の地域振興推進事業を活用いたしまして、同センターの1階部分を改修する予定としてございます。農産加工室につきましては令和7年度に全面改修を行う予定ですので、その際に、その改修につきましては、3月議会の当初予算審査の際も説明をいたしました。地域の農産物等の独自商品の開発にも利用できるように、保健所の許可を得られるような整備も考えております。

○9番 禰占通男議員 その妙見センターについてちょっとお伺いしますけど、今回の改正によってですよ、住宅と切り離すっていうのは、メインなんですよ、今回の改正はね。

だから、皆さん加工室を改装するのに莫大なお金かどうか知らんけど、100万円単位でお金がかかるっていう、それで廃業する方が多いと。だって、小規模だったら住宅兼用でほとんどしているんだけど、結局、住宅兼用をやめるって言ったら、棟続きじゃ、簡単に言ったら駄目っちゃうことでしょう。

妙見センターの場合は、その加工場の改装が可能なんですか、あそこは。今の衛生法に関して改装するというのはどうなんですか。

○沖園 信也農政課長 先ほども答弁いたしました。令和7年度に全面改修を行う予定としてございます。今年度、設計委託に入っていきますので、その中で、業者と協議をしながら、そういった部分をクリアできるように協議を進めてまいりたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 もう一言付け加えれば、私もテレビで見たんですけど、天井から水滴が落ちてくると駄目だと。そしたら、普通の天井じゃ無理だということですよ。だって水平にもできない、空調施設も天井にはつけられない、もうそこから全部根本的に設計をやり直さないと許可にならないということですよ。設計、施工ね、それはお願いしておきます。

それで、いろいろ加工施設、法が改正なるもろもろのとき、これに限らずですよ、やはり業者が取り組むということに対して、市の助成の在り方というのも私は物すごく必要になると思うんですよ。だって、高齢者でもういいやってやめる方がいいですよ。その後に続いた若い継承者がどのようにして事業を引き継ぐのかってなったとき、やはり補助金なり、助成金なりがやっぱりある程度必要にはなってくると思うんですよ。

それに対して、現状はどうなんですか。今ある助成制度で改装、そういうことが可能なのかという、その点を教えてください。

○鮫島 寿文水産商工課長 食品衛生法の改正によりまして今回の営業許可を取得するための施設改修経費等について、鹿児島県や市の補助制度は現在ございません。

以前ですね、コロナの感染症のときに、令和2年に鹿児島県がコロナの感染対策、衛生対策ということで、アクリル盤とかビニールカーテン、そういった設置についての感染防止の支援があったところです。その中で関連して、先ほど農政課長からもありました、水道のセンサーつきの蛇口とか、そういったものを、食品衛生法の改正とは関係ございませんが、そのときに窓枠の改修であったり、換気扇の設置であったり、今申し上げました水道の蛇口のセンサー化、そういったものを進めた事業者も多くありました。

今回の食品衛生法改正により、営業許可制度の見直しがありまして、先ほど私が申し上げました営業許可が必要なところは総数は分かりませんが、業種的にも32業種ありまして、それらを全てに対して営業許可を取るために、これまでの飲食店営業されていたところは改修が必要となれば、そういったものについて支援、改修するという公平性を持った補助制度というのは、現在、県も市もないところであります。

○9番 禰占通男議員 本当にこれからの事業継承にも影響すると思いますので、いい方向で考え

て継続して取り組んでいただきたいと要望しておきます。

最後の質問になりますけど、災害関連死について、本市における災害関連死認定の対応はどのようなになっているのかということをお伺いいたします。

なぜこの質問になったかといいますと、冒頭申し上げたとおり、能登半島地震で関連死の認定について、県に委託ということで、それで30人の認定が行われたと。そしてまた鹿児島県の条例を見ましても、本市の条例を見ましても、関連死なるものに対する項目はございません。そして、弔慰金についての項目はあります。

それについて、私の思うところを質問しますので、これについて現状についてはどうなっているのか、それをお願いいたします。

○平田寿一総務課参事 災害により死亡した者の遺族に対しましては、法の定めるところにおいて災害弔慰金を支給する制度があります。この災害により死亡した者には、災害関連死として認定された者も含まれますが、災害関連死であるかどうかを判定するには、審議会その他の合議制の機関を置く必要があります。

国は、災害弔慰金の支給等に関する法律において、「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」と定めていますが、条例等を整備している市町村は全国でも半分以下であり、鹿児島県内の市町村においても、当該機関の設置について条例等を整備している市町村は、5つの市町にとどまっております。

今年1月の能登半島地震で大きな被害の出た奥能登地方の2市2町も発災時は条例の規定がなく、石川県が選定した医師と弁護士合わせて5人の委員の下で審査をする合同開催の形が取られたところでありました。

本市におきましても、条例の整備がまだなされておきませんが、できるだけ迅速な災害弔慰金の支給ができるよう、今後、法に沿った形で当該機関の設置に向けた条例の整備を検討してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 今、参事から説明がありました。内閣府としてもですね、防災を担当する関連死については、明確な定めはないと。極めてあやふやな取組ですね。

もう東日本大震災から十数年、熊本地震からも五、六年たちますけど、実際、弔慰金はありますから、被害を受けて亡くなられた方の再出発に対してはある程度の生活の糧にはなると思いますね。

一番の問題は、皆さんもまだ知らないと思いますけど、私も鬼怒川に氾濫があったときもちょっと用事がありましたのであっちへ行って、飛行機に間に合わないのでタクシーで最寄りの駅から走って何千円か払ったんですけど、タクシーの運転手に、ちょっと待っててください、すぐ帰ってきますと言ったら、何しに来たんですかって聞かれて、水没したところを見に来たと言ったら、そしたらタクシーの運転手がうちを見ればということでしたよ。

そのタクシーの運転手の話によると、300万円なんてもらったって何にもならんと。実際、住宅が水没したら、もうそれどころじゃないですね。災害関連死の弔慰金だって、そんなもんだと思います。だけど、僅かな額でも助かる人もいます。

ただ、災害関連死、亡くなった弔慰金、やはりその再出発するには必要な額ということですよ。やっぱりそれはそこで納得するしかないかなと。

できれば、今、参事も言いましたように、今後の取組ということで、簡単に言えば審査会のメンバーというのは、これには国の内閣府のやつで書いたやつをまとめたんですけど、審査会の言えば医師が2人、もう最低弁護士が3人、計5人で関連死かどうか審査するということですよ。明確な基準がないということで、それはもうその審査会の人のさじ加減ですよということですよ。

それとあと災害関連死となると、見守りとケアだということです。今日の全国版の社説にもありました。もう見守りとケアに尽きると。せっかく拾った命、65歳以上がほとんど関連死になるという中でですよ。

だから今までのうちも大きい災害というのは竜巻で1人亡くなっていますが、やはりいつも来る台風、やっぱりそれに対してそういった被害がないことを望んでいますけど、いざあったときにどうするのかと。

今、参事からもありましたように、これ1市でするのはちょっと難しいですね。できれば南さつま市、南九州市、枕崎市、指宿市の南薩4市、ここら辺でいつも防災会議なり、審議会なりでいろいろ皆さんも市長会なりで顔を合わすと思います。

そうした中で、やはり議題に持って行って、迅速な対応ができるように、私は必要だと思いますよ。ぜひそういうふうに取り組んでいてもらいたい。そしてまた、市民からも安心できる防災計画を今後進めてもらいたい。そう思っております。

以上で質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 皆さんこんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

今年も2024年核兵器禁止国民平和大行進が全国でスタートしました。鹿児島県も6月10日に鹿児島市を出発し、12日の午前中に指宿市、そして午後から枕崎に入りました。例年のごとく平和行進実行委員が市長に御挨拶の申入れをと言われましたが、あいにく市長は全国市長会に出席のため、副市長が対応されました。

日本の長い歴史を振り返ると、戦争も体験し、多くの命を失いました。

さらに、世界で最初の原水爆投下により広島、長崎で多くの人が犠牲になりました。

その後、1946年には、日本国憲法が制定され、戦争によって踏みにじられた自由と権利を守るため、第2章に戦争の放棄を掲げています。そして、2017年には核兵器禁止条約が採択されました。平和運動を発展させるためには、日本の歴史を包み隠さず子供たちに学校で学ばせることが大事だと思います。高齢化が進む中で、若い世代が日本の戦争体験を直に聞くことも少なくなってきています。

平和運動発展のためにも、子供や若者たちを引き付けるためにも、核兵器禁止国民平和大行進でくまなく各市町村を訪問し日本一周を目指す運動を、全国の皆さんと一緒に応援していきましょう。

それでは質問に入ります。高齢社会についてということでお聞きしていきます。

高齢化が進む中で、平均寿命が延びていると言われます。全国的には、男性よりも女性のほうが寿命は長いと言われていますが、本市の状況について、まず市長にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 全国の平均寿命は年々伸び続けており、男性よりも女性のほうが長くなっております。

平均寿命は5年に1度の国勢調査のデータを基に算出されますが、本市の状況については、平成12年は男性75.7歳、女性84.2歳で、令和2年は男性80.0歳、女性87.0歳となっており、令和2年と平成12年と比較しますと、20年間で、男性で4.3歳、女性で2.8歳、平均寿命が延びてい

る状況です。

○7 番 豊留 榮子 議員 高齢化が進む中で、本当に女性のほうが寿命が長いということで、頑張っていけないといけんと私自身も感じているところです。

次の質問ですけれども、現在本市に訪問介護事業所は何か所あるのでしょうか。また、事業所の運営状況や、事業所で働くヘルパーなど本市の状況は把握されているのでしょうか。

○福永 賢一 福祉課長 本市には介護保険施設など多角的な介護保険事業を運営する2つの法人が、それぞれ1か所ずつ訪問介護事業所を運営しています。

それぞれの訪問介護事業所においては、訪問介護員いわゆるヘルパーがそれぞれ5名配置されておりますが、職員の高齢化やパートの募集に対し応募がないこと等で、利用者のニーズに対してヘルパーが不足する状況があるようです。

このため、新規の利用者を受けることが困難であるとか、利用者の希望する時間に合わせたサービス提供が困難となり、身体介護の提供を優先し、生活援助のサービスに対応できないなど、ケアマネージャーにサービス計画の見直しを依頼する場合もあるようです。

○7 番 豊留 榮子 議員 本市に限らずですけど、どこの事業所も介護士が足りないということで、苦心されているんですけれども、今、支援介護が必要な高齢者にこれが行き届いているのかどうか、また気になる場所なんですけど、支援のサービスを待っている自宅待機の方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○天達 純子 地域包括ケア推進課参事 居宅生活におきましては介護保険サービスを利用する際は、要介護1以上の方は居宅介護支援事業所のケアマネージャー、要支援及び総合事業対象者の方は基本的に地域包括支援センターのケアマネージャーが問題点や課題を把握し、本人及び家族の意向を踏まえたサービス計画書を作成することになります。

本市におきましては、先ほどの福祉課長の答弁のとおり、訪問介護サービスに関しましては利用しにくい状況がありますが、その他のサービスにおいては、例えばショートステイを利用した日に施設に空きがなく、希望する施設を利用することができないことなどはありますが、全体的におおむね問題なく希望するサービス利用はできていると思っております。

○7 番 豊留 榮子 議員 ということは、今待機している方たちもそんなに不自由はしていないということでしょうか。

家族の方も、見守りをしていいらっしゃる方もいるかと思うんですけれども、今のところは大丈夫ということでしょうか。

○福永 賢一 福祉課長 支援サービスを待っている方の捉え方がはっきりと分かりにくいところではあるんですけれども、施設の入所を希望して自宅で待っている方には、今年の2月現在で70名となっております。

ただ、この方々は、居宅でいろいろなサービスを受けながら、先ほどの答弁のとおり、ケアマネージャーとのサービス計画に基づいて、居宅でのサービスを受けながら、施設の入所を待っていると御理解いただければと思います。

○7 番 豊留 榮子 議員 あまり心配なく、今のところは待機していいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

次ですけれども、高齢者が今後安心して生活できるような世の中にするには、本市としてはどこに重点を置いていくのか、それをお聞きしたいと思います。

○川野 優治 地域包括ケア推進課長 枕崎市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画では、「全ての人が健康でいきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、「健康づくりの推進」「高齢者を支える環境づくり」「地域ケアの体制づくり」「高齢者の積極的な地域参加」を基本目標に掲げております。

この基本目標を踏まえ、重点的な取組としましては、本市における中長期的な人口動態や介護

ニーズの見込み等を適切に捉え、介護サービス基盤の整備や地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて「地域共生社会」の実現を目指すとともに介護予防や日常生活支援の取組を促進します。

また、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、認知症施策を推進していきます。

加えて、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職に外国人の受入れなどの取組を総合的に検討し、介護人材の確保を図りたいと考えております。

○7 番 豊留 榮子 議員 いろいろなことを計画を立ててやってくれているかと思うんですね。家にいる間の介護状態を悪化させないためにも、近所の方の声かけでありますとか、できることはみんなでも協力し合いながらと思うんですが、本市においては、施設の不足も影響して、家族への負担が重くなってきているのではないかなと思うところもあります。

今、公営の施設はないとお聞きしていたんですけれども、本市にも、市が設置するような施設が必要ではないかと思うんですが、それはどのように考えていらっしゃいますか。

○福永 賢一 福祉課長 介護保険施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院がありますが、現在県内にある施設のうち、市町村が運営する施設は、大島郡大和村に介護老人福祉施設が1か所、垂水市に介護老人保健施設が1か所あるのみで、南さつま市の旧坊津町時代からある介護老人福祉施設については、令和5年に民営化されております。

本市における高齢者人口のピークは過ぎており、今後は少しずつ減少していく見込みのため、第9期介護保険事業計画においても、新たな施設の設置、整備は計画しておりませんし、その他の公立公営の介護事業所の設置整備も検討しておりませんが、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、地域包括ケアシステムを推進・深化していく必要があることから、第8期介護保険事業計画期間においては、看護小規模多機能型居宅介護事業所を1か所整備したほか、第9期計画期間においては、訪問・通所・宿泊の機能のある小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員の緩和を実施するとともに、サテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所を1か所整備する計画となっております。

このことで、施設待機者を含めた在宅介護サービスの利用者のニーズに対応していければと考えているところです。

○7 番 豊留 榮子 議員 今おっしゃられたのは本市が取り組む施設ということでもいいんでしょうか。

○福永 賢一 福祉課長 今、第8期と第9期の計画期間における整備は、市として計画を策定するものでございますが、市内の事業所、民間等の事業所に整備を行うものでございます。

○7 番 豊留 榮子 議員 それは本市にあるのではなく、市外にある施設を整備して作るということですか。

○福永 賢一 福祉課長 本市の介護保険事業計画になりますので、本市の中に整備をするものでございます。

○7 番 豊留 榮子 議員 それはもう具体的にここって決まってるんじゃないんですか。

○福永 賢一 福祉課長 第9期に計画しているサテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所は、以前から事業所、法人等から要望があったものが第8期の計画の中にも含まれていたものでございますけれども、整備が進まずに第9期に計画として含めて、整備を進めようとするものです。

○7 番 豊留 榮子 議員 それはとても大事なことだと思いますので、私自身は国や県の政策にとらわれずに本市独自でやってもいいんじゃないかって思います。

前は、県や国がこうだからということで、そうですかという感じだったんですけれども、本市独自の支援策も大事じゃないかというのをずっと思っていたものですから、今回はそれがちょっと具体的になってきたということですね。これをぜひそういう未来像というか、この若者たちが見て、ここに自分で住んで手助けをしたいとか、そういう仕事に自分も就いて一緒にこのまち

を暮らしやすいまちにしたいと思えるような未来像というか、そういうことを市長にお尋ねしたいんですけども、その点について市長の考えをお示してください。

○前田祝成市長 繰り返しになりますが、先ほど担当課長が答弁したとおり、第8期介護保険事業計画期間においては、看護小規模多機能型居宅介護事業所を1か所整備したほか、そして第9期計画期間においては、今申し上げておりますサテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所を1か所整備ということで、本市独自の取組も進めているところでございます。

介護保険制度自体は国の制度であり、開始から24年経過しておりますが、各自治体は3年ごとに事業計画を策定し、事業を推進することになっておりまして、本市におきましても、老人福祉計画と一体となる介護保険事業計画を策定して、本市独自の施策などに取り組んでいるところでございます。

現実の介護の現場で足りない部分を全て我々行政が担うということには当然難しい部分もあるかと思いますが、持続可能性を考慮しながら、あらゆる社会資源を活用すること、そして、地域福祉の力も重要だと認識してございます。それらを踏まえて、介護保険事業計画はしっかりとPDCAサイクルを回して策定するものだと思っております。

本市に現在ある介護サービス事業が、将来にわたって安定して利用者ニーズにこたえられるよう、我々として何ができるか常に研究していくことは必要だと思いますし、議員からございました本市の若者にとって、職業選択の一つに介護の現場が加わることは非常に重要なことだと思っております。

そして、先ほどから議員からもありました家族の負担っていう部分も当然あるかと思いますが、本市で多くの方がやっぱり地元で生活し続けるための我々としての努力もしっかり続けていかなければならないと思っております。そのために、やはりその家族というところをしっかりと大切にしていけないといけないという部分、そして、やはり世代間の連続性といいますか、そこを大切にする社会をしっかりと取り戻す必要があるんだと思います。これは枕崎に限らず、国全体としてもそうですけれども、家族の形がいろんな多様性が今、叫ばれたりもするんですが、やはりしっかりと、家族の関係、親との関係の連続性というのは、しっかりと社会として確立していく必要があるんだろうなと思っております。

そういった社会をつくることによって、そういう努力をすることによって高齢化社会を豊かな社会にして、ひいてはやっぱり少子化を止めていくことにつながるんだろうと思いますし、それはもう本当に枕崎だけの話ではなくて国としてしっかりとしたそういう世代の連続性というか、家族というものをもう一回、見つめ直していけないと、今のままではやはり高齢化、そして少子化に対応できないのではないかなと思いますので、我々としてもそういった意味でも努力していきますし、行政としての仕組みとしてのいろんな介護の施策っていうのも同時に進めていきたいとそうように思っております。

○7番豊留榮子議員 介護の問題ですけれども、これは決して市長も言われましたが、高齢者だけの問題ではなく、現役世代の問題でもあります。この若い人たちが自分たちの将来のこととして一緒に考えてほしいと言われているところです。介護保険制度は改悪が続き、限界が近づいているようです。

まずは、保険料やサービスの利用料を下げることで国による税負担を増やすことです。保険料を払っても利用料を払えないから使うことができない、これこそ保険あって介護なしです。みんなが自分たちのこととして受け止め、きちんと老いを見つめ、認知症があっても住み慣れた地域で生きることができ、介護サービスが保障される社会にしたいと誰もが願っていることだと思うんです。これはぜひ力を入れて取り組んでいってほしいと思うところです。

次の質問に入ります。

食料の自給率についてですが、これは農業から離れていく農家が今増えて荒れ地がだんだん広

がっている状況ですが、このまま放置しておいてよいのかと気になるところです。

○永江靖博農業委員会事務局長 ただいまの質問について、まず遊休農地の現状について説明いたします。

本市の遊休農地は令和4年度時点で64.0ヘクタール、耕地面積に対する割合は4.2%でしたが令和5年度においては80.4ヘクタール、率にして5.2%となり、面積で16.4ヘクタール、率にして1.0%の増加する結果となっています。

農業委員会では、貸借期限を迎える農地について、農業委員や農地利用最適化推進委員が土地所有者と現在の耕作者を訪問し、農地貸借の継続意向を確認しています。借り手の農家が高齢化等により規模縮小する場合など継続しないとなったときは、別の農家への貸借を促し、新たな遊休農地の発生防止を図っておりますが、新たな借り手が見つからない場合もあるのが現状です。

また、毎月遊休農地活用推進会議を開催し、所有者が貸出しや売却を希望する農地の情報を全委員で共有し、新たな受け手の掘り起こしを行うなど遊休農地の解消に努めているところです。

○7番豊留榮子議員 大変なことだと思うんですけども、現在の取組が、私が目につくのはそれぞれの茶畑、カラリモ畑への支援状況なんですけど、どのようになっているんでしょうか。

○沖園信也農政課長 遊休農地、耕作放棄地を解消する対策として、認定農業者等担い手育成対策事業において、耕作放棄地を取得、または借り受け、3年以上継続してカンショ等の農作物を耕作するための経費として上限で反当2万円の補助を設けてあります。また、今年度からは、茶園に対しましては、茶樹の抜根に係る経費を要することから上限で反当5万円の補助を新たに設け、耕作放棄地の解消、未然防止に向けた取組を拡充したところです。

田布川地区においては、令和3年度から、国の農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）事業により遊休農地に蜜源作物を植え、粗放的利用を行っております。この事業が令和7年度で終了することから、現在、県外の企業から、赤そばの種子の提供を受け試験的な栽培を行っており、事業終了後に、再び農地が荒廃化しないための取組を地域と一緒に進めているところです。

さらに、多面的機能支払交付金事業を活用している環境保全会では、遊休農地発生防止のための保全管理の取組もなされるなど、遊休農地が拡大しないよう取り組んでいるところです。

○7番豊留榮子議員 例えば農業機械を購入する際の補助制度なんですけれども、このお知らせはどのようにされているんでしょうか。

○沖園信也農政課長 農業機械の購入補助につきましては、市の単独事業の認定農業者等担い手育成対策事業で農業機械導入補助を行っているところです。

事業申請に当たりましては、毎年度当初に、対象となる農業者等それぞれに文書で通知してお知らせをしております。

また、農業者等から農業機械の購入や経営面積の規模拡大などの相談がある場合は、県等に補助事業がないか問合せを行い、可能な限り農業者等の負担が軽減されるよう努めているところです。

さらに、県等の補助事業の対象とならない場合は、市の単独事業で対応できないか、農政課内で情報共有を図りながら進めているところです。

このような事務処理の過程におきまして、農業者等と情報交換を行いながら、補助制度などのお知らせを行っています。

○7番豊留榮子議員 農業をされている方はそのようなお知らせがあつたりしますが、他市の方や農業をやりたいなといういろいろ調査されている方もいらっしゃると思うんですね。よそから入ってきて農業したいんだというような方たちっていうのはいらっしゃいますか。

○沖園信也農政課長 農政課また農業委員会もですが、新規就農したいといった方々の相談というのも年間10件前後あるかと思っております。

その際も、農地の貸し借りの件でしたり、実際、新規就農されたときの国の補助制度であつた

り、そういったものを紹介してまいります。その中で必要な機械等、年次的にこういった形で整備をしていくのかといったような相談も受けながら、こういった補助制度がありますよということでお知らせをする手続を取っております。

○7番豊留榮子議員 次ですが、野菜の輸出品も多く安心して食べることができないという声を聞きます。国産の無農薬野菜を作ることができるよう農業従事者への支援をすべきではないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○永江靖博農業委員会事務局長 先ほどの答弁と重複いたしますが、耕作者がいなくなった農地については、農業委員や農地利用最適化推進委員が近隣の農業者等を中心に声かけを行い、新たな借り手の掘り起こしを行っているところです。

現在の本市の状況を見ましても、まずは、農地の有効活用を図ることが第一と考えておりますが、このような取組を進める中で、無農薬野菜の栽培につながるような取組を農政課と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 空き農地への有効活用の声かけは、どのようにされているのでしょうか。

○永江靖博農業委員会事務局長 空き農地が出た場合に、まず、お声かけするのが、隣接で農業を営んでいる方々、その次にその地区にお住まいあるいは営農を行っている農家の方々に新たな農地が空きましたよと、御自分で作ってみられませんかという形でお声かけをしているところです。

○7番豊留榮子議員 それはスムーズにいつているのでしょうか。荒れ地になっているとかそういうことはないのでしょうか。

○永江靖博農業委員会事務局長 全ての土地がスムーズに移行するというわけではなくて、新たな作り手が見つからない農地がございます。そういった場合には、範囲を広げていきまして、取り残される農地がないよう努めているところです。

○7番豊留榮子議員 私もあちらこちらで荒れ地の畑を見るんですね、ここまだ決まらないんだっていつて見ているんですけど。空き農地への有効活用の声かけを何とかうまく環境を整えて、できることはないのでしょうかね。

○永江靖博農業委員会事務局長 農家の高齢化、後継者の不足は、早くから言われていることですが、昨今の農業資材の高騰が農業経営を圧迫していると。それらを農産品の値段に転嫁できないということで、離農あるいは規模縮小を考えている農家が増えているということは存じております。そういったこともありまして、簡単に規模を拡大することが難しい時期にあるのではないかなと考えております。そういった中で大規模農家だけではなくて、小規模、あるいは個人で、家庭で消費する程度の作物でも作りたいという方々まで広げまして、お声かけはしているところです。

○7番豊留榮子議員 是非、そのような声かけも本当に大変なことだと思うんですね。ですけど知らない人は全然知らないんですよ。そこに空き地があるとか荒れ地があるとか、もったいないと思いながら分からないから声かけもできない。

だから、そういう方たちにぜひ声がかかるような農業ができたらいいなって日頃思っているところですので、大変かと思いますが、荒れ地をなくしていく工夫をぜひ進めていってほしいと思うところです。

次に3番に入りますけど、国内で生産できるものは国内で。食料の自給率を高めていくにはまず農業の後継者をつくることが大事ではないかと思うんですが、本市の考えをお示してください。

○沖園信也農政課長 国は、食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組の中で、持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を位置づけており、農業の担い手の育成は国内農業の生産基盤の強化として重要なことであると認識をしております。

○7番豊留榮子議員 ここ数年の現状がどのようになっているのか、お聞きします。

○**沖園信也農政課長** 新規就農者は、国の新規就農者育成総合対策事業及び市の独自の農業後継者育成対策事業において助成対象としている農業者が、令和元年度が1名、令和2年度が6名、令和3年度が5名、令和4年度が2名、令和5年度が6名の20名となっております。

今年度の新規就農予定者は、3名となっています。

このほかにも、定年退職等に伴い就農された方々がおりますが、詳細な数字は把握していないところです。

○**7番豊留榮子議員** こうして1人2人でも、だんだん増えてくるということは本当にありがたいことですし、何か希望が持てるなと今思いました。

この農業を国の基幹産業として位置付けて、豊かな自然を生かして若い世代が取り組めるような対策が必要じゃないかなと思うんですけれども、何か考えていらっしゃるでしょうか。

○**沖園信也農政課長** 新規就農者に対しましては、新規に農業を始めてから経営が安定するまでの一定年数、国からの補助を受けられる新規就農者育成総合対策事業がございます。また、国の事業対象とならない新規就農者に対しましては、市独自で農業後継者育成対策事業を設け、就農初年度に補助を行っております。

今年度からは、若者が抱える奨学金返還による負担軽減を図るなどの目的で枕崎市奨学金返還支援補助金が創設され、新規就農者も対象としておりますので、このような制度の周知を行いながら農業の担い手確保を図り、少しでも食料自給率の向上に寄与できるよう努めてまいりたいと思っております。

また、食料自給率の向上のためには、消費者や食品加工をする方々が国内で、また地域で生産された農畜産物等を購入、使用する。さらには、商品を売る側も、国産品、地場産品を仕入れ、販売することが重要なことと考えております。そのためには、農家などの生産者も消費者等を選択してもらえ安全で良質な農畜産物等を生産する必要がありますので、農家等への意識の醸成をさらに図っていきたいと考えております。

○**7番豊留榮子議員** 農業を守っていくということは本当に大変なことかと思うんですけれども、市がそうして力を注いでいけば、農業者の皆さんもやる気を起こして、若い方たちも立ち上がってくるという気がしますので、ぜひこれはお願いしたいと思います。

そして、食料の自給率についてなんですけれども、食料の自給率こそ平和への道です。アメリカであれ、中国であれ、今輸入が止まれば大変です。このような状況に日本がなったなら、できることは国内でできるものは国内でつくること、そして自給率を高めるより、ほかにないと思います。日本国憲法の前文には「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに存在する権利を有することを確認する」とあります。「全世界の国民が」です。どんどん輸入して他国の食料を奪ってはならないということですね。

また、農業の後継者をつくるためにも、国が農業予算をもっと増やすことです。1980年代は、3兆7,000億円あった農業予算が、今は2兆3,000億円に減らされました。これで日本の食が守られるのでしょうか。大軍拡より農業予算を倍増すべきではないでしょうかと思います。

次の質問に参ります。最後の生活道路の管理についてです。市内道路の点検はどのようにされているのでしょうか、まずお尋ねいたします。

○**神浦正純建設課長** 建設課が所管する道路は、1級市道が38路線、約41キロメートル、2級市道が19路線、約29キロメートル、その他の一般市道が1,051路線、約413キロメートルで、計1,108路線、約483キロメートルとなります。

1,000路線を超える市道の点検は、道路構造物の危険箇所を把握するため、年間を通じて職員や道路作業員で実施している道路パトロールや市道伐採時の目視による点検が基本となります。

しかしながら、道路パトロールなどでは、全線を把握することが困難であることから、年間100件を超える市民からの情報提供により、修繕箇所や危険箇所などの現状を把握しているとこ

ろです。

市道の中でも、お尋ねの生活道路については、地域の方々からの情報提供が特に貴重であると考えております。

○7 番豊留榮子議員 市内道路って簡単に言うんですけども、市内には本当に道路がたくさんありますよね。本当に大変かと思います。幹線道路の危険箇所が数か所に及ぶと、長さもあることから区切りながら、その危険箇所の大きな場所から補修していくということになりますが、簡単な補修ですとすぐに道路が傷んで何度も何度も手入れをすることになったり、道路の景観も悪くなります。道路一帯を続けて改善するには、何か決まりがあるんでしょうか。

長い道路だと一遍にはできませんよということのかもしれませんが、所々やっていくということだと凸凹した感じになるんですけども、一本線をずっと続けてやるというような何か決まりでもあるんでしょうか。

○神浦正純建設課長 お尋ねの道路の改修等の判断基準としましては、幹線道路、生活道路、通学路などの道路の利用形態や、車両の交通量などを考慮した上で、危険箇所が部分的な補修で対応できるのか、全体的な改修が必要なのかを判断しています。全体的な改修が必要である場合は、相応の事業費がかかることから、交付金事業や補助事業及び過疎対策事業債などの採択要件を確認し、より効果的な事業となるよう、年次的に実施していくこととなります。

○7 番豊留榮子議員 私もあちこちの道路を回って歩いたんですけども、凸凹道路をすぐ補修してくださったり、でもそれがある程度もう数か月は持つんですよ。だけどまた雨が降ったり、大型車が通ったりするとまた凸凹になったりする。そういうことがずっと続いていると、何かこう、もうちょっとできないのかなあという、もうきれいな道を走ったりすると、道路ってこんなに滑らかにずっと走れるんだという感じのところが何か所かありますよね。それも長い距離じゃないんです。一本線の中のごく一部分だけが、そういうきれいな、こんなに滑らかなでガタゴトもしないんだっていうような道路が、こういう道路がずっとできたらいいのになって、つくづく思うところです。

次の質問ですけども、歩行者用のガードレールが道路全体を見てもみると、すごく古くて、さびついている所を見かけたりするんですが、歩行者用のところにあるガードレールがさびたりしているのは危険ではないんでしょうか。それをお尋ねします。

○神浦正純建設課長 ガードレールやガードパイプなどの修繕等の判断基準としましては、さびや腐食の場所や程度により、構造的に影響のあるものとないものに区分しています。

ガードレールやガードパイプなどの表面のみのさびの場合は、構造的に特段影響はなく危険性は少ないと判断しており、経過観察による対応を行っています。

一方、支柱の根元の地面と接する部分や支柱とレール及びビームの接合部に見られるさびの場合は、腐食が進行した場合、構造的に影響があることから、危険性があると判断し、部分的なものは、部材の交換や溶接などの補強補修を施し、連続的なものは、年次的に更新を行っています。

なお、構造的に影響がなく危険性は少ないと判断した箇所であっても、特に通学路における歩行者のさびによるけが等の防止や、腐食の進行抑制のために、さびの状態を経過観察の上、必要に応じて塗装を検討していきます。

○7 番豊留榮子議員 古いガードレールに限らず危険箇所は、行き交う車や通行人が目につくような簡単な立て看板を設置する必要があるかなと思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○神浦正純建設課長 建設課では、先ほども御質問の中でありましたが、例えば、道路舗装の凸凹や沈下による段差などで、通行に支障があり、危険性があると判断した場合は、早急に対応できない箇所について、コーン設置や段差あり徐行などの看板を設置し、注意喚起を促すよう対応しております。

○7 番豊留榮子議員 立て看板が必要じゃないかって私が思うのは、以前、道路脇に草が伸びる

と除草剤をまいていたんですね、今もまいているんですけども。そこを通学道路であつたりすると、幼稚園の子供も歩いたりするので、もしそれに触って、触った手でなめたりしたら、ちょっと危険だと思ったものですから、ここに立て看板を立ててくださいって要望したことがあるんです。そしたら即、今、除草剤をまいているから触らないでくださいという立て看板を立ててくださって、その後もずっと今も続いていますよね。除草剤をかけているところには立て看板が出ているという。だから、そういう小さなことって、私たちでも気がつかないです、子供がいらっしゃるお母さんだから気がつくという状況もありますので、そういう立て看板も大事なかなと思ったりしますね。

瀬戸公園にしても、昔は瀬戸公園という看板すらなかったんですね。市内の方ですけども、瀬戸公園ってどこにあるのって聞かれたことがあるんですね。有名な瀬戸公園を知らないのって言うて。そしたら、知らないどこにあるのって。いや、桜が咲けば有名ですよって言えば、え、そうなのって言いながらね。そのときもそのようなことを市にお願いしたら、瀬戸公園の看板も立ててくださって、桜の時期になると、瀬戸公園の桜が見頃ですとか何とか書いた看板を立ててくださっているんですね、いまだにそれも続いていますけれども。そういうことで、立て看板が邪魔になるといけませんけれども、そういうぱっと見た目に、車で通った瞬間だけでも見られる瀬戸公園も桜の時期かとか。そういうことになるかと思いますので、この立て看板はとても大事なかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時9分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

〔眞茅弘美議員 登壇〕

○8番眞茅弘美議員 先日6月13日の南日本新聞の1面に、自治体3割給食費無料化の見出しが大きく記載されておりました。

公立小中学校で条件を設けずに給食を無償提供する自治体が2023年9月時点で30.5%に上がったことが、12日文部科学省の調査で分かったそうです。17年度に行った同様の調査では4.4%で7倍ほどに大きく増えたということでもあります。

新型コロナウイルス対策でできた地方創生臨時交付金が後押ししたようです。

ただ、無償化した自治体の1割以上が、交付金の裏づけがない24年度以降は実施予定がないとしており、継続性や地域間格差の課題も浮き彫りになったということでもあります。

鹿児島県教育委員会保健体育課によると、県内は13市町村で30.2%という結果が出ております。

そして先日、国は6月5日、子ども・子育て支援法を発表しました。私はこれに期待しました。

現代においては、子供たちの権利保障を担保するには、自治体に丸投げという状態は通用しないと存じます。実際のところ、この南薩で人間の取り扱いになっているのではと残念でなりません。それだけ社会の仕組みが逼迫しております。

社会や生活にゆとりがあれば、行政のサービスに左右されずに、慣れ親しんだ故郷にとどまる方が大半なのではないでしょうか。

全国レベルの給食提供義務と無償化義務を国で整えていかなければ、地域間格差は解消しないのではないのでしょうか。

それでは本日は、大きく4つの質問をさせていただきます。

まず、高血圧対策プロジェクト事業についてでございます。

本市は、以前から脳血管疾患の死亡率が多いということで、平成19年から生活習慣病対策事業に取り組んできました。

しかし、健康に無関心な市民が多いということが課題であり、多くの市民が参加できる事業として血圧測定プロジェクト事業を始めました。

そこで、これまでどのような取組をしてきたのか、その結果、血圧測定器の定着率をどのくらいだと考えているのかをお願いします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 本市では、脳血管疾患の標準化死亡比が高く、また国保医療費が高いことが課題となっており、その課題改善に向けて、鹿児島大学や本市医師会と共同で、令和元年度から高血圧対策事業として、高血圧ゼロの街枕崎プロジェクトに取り組んでまいりました。

当初は、まずは多くの市民に自分の血圧を知ってもらう取組を進めるため、血圧を測ろう祭りの開催や、市内の公共施設をはじめ、コンビニエンスストアやパチンコ店、居酒屋など100か所に家庭用自動血圧計を設置するなどの事業を計画し、実施しました。

令和2年度以降、コロナ禍の影響により、市内に設置した血圧計を撤去し、血圧を測ろう祭りの開催を見合せ、感染対策を講じながら、できる範囲での活動に切り替えて事業を実施したところです。

プロジェクト開始前の平成30年の本市の脳血管疾患の標準化死亡比は、男性が全国平均の1.54倍、女性は1.47倍でしたが、令和3年は男性が1.34倍、女性が1.27倍となっています。依然、国県よりは高い状況ですが、プロジェクトを継続することで、市民に高血圧予防のための生活習慣が浸透し、結果として脳血管疾患による死亡も減少していくものと考えているところです。

経過等詳細につきましては、担当参事が答弁いたします。

○森智賀健康課参事 高血圧対策事業、高血圧ゼロの街枕崎プロジェクトの近年の経過について説明いたします。

令和3年度から2年間、厚生労働省の食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業に実証フィールドとして参加し、枕崎市国民健康保険の特定健診において、尿中カリウム・ナトリウム値測定、アンケートになりますが、塩分チェック・カリウムチェックの実施、ナトカリ計を用いた尿中ナトカリ比の簡易計測及び保健指導を実施しました。

同時に、食環境整備として、市内のスーパー等で販売されている減塩食品を調査し、市ホームページに一覧を掲載し、減塩食品の認知度を高めるとともに、同食品の普及、活用の推進を図ることを目的として、市内2高校の生徒を対象とした減塩レシピコンテストを実施しました。

家庭での血圧測定の習慣化を目的とした家庭用血圧計配布事業は、令和3年度末から取り組みましたが、参加者が少ない状況でした。

広報の方法を見直したところ、令和5年度においては33組129人が参加しました。今年度も引き続き実施しています。

また、今年度から市内の公共施設等へ血圧計設置を再開し、日常的に血圧測定を促す環境づくりに取り組んでいます。

このプロジェクトは、市民に血圧を測定してもらうことで、健康意識の向上を図るとともに、多くの市民の血圧が正常化することにより、脳卒中や心筋梗塞、人工透析などの生活習慣病の重症化を防ぐことなどを目的に実施しています。

プロジェクトに取り組んできたことで、自身の血圧値に関心を持つ市民は増加していると感じますが、家庭用血圧計配布事業の参加者アンケートの結果や、別の機会での市職員へのアンケートの結果を見ると、血圧測定が習慣化している市民は多くありません。

高血圧予防をはじめとする生活習慣病対策は一朝一夕に効果が現れるものではなく、10年、

20年と時間を要するものと考えています。

自身の健康に対して興味がなく、食習慣や運動習慣を改善する気がない健康無関心層へのアプローチは困難なものの、健康づくりに対して関心が向き始めている、または行動の準備ができていく層への働きかけを続けることで、市民全体の健康意識を高めていくことにつながると考えています。

○8番眞茅弘美議員 血圧測定器で気軽に血圧を測定してもらおうということで、今参事がおっしゃられましたとおり、市内の公共施設や商店など100か所ぐらいに置いてもらってありました。

しかし、コロナ禍となり回収せざるを得なくなったということでございます。

今また、公共施設等に置いているということでございましたが、せっかく以前そういう取組をしましたので、何か所ぐらいに置いていく計画なんですか。

○森智賀健康課参事 現在、順次設置を行っているところですが、計画では二十五、六か所になる予定です。

○8番眞茅弘美議員 先ほどおっしゃったとおり、血圧を測定する習慣づけは本当になかなかだと思います。

それとですね、血圧測定は血圧測定で大事ですけども、近年若い世代の方でもコレステロール値が高く、血管疾患といわれる方が増えております。

今後を考えると、若い世代の高血圧予防も大事になってくるとは思いますが、そこら辺をどのようにアプローチしていくのかをお願いします。

○森智賀健康課参事 議員のおっしゃるとおり、血圧を上げないための生活習慣改善と併せて、それ以外のコレステロール値とかそういった全てに関してですけれども、生活習慣の改善の意識をつけるというところは非常に大切だと考えています。

コレステロール値に関しましては、血液検査をしないと分からないところになってきます。

なぜこのプロジェクトに取り組むことになったかという、血圧自体は血液検査をすることなく、自分で計測ができるというところで、まず自分の健康状態に関心を持つていくための最初の段階として、血圧測定から始めていこうということになっています。

血圧を知ることによって、他の自分の健康状態に関心を持っていただくというところの入り口としているところです。

ですので、血圧を知ることが、まずは全ての生活習慣病対策の入り口になっているというところで進めているところです。

健康課では、高血圧予防を含めた生活習慣病予防の保健指導として、特定健診受診者への特定保健指導や結果相談会、それからハイリスク者運動教室、糖尿病性腎症重症化予防教室等の事業を通しまして、保健師や管理栄養士、健康運動指導士が栄養指導や自宅でできる運動指導等を行っているところです。

○8番眞茅弘美議員 高血圧対策の効果を上げるために、血圧測定というところは分かるんですが、そこと同時に、やっぱり血圧測定だけじゃなくて、高血圧にならないようにするという取組も大事かと思います。そのためには、やっぱりバランスの取れた食事と適度な運動だと思います。ここのところを市民の皆様に認識していただきまして、日頃の生活の中に習慣化することも大事だと存じます。

食事は日々の積み重ねでもございますので、健康でいられたり、また病気になったりもします。高齢者の方はもちろんですが、働き盛りから下の年代の方々にも危機感を持ってもらうにはどうすればいいかというところですが、例えばですけど、健康をテーマにしたマルシェを開催して、その中で血管年齢を測るとか、そういう健康に興味を持ってもらって、血管疾患の説明を、説明して難しくするとあれですけども、そういう話を聞けるブースをつくるとかですね。

また違うブースでは、健康でいられるおいしくて簡単な料理教室を開催するとか、そういうこ

とも、例えばですけど開催すれば若い方々にも集まってもらえると思います。

妙見センターも調理場の改修もありますので、そういうところを利用して、マルシェの開催とかしてみたらと思いますけども、これに関してはいかがでしょうか。

○森智賀健康課参事 先ほども申しあげましたような、健康課での保健指導というのは実施しているところです。

コロナ禍以前に実施していた、定期的に参加できるような教室型の保健指導は現在行っていないところですが、そういったところは今後また実施することも検討していきたいと思っております。

マルシェといったそういうイベント型のものになると思うのですが、昨年度も血压を測ろう祭りを地域包括ケア推進課と共同開催しておりますが、参加者はやっぱり高齢者が多いところではあります。

今後若い世代の方たちにも参加していただけるような内容も検討していきたいと思っております。

○8 番眞茅弘美議員 よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。本市の地域福祉についての考え方ををお願いします。

○福永賢一福祉課長 近年の地域社会においては、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等を背景とした複合的な課題を抱えた問題が生じており、多様化する福祉ニーズに対応するため、本市では令和4年度から令和8年度までを期間とした地域福祉計画を策定し、取組を推進しております。

この地域福祉計画は、地域の助け合いによる福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくり、ともに生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画であり、本市では、思いやり支え合い全ての人がいきいきと暮らせるまち枕崎を基本理念として掲げ、基本理念実現のための3つの基本目標を定めて推進しているところでございます。

○8 番眞茅弘美議員 その計画の中で、統計データやアンケート調査結果から浮かび上がる本市の課題として、地域福祉を支える担い手の減少や、関係団体等のさらなる連携の強化などが上げられておりますが、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○福永賢一福祉課長 先ほどの答弁で基本理念を掲げ、基本理念実現のための3つの基本目標を定めている旨答弁いたしました。その基本目標の一つである地域を支える仕組みをつくるでは、行政が取り組む行動目標として、専門的な人材の配置や研修等の実施により、相談体制の強化を図ることや、庁内の連携体制や関係機関等と連携した支援体制の構築、充実を進めることを掲げているところでございますが、現状としましては、必要な専門職の人数を十分に確保できていないことなど、支援体制の構築充実が進んでいないことが課題となっているところでございます。

また地域においても、策定した段階がコロナ禍でのスタートとなったこともありまして、なかなか地域での活動も十分にできていないということで、活動が制限される中での計画スタートとなりましたが、少しずつ取組を進めて、理念、目標に近づけていく努力を続けていくしかないと考えているところでございます。

○8 番眞茅弘美議員 地域のあらゆる主体の協働、公的な福祉サービスと住民主体の活動が協働し、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められております。

そして、自助、互助、共助、公助の定義があるわけですが、この自助の部分ですね、自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために健診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力と定義されております。

この自発的に生活課題を解決する力のある方は、自発的に行動に移していると存じます。そして、介護事業などを使い介護施設やケアマネージャーとの関わりがある方は、相談事も担当のケアマネージャーに相談できると思います。そして、本市では様々な生活支援サービスを実施して

おります。福祉給食サービスや外出支援サービス等を利用している方も、何か気になることがあれば、その方のニーズに合わせていろいろつなげていけると存じます。

しかし、それ以外の高齢者や、現在は結構な割合で大人のひきこもりの方もいらっしゃると思います。そのような方々が何か相談をしたいというときに、果たしてどこに相談するのか。

その方たちがぱっと浮かぶのは、民生委員ではないかと思うんですけども、実際、直接的な相談が民生委員の方に年間どのくらいの件数的にはあるのかをお願いします。

○福永賢一福祉課長 本市には、地域を担当する民生委員、児童委員が57名おりまして、また児童を専門的に担当する主任児童委員が3名、全部で60名市内にいらっしゃいます。

毎月、民生委員協議会の定例会のときに、前月の活動状況等の報告をいただきながら、民生委員協議会で年間の集計をしているところです。

関係制度別の相談指導件数が集計されているわけですが、令和5年度におきましては、全体で1,423件の相談等を各民生委員が受けている状況がございます。

その中で一番多いものが、住民の日常的な支援に関する相談、こちらが655件です。

その次に多いのが、健康、保健医療に関する相談が96件、それから在宅福祉に関する相談が86件、あと児童福祉に関する部分が78件という形で、生活環境に関する部分が59件、そういうような形で、全体で1,423件の相談を受けている実態がございます。

○8 番眞茅弘美議員 地域福祉については、主に福祉課が中心となりまして、健康課や地域包括支援センターも関係してくると存じます。

しかし、行政にほとんど関わることもない市民は、何か困ったというときに、これはどこに聞いたらいいのだろう、誰に相談すればいいのだろうと戸惑う方もいらっしゃると思うんですね。

民生委員への相談件数が年間1,423件ということでございました。民生委員の方々には本当にお疲れさまですと言いたいんですけども、民生委員の方々も本当に高齢化しておりまして、その活動する中でもいろいろ大変なことがあるようです。

なかなかおうちの中に上がるということが、よっぽどの人間関係がないと、これまでいろいろちょっとしたものを紛失して疑われるとか、異性間のことでというようなこともあると聞いております。なかなかおうちの中に入るってということが難しいと。

どうしてもというときには公民館長にお願いしたりとか、同じ民生委員の方に行ってもらったりとかということもしてくださっているようですが、そういう状況であるようです。

緊急事態や病気の早期発見、また生活上の相談事にスムーズに対応できるようにするには、どうすればいいのかというところですが、私はですね、民間の手を借りたらどうかと存じます。

例えばですが、看護師だと家の中に入れてもらえる。専門職でもありますので、いろんな市民の方たちに、看護師ですけど入ってもいいですかと言うと、どうぞって気軽に言うてくださることが多いようなんですね。

訪問看護に携わっていらっしゃる方の話では、おうちの中に入ってみると、病院から頂いている薬も物すごくたまっていたとか、間違った飲み方をしているとか、重複受診をしているだとか、家の中がもう物すごくごみだらけで汚い状態になっていたのを、ちょっと片づけてあげて、問題解決に結びつけているというようなことも聞いております。

そしてですね、障害者の関係ですけども、障害者計画の中の相談相手は誰ですかという問いの回答で多かったのが、障害者の方も専門職や医療関係者というのが72.8%となっております。

訪問看護で回っている看護師が家の中に上がられてですね、いろんな解決に結びつけて、そして、お一人お一人に正確な情報を届けて、様々な問題解決につなぐ大事な役目を担っていけると感じております。

担当課としても、もう本当に今はそれぞれの業務で手いっぱいなのではないでしょうか。

職員を増やすことを考えれば、その部分に、医療、介護、福祉に関する相談、支援、地域課

題の抽出の役割の部分で民間の手を借りてはと存じますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○福永賢一福祉課長 本市の地域福祉計画の基本目標の1つに、支援を必要とする人とつながる仕組みをつくるというのがあります。

先ほどもありましたように、民生委員、児童委員が地域にはいらっしゃいますけれども、ある程度は把握ができていると思われませんが、質問者がおっしゃるように、支援につながらずに埋もれているケースも考えられますので、既存の関係機関との連携体制を強化すること、例えば介護保険特別会計の中に地域支援事業がございまして、そちらの中にも、在宅医療介護連携推進協議会という組織もございまして、そういったものをうまく活用して、連携を図って情報共有していきながら、支援をつなげていく取組にしていくことや、また、近年取り組んでいる企業等の包括連携協定の活用であるとか、現在5団体が登録している地域見守り活動協力事業者との連携するなど、今でもできることを進めながら、そういったつながりを強化するための施策部分については、また次期の計画策定の際の検討課題としたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 ちょっと今からパネルで紹介させていただきます。

[パネルを掲げる]

○8番眞茅弘美議員 これは松戸市の取組ですけれども、フレイル予防事業とかですね、いろいろアウトリーチの問題を全世代への相談に対応するという仕組みをつくっているということですね。

高齢や障害、子供など、世代や領域を問わず、医療・介護・福祉・行政に携わっている方々からの相談に応じているということです。

地域を一つの病院として捉えまして、このようにですね、なかなかアウトリーチですね、必要な助けが届いていない人に対して、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行うことができていますということです。

本市でも、在宅医療・介護連携の推進ということで、体制づくりはしているかと思いますが、さらに充実するというので、参考にいただければと思っております。

この松戸市の取組は、枕崎市出身の医師の方が中心になってつくられたということでございます。紹介としては終わります。

[パネルを下げる]

○8番眞茅弘美議員 先ほどのですね、最初の1つ目の質問にも関係してくるんですけども、救急以外の困ったときの相談ですね。とにかくここですという相談場所があれば、市民の皆さんも安心して生活できますし、そしてまたさらに、夜間や日曜、祝日も考慮していただけるのではないのでしょうか。

そして、例えば家に入ってみると、重複しますが服用していない薬や湿布をたくさんためている方も結構いらっしゃるようです。重複受診もありますので、このようなことを一つ一つ丁寧に解決すれば、かなり医療費の削減にもなると存じます。

そして、生活習慣病やフレイル予防の改善の食事指導や気軽に続けられる運動なども、民間の手を借りてみてはどうでしょうか。

なかなか市の事業に参加できない方々も、情報すら知らない人たちも導ける手だてがあるかもしれないですね。これは要望しておきます。

次の質問に移ります。次に、給食費の助成について聞いてまいります。

まず、これまで本市の学校給食費は保護者間で担当を決めて徴収して、集落ごとに給食センターに振り込んでおりましたが、徴収に様々な問題があり、口座振替にしてほしいという声があり、担当課で検討していただきまして、本年1月から口座振替となったと聞いておりますが、スムーズに運用されているのでしょうか、お願いします。

○高山京彦給食センター所長 学校給食費の口座振替につきましては、今質問者からございましたが、本年1月から開始されたところです。

これまで学校給食費の納入につきましては、個人による納付や各地域の子ども育成会担当者による集金納付でしたが、保護者の負担軽減や現金取扱いによる紛失の事故の未然防止など、利便性の向上が図られているところです。

口座振替の開始に至るまでには、個々の収納状況を把握するための給食費システムを導入しまして、現在活用しております。

口座振替導入に当たっては、保護者間との手続など煩雑な面もございましたが、保護者をはじめ学校の協力を得ながら、予定どおりのスケジュールで開始されたところであり、現在、スムーズな運用ができています。

一方で、預金不足等によって振替不能となる方がおりますので、個々の収納状況を早急に把握しまして、その方たちに対し口座振替不能通知書と納付書を送付し納付を促すなど、新たな滞納につながらないよう早めの対応を行っているところでございます。

○8 番眞茅弘美議員 一般会計とは別会計だったために、手続に時間を要したと存じますが、口座振替の運用となりまして、保護者の皆様も安堵されているのではないのでしょうか。

それでは、次の質問に入ります。給食費の助成についてです。

この給食費の助成については、昨年9月議会でも、子育て支援についての質問の中で同じような質問をさせていただきましたが、なぜまた再度同じような質問をするのかと思われるかもしれませんが、それは、やはりこの給食費の助成を望む声がとても多いということでございます。

また、昨年の10月に市民と市議会との意見交換会を開催いたしました。

テーマは「枕崎の人口問題について考えよう！～安心して住める夢のある枕崎を目指して～」でした。

ワークショップ方式でしたが、子育て支援についての意見がたくさん出ておりました。実際に給食費の助成と記入していらっしゃる方もおりました。市議会のホームページ上でも結果の報告が出ておりますので、御確認された方もいらっしゃるかもしれません。

そこで、以前と同じく、私の考えといたしましては、近隣市が全額無償化するからといって、全額無償化とは言いません。それは財源の問題があるからです。

コロナ禍から、物価高騰の暮らしの中で市民は何を削ろうかという毎日です。

市民に寄り添う姿勢をお願いしたいと思いますが、この給食費助成についていかがでしょうか、お願いします。

○高山京彦給食センター所長 学校給食費につきましては、上昇する物価の影響や材料費の高騰を受けまして、令和5年度に小学校が月額4,000円から4,300円、中学校が月額4,700円から5,000円に、それぞれ月額300円の値上げを行いました。子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、子育て支援を推進するため、その値上げ分の補助を行っており、令和6年度も引き続き実施しているところです。

現在のところ、補助額の増額といったことは考えておりませんが、今後、物価高騰等が続きまして、給食費の値上げに至った場合は、さらにその値上げ分を加算し補助額を増額して、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っていくことは考えられます。

○8 番眞茅弘美議員 今、物価高騰分の値上げをということだったんですけども、やはりですね、給食費の部分を、例えば2分の1、3分の1で皆さんに公平になるように、小中学生一人一人に対してできないものではないかな。

今子育て中でない御高齢の市民の方々も、この給食費の無償化を言ってこられます。

それはなぜかと申しますと、給食費無償化の近隣市に引っ越しをされる方が多いからです。

これを市民の方々も本当に大変だと、何とかしてストップしなければ、若い世代の人口はますます減少すると。大丈夫なのかって、どうして枕崎はしないのかという声を本当にたくさん伺っております。

今私がお伝えしたことについても、市長も多分お聞きしていると存じます。

子育て世代に魅力ある枕崎と思ってもらい、また若い世代を呼び込むために、施策としてどのようなお考えがございますか。その値上げの部分と一緒に含めてお願いします。

○高山京彦給食センター所長 令和5年の定例会における市長の考えは、答弁したこともありますけども、自治体の限られた財源の中で、恒久的な例えば無償化に踏み切るということは簡単なことではないということは認識しております。

各自治体によって抱える課題は違いますので、政策面から見まして、例えば全ての自治体で給食費無償化が横並びの最優先の課題とはならないと考えております。

また、ほかの自治体では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用によって無償化に取り組んだ一方で、先ほど質問者から冒頭にありましたけども、交付金の裏づけがない今後につきましては実施予定がない自治体があるなど、継続性の課題があると思っております。

これまで本市の取組では、学校給食費の負担軽減策として、就学援助費等の対象となる世帯に対しましては、令和元年度から学校給食費の全額を助成、あるいは令和5年度からは、全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げの補助などを実施しているところでございます。

他市では、第3子以降は無償化にする取組を実施している自治体もあることは承知しておりますが、現在、本市では食品価格等の物価高騰による学校給食費の値上げに対する支援の一環として、児童生徒の保護者が負担する学校給食費の一部を補助することで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることを目的として実施しているところでございます。

○前田祝成市長 今給食センター所長から話があったとおりですけれども、ちょっと給食費の無償化に関しては、他の議員からも通告をいただいておりますので、そこでも答えないといけないわけですが、基本的にはこれまで答弁した私の考えについて変わりはありません。

やはりですね、子供の食費を賄うというのは、親の最重要の役割だというふうに思っております。そこがやはり親と子の関係であるとか、家族の在り方だとか、そういった先ほどから少し別の質問に対しても答弁をしておりますが、やはり子育てあるいは家庭教育、家族の在り方、そのあたりを考えたときに、非常にこれは重要な問題だというふうに私は考えています。

ですので、以前から答えているとおりの答弁になるわけですけれども、語る会等でも当然そういう話をお聞きします。今年度になっても語る会をしているわけですが、そこでも今までと同じ考え方を答弁しているところでございます。

若者にどうやったら定着してもらえるかというところについては、これもやはり何度も申し上げていますように、少子化の根本原因をしっかりと考えないといけない。

そうしたときに、一番重要になってくるのは、やはり若い20代30代のまさに子供を産み育てる世代の人たちの所得であったりとか、あるいは雇用であったりとか、そこをしっかりと立て直すといいますか、これは地方だけの問題ではなくて国全体の問題だと思いますが、そこをやはり産業競争力といいますか、産業の町としては、そこをしっかりとつくっていくということは、非常に重要な課題だと思っておりますし、それに取り組んでいかなければいけないと思っているところで。そういう中で、若い人たちがこの枕崎でしっかりと生計を立てる。

そして先ほどから申し上げておりますが、親は親としての役割をしっかりと果たすというような若い世代をつくっていく。そして国を支えていくといいますか、地域を支えていくというそういった世代の人たちをしっかりとつくっていくことが、我々は自治体として取り組むべき重要な課題であると認識しています。

○8番眞茅弘美議員 従前から市長がおっしゃられております、衣食住は親が賄うものと主張されておりますが、私の考えは、子育て応援しますよ、社会で見守りますよ、市民に寄り添うことが大事だと思うんですね。

冒頭でも申しましたとおり、本当はその部分は、国が子育て支援ということを前面に打ち出

すなら、国が出してくれって、国がやるべきでしょっていうことを言いたいんですが、国が今は出していません。

だから、市で取り組まないといけないと思うわけです。

市民に寄り添うところ、人間って例えば、自分のことは自分でしなさいよって、突き返されるとそっぽを向きたくなるものじゃありませんか。

だけど、困っている人に寄り添い、少しでもできることを手助けしますよというそういう気持ちを添えると、それ以上の恩返しをしようと、これ対価ではなく、心からの感謝の気持ちが湧き上がってくるのではないのでしょうか。

衣食住を親が賄う、今は賄っております。枕崎の小中学校の保護者の方々は賄っております。

しかしですね、今は物価高騰等で大変な世の中です。そこに寄り添う気持ちを考えていただけないですかということで、今回もこうやって質問いたしました。

どうでしょうか市長、検討していただけないでしょうか。

○前田祝成市長 子供を育てるということは、人間の営みの中で非常に重要なことだというふうに思っております。

当然社会が一緒になって育てる、寄り添う。あるいは地域が一緒になって育てる、寄り添う。あるいは学校が育てる。恐らくそれは、非常に重要なことだと思いますし、全く議員が言われていることに反対することではないと思います。

ただ、一番のですね、原点のところは、子を育てるのは親なんです。

子供が生まれて、初めて出来上がる共同体が親子関係で、そこはしっかりと、その部分が大事だというのが社会の共通認識として絶対必要だと思っていますし、国、地域、社会というのは、親子関係がしっかりと永続的に続いていくそういった世代間の連続性を大事にしないと、やはり社会とか国というのは、難しい方向に行くんだろうなと思います。

先ほど答弁で申し上げましたが、本当に社会で多様性という言葉がよく聞かれるんですけども、多様な親子関係、家族関係とかというのは当然あるんですが、やはり原点は、親から生まれてくるわけですから、その親子関係というのは本当に強固にしないといけないと。今議員がおっしゃったように、枕崎の親御さんは、子供の給食費を払っているわけです。すばらしいことなんです。だから個々の品格が保たれているんです。この地域の地域力が保たれているんです。非常に大事なところですよ、ここは。

そこを簡単にと言ったらおかしいですけど、社会や国がその役割を簡単に奪っては駄目だと思うんです。私の考え方は、もう前から言っていますがこういうことです。

一番原点のところなので、そこはやはり、私はやっぱり継続していくべきで、社会が継続すること、国が継続することにつながっていくんだと私は思っています。以上です。

○8番眞茅弘美議員 次の質問も残っておりますので、この辺にして終わりますが、地域福祉計画の中の評価指標の中で、令和3年度の回答ですが、枕崎にいつまでも住みたいと思っている人の割合が40.9%です。

半数も満たないとはひどい結果ではないのでしょうか。市民の中には本当に心配していらっしゃる方が結構いらっしゃいます。この結果の分析が必要だと思いますので、こちらは要望しておきます。

次の質問に移ります。農業の振興策についてです。

枕崎の統計によりますと、茶の生産額が5年間で約7億3,000万円も減少しています。これは令和4年度の生産額と平成29年度の生産額を比べた数字ですが、減少している状況と今年の1番茶の生産額も含めてお願いします。

○沖園信也農政課長 ただいま質問者からもありましたとおり、茶の生産額は平成29年産で約22億円ありましたが、令和4年産では約14億7,000万円と約7億3,000万円以上減少している状

況でございます。

本市の茶農家戸数は平成29年で140戸でしたが、令和4年では112戸となっています。また、茶の栽培面積も平成29年が591ヘクタール、令和4年は580ヘクタールと約10ヘクタール減少し、生葉や荒茶の生産数量の減少につながり、このことが茶の生産額が下がった要因と考えています。

さらに、新型コロナの影響を受けた令和2年産の生産額は約12億円でしたが、令和3年産は13億円を超え、令和4年産は約14億7,000万円と新型コロナ前の令和元年産の生産額に近づき回復傾向にあるものと思っておりましたが、昨年の令和5年産は13億円を割り込み、本年産の1番茶の平均単価も5年産を下回る状況と聞いており、生産者にとりましては、大変厳しい状況となっております。

本市の茶生産の強みは、温暖な気候を生かし、県内でも早く摘採ができる走り新茶です。

しかし、昨年産、本年産の1番茶で申しますと、時期的な寒暖差など気候に左右され、取引価格の高い時期に収量が減少し、また、品質の低下が見られるなど荒茶の平均単価が下がっております。

加えて、近年、お茶の取引価格面でも、リーフ茶を飲む人が減少し、ペットボトルが普及していること、会議やイベントが減りお茶の消費が減少していること等から、需要と供給のバランスが崩れ、茶問屋等の買取り価格が安くなっていることも、生産額に影響しているものと思います。

○8番眞茅弘美議員 茶農家の生産額がこれだけ減少しておりますので、本当に大変な状況となっております。

ちょっと時間の関係で、現在、てん茶や有機茶というところも注目されておりますので、またその辺は農政課もいろいろ調べていただければと思います。

次の質問に移ります。

本市の汚泥処理費用は、平成30年には様々な要因が重なり1億を超える結果となりました。コロナ禍では減少しておりましたが、また徐々に汚泥処理費用が増加しているようです。これまで議会でも、汚泥を活用した堆肥の中間処理施設を検討してはどうかという提案がなされてまいりました。

そこで、市内の事業者と市外で肥料製造販売を営む事業者との共同体から、下水道汚泥の供給の依頼があり、国内肥料資源活用総合支援事業の申請をしていると聞いておりましたが、現在申請状況はどうなっているのでしょうか。

○沖園信也農政課長 ただいま質問者から、議会での説明等がございましたので、その内容についてはちょっとはしょって、その後の対応について説明をいたします。

事業申請を当初する予定でしたが、その申請予定の事業の募集内容が変わっており、事業者が計画していた施設整備ができなかったことから、事業実施を一時中断しておりました。

その中で、施設整備の支援事業を国等へ働きかけていたところ、国の令和5年度補正予算で、国内肥料資源利用拡大対策事業がございましたので、今年の2月に当該事業の2次募集に同事業者が事業申請をしていたところです。

事業採択の決定等につきましては、当初の予定よりも大分遅くなりましたが、先週、採択の連絡をいただいたところでございます。

○8番眞茅弘美議員 まずは申請が採択されたということで、本当によかったです。

ちょっと心配なことがございまして、事業申請は5年度からの持ち越しと聞いておりますが、6年度はもう6月の半ば過ぎでございます。

今後の進め方はどのようなになるのか、着工はいつぐらいになる予定なのかをお願いします。

○沖園信也農政課長 今回の事業につきましては、国の令和5年度の繰越事業であるため、令和6年度内、令和7年3月末日までの完了が原則かと考えております。

ただし、事業採択の決定が予定よりも約2月遅くなりましたので、事業者は事業申請時の工程

表を見直す必要が出てきております。

事業者が工程表を国と協議する中で、事業の進捗に影響が出ないよう、市としても国等に申し入れていきたいと思っております。

事業者からは8月までに着工すれば何とかなのではないかという情報はいただいているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 今後もお手伝いをよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時9分 休憩

午後3時19分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 通告に従い一般質問を行います。

本市においては、市長の一小一中の特色を生かした教育環境を生かし、小中連携教育を推進していくという方針により、当局においては学校の統廃合が議論に上がらない、そういった状況になっているように思われます。一方で市民の方々からは、中学校の統廃合についてはどうにかならないかと、そういう話はよく聞くところでもあります。

小学校における教育は、様々な基礎を学び、地域との関わりを学び、また人間形成の大事な時期だと考えることから、地域ごとの小さな単位での教育というのは有効であると私は考えております。市民から小学校の統合を望む声が聞こえてくるということもありますし、また私も統合を目指すものではないところです。

一方、中学校における教育は、次のステップにつながる重要な時期と考えておりますので、それまでの環境を一步進めて、専門の教師による質の高い教育を受け、人間関係を広げ、一方では人間関係もリセットすることのできる重要な時期の教育であると考えているところです。その先の高校、大学、あるいは就職などへ続く自立への第一歩であると考えております。

地域の方から見ると、統合されてしまうと地域の拠点が失われるという危機感もあるかと思っております。現にあるものがなくならないでほしいという気持ちは誰にもあると思っております。

しかし、ここは子供たちのことを最優先に考えて、質の高い義務教育を受ける環境をつくってあげたい。いろいろな考えを持った多くの仲間と交わり、様々な考える機会を持てるようにしてあげたいと思うところです。

規模を大きくして適正な人員配置をすることで、全てのことがうまくいくとは思ってはおりません。見知らぬ仲間が増えることで、いわゆる中一ギャップは拡大するかもしれません。不登校が減らないかもしれません。一方で、規模が大きくなることにより、それらのことに対応する適切な教員配置もでき、質の高い教育を受けることができる環境・体制に近づくことも容易に想定できます。

適切な配置により望まれる教育環境をつくっていくのは私たち大人の役割であると考え、今回、中学校の統合についてという主題で一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、同一校区に一小一中がある本市の特色を生かした教育の強みとはということで、毎回、御紹介にあずかっているところかもしれませんが、答弁をよろしくお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 同一校区が一小一中で構成されている市は、県内19市の中でも枕崎市だけと

なっております。本市では、その特色を生かした小中連携に力を入れており、平成21年度から毎年輪番で、市の研究協力校を指定し研究の成果を公開することで、小中連携教育の充実を図っております。

本市の同一校区に一小一中がある強みですが、地理的にも小中学校が近いことから、小中連携教育が推進しやすく、小中連携教育を推進することで、一人一人の子供の持つよさや課題を小中学校で共有し9年間を見通した教育を展開できることが挙げられます。

また、同一校区で9年間を過ごすことにより、異年齢とのコミュニケーションの機会が増えることで積極的に地域行事や伝統芸能などの豊かな体験活動が行えることや、保護者だけでなく地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える意識が醸成されてきているなど、学校が地域コミュニティーの核となっている様子もうかがえます。

本市における一校区一小一中の具体的な取組については、担当課長が答弁いたします。

○森健一郎学校教育課長 本市における同一校区一小一中での具体的な取組について説明いたします。

枕崎市では、学校、家庭、地域で連携しながら、枕崎のよい伝統と教育風土の中で子供たちを育てることを基本方針としており、一小一中のよさを生かした小中連携教育は、本市の教育活動の柱として位置づけております。

各学校においては、全ての校区で小中連携教育に取り組んでおり、毎年輪番で、研究の成果と課題を公開し市内の小中学校で研究の成果を共有しております。

なお、研究により明らかになった課題については、校区単位で小中合同研修会を行ったり、小中学校で乗り入れ授業を行ったりしながら、具体的な実践を通して課題解決に向け取り組んでおります。

また、学力向上に関する取組以外にも、中学生が小学生に運動会の応援団指導をするなどの交流活動、小中合同でのあいさつ運動や体力向上を図る取組、家庭と連携した生活習慣の確立と家庭学習の充実などにも取り組んでおります。

さらに全ての校区で、各地域の特色を生かした教育も実施されております。校区により、地域住民による授業や伝統行事等の指導、まち歩きや景観学習の案内など、地域を素材とした体験型学習に地域住民の協力を得て取り組んでおります。

本市が一校区一小一中であることは、系統的な学びを9年間で展開できるという点の強みだけでなく、学校を核とした地域づくりに寄与することもできると考えております。

○11番橋口洋一議員 今、研究指定を受けて小中連携教育を推進しているというところで、研究により明らかになった課題というのを共有してという答弁がありましたが、こういった課題というのが今、見えてきているところなんでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 研究により明らかになった課題でございますが、それぞれの学校によって異なります。それぞれの学校によつての学力向上であったり、体力、その学校の特色により違いも出てきますので、それぞれの学校に合った取組を小中合わせて9年間で解決していこうというような形でやっております。

○11番橋口洋一議員 今、小中連携教育ということで、非常に効果を上げているというようなお話だったんですけども、いいところというのは多々あると思います。小中連携教育、一小一中という形で行っているところで、ここは弱いなと考えられるところというのはございますでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 それぞれの校区によって違いがあるのですが、例えば学力によって課題があるという校区については、小学校1年から9か年を通して、こういった形で学力を上げていけばよいか。また、教員が連携して単年単年で取り組むのではなく、9年間を通して取り組めるような研修を行ったりしております。

○11番橋口洋一議員 了解いたしました。

それも踏まえたところで次の質問で、平成27年に文部科学省から出された公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおける望ましい学級数の考え方と、本市の中学校の現状を比較したところ、どのような状況となっているか答弁ください。

○高山京彦教育総務課長 学校の適正規模につきましては、学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」と定められており、中学校につきましては、同法第79条において、小学校の規定を準用しているところでございます。

また、文部科学省が平成27年に定めた公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きでは、望ましい学級数の考え方として、小学校12学級以上、中学校9学級以上を確保することが望ましいと示されています。

これを現在の本市の中学校に照らし合わせますと、中学校においては該当する学校はありません。ちなみに小学校につきましては、枕崎小学校と立神小学校が該当することとなります。

○11番橋口洋一議員 先ほど申し上げました文部科学省から出された手引きによりますと、望ましい学級数の考え方ということで、中学校においては、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編制を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上、全体で6学級以上必要で、そういった取組を行うことにより免許外指導をなくす、そういうことができるようになる。全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされております。

一方で、クラス替えができない規模の中学校においては、一般に教育上の課題があるとされ、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとされているところです。

これにつきましては、次の質問にもつながってるところではあるんですけども、現在、枕崎市においては、平成24年に出了された枕崎市望ましい学校づくり審議会において、望ましい学校づくり基本方針というものが策定されております。そういったところで、前出の手引きと方針が非常に乖離しているのではないかと思います。いかが考えるところでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 本市では、平成24年の枕崎市望ましい学校づくり審議会において、「小学校は複式学級の人数が10人以下となり、全校児童数が30人以下となった場合は、児童の教育効果を考慮し、再編・統廃合を進めることを検討する。中学校においては、生徒の教育効果や部活動の状況を考慮し、1学年15人以下、全校生徒45人以下となった場合は、統廃合を進めることを検討する」との答申を基に、基本方針が定められています。

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12学級以上18学級以下が標準とされていますが、この標準につきましては、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りではない」という弾力的なものになっています。

教育委員会としましては、審議会の答申を尊重しているところであり、本市の特徴である一小一中の環境を最大限に生かした小中連携教育により、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな特色ある教育活動を推進していきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 今、お話の中でありました特別の事情のある場合は、これによらないでよいというような話がありました。

実際それは書かれているところかとは思いますが、枕崎市におきましては、例外規定的なところで言いますと、統合を選択しない場合として挙げられているのが、離島・山間部・豪雪地帯などの近隣の学校間が遠い場合、統廃合でさらなる少子化や産業構造の変化により児童生徒数が減少するなど、安定的な通学範囲で統合を進めることが難しい場合、中核的な施設と位置づけ、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合等と限定的に挙げられているところかと思ひます。

本市におきましては、どの点に該当すると考えられているところでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 子供のことを第一義に考えまして、本市の特徴である一小一中の環境を最大限に生かした小中連携教育によりまして、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな特色ある教育活動を推進していきたいと、あわせて、児童生徒の教育のための施設であるだけではなく、地域全体で子供たちの学びや成長を支えており、各地域のコミュニティーの核としての性格も併せ持っていると考えております。

地域という視点から見ますと、防災や保育、地域、特に子供とお年寄りの方々との交流活動の場にもなっておりますので、いろいろな地域によるイベントなども行われていることもあり、様々な機能を持っている学校であるということで、我々は認識しているところでございます。

○11番橋口洋一議員 今お話にありました、地域との関わりというところが非常に重要だよというところで、地域のイベントそういったところを主に小学校のほうで多く実施されているところかなと思います。

中学校においてももちろん、積極的に地域の方々が行き組まれているところかとは思いますが、小学校と、また中学校と、やるべきところ、やるべき教育というところはまた違うところがあるのではないかと考えているので、今回、質問をしているところであります。

前出の手引き等から言いますと、学校運営上の課題が児童生徒に与える影響ということで、学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件によって大きく異なりますが、仮に上記のような今のような課題が生じた場合、児童生徒には、以下のような影響を与える可能性がありますということで、9つ挙げられております。

1つ目に、集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。2つ目に、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。3つ目に、協働的な学びの実現が困難となる。4つ目に、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。5つ目に、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。6つ目に、教員への依存心が強まる可能性がある。7つ目に、進学の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。8つ目に、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。9つ目に、多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しいなどが挙げられているところです。まさにそのとおりと思っております。

また、現在私は、市内の保育園に設置されている放課後児童クラブ、いわゆる学童ですね、そこで補助員として従事もしております。私の住む校区に一つしかない保育園という状況から見ると、今、放課後を見守っている子供たちは、中学校の合併がなければ、保育園から始まり、十数年以上ほぼ顔ぶれが変わらない、そういった状況が想定されるところです。固定した役割、価値観で成長し、高校になってそのほかの役割・価値観に遭遇するという状況は、避けるべきと考えているところでもあります。

続きまして、4番の質問に移らせていただきます。

令和2年3月議会の一般質問において、市長が「学校教育の面について市長就任前と就任後の認識が大きく変わった」という答弁に係る認識が変わるに至った具体的な事柄についてお伺いします。

ここで挙げられている実際の本市の学校教育の状況、地域と学校の関係性、教育行政の現状という点に触れられておりましたので、そのあたりをよろしくお願いします。

○前田祝成市長 認識が変わったというのは、まさに地域に一小一中という学校の在り方についての認識が変わったということなんですが、私自身、就任前は、より教育の質を高めるためには中学校の統合といったことや義務教育学校の可能性など、現在の四小四中の構成を変えていく方

向で本市の教育の質を高めていくということも、今後の学校の在り方の一つ、選択肢ではないかと考えていました。

しかし、就任して以降、学校の状況や様子、地域の活動、さらには教育長をはじめとした教育委員会の取組などの現実に触れて、徐々に本市の学校の特徴である地域に一小一中の強みというようなものも非常に感じるようになったところです。そのような考えを持ちつつ、就任1年目の平成30年の11月に教育をテーマに市民との語る会を開催いたしました。

少子化の状況から、学校再編、中学校の統合を求める市民の声も聞かれた一方で、地域と根づいた今の学校のよさなど、現状を肯定的に捉える意見も聞くことができました。私にはその地域の現状の強みっていうものが非常に輝いてといいますか、いい意見として見えてきたところです。親と子のいい関係であるとか、地域と子供のいい関係、これも感じることができました。

そのような事柄を通じて、現在の一小一中のよさ、小中連携の取組、学校を核とした地域づくりへの取組を本市ならではの強みとしてさらに磨いていくことが、現在の枕崎の教育の質を高めていくための最良の方法であると感じているところです。

当然、今少子化がもう加速している部分があります。特にコロナになってからの出生数を見ると、もう2桁になっている状況の中で、その年代の子供たちが中学に進むときの状況を考えれば、当然、その統合という部分は考えないといけないと思います。なので、その準備は当然しないといけないと思いますが、今のところは、一小一中の強みという部分を最大限に生かしていくのが、今選ぶべき選択かなと思っているところでございます。

○11番橋口洋一議員 今の市長の答弁におきまして、今生まれてきた子供たちが大きくなったときには、中学校のほうの統合等も考えないといけない時期も来るかもしれないということでしたが、今やっておかないと、その時期には間に合わないと思います。いろんな声が上がってくるところ、そういったところを踏まえたところで、早急に取り組むべきかなという意識がありまして、今回、質問させていただいているところでもあります。

今、市長からお話がありました点で、その中で、市長就任前後で大きく認識が変わるということってというのは、何かしらの非常に大きな衝撃があったんではないかと思っているところなんですけれども、その中で、一番はこれだよっていうのはございますか。何が一番市長の中に響いた点だよと、教育の面であり、地域の面であり、そういったところを、1つと言われると困るところもあるかもしれませんけども、ここはっていうところを教えていただければと思います。

○前田祝成市長 教育委員会の教育方針の中で、郷土の郷の郷育ですね、それがやはり掲げられているということ、当時、教育長と話をする中で、やはり地域で育てるんだという話ですね。先ほどの給食費の答弁の中でもちょっと話をしましたが、決して地域で育てる、社会で育てる、国で育てるということは否定することではなく、ある意味その地域で育てるっていうところの強みというのが本市に絶対あるんだと思っておりますので、そこをできる限り継続していきたいというところがまず大きなポイントだったかなと思っているところです。

○11番橋口洋一議員 今のお話の中で、市長の中で一番響いたところは地域というところのキーワードじゃないかなと思ったところです。それは、市長の中で響いたところというところで、それを市政を担当する首長である市長が思っているところですので、それに従って動いていっているところかと思いますが。それは承知のところですね、また、様々な取組を進めて、私としては、中学校というのは統合に向けて、何かしらの動きがあればいいなと考えているところです。

次に移ります。5番目に挙げております本市の公共施設等総合管理計画における小学校と中学校の改修、新築、改築の計画について、校舎の竣工年度等を含めたところで御教示いただければと思います。

○高山京彦教育総務課長 校舎等の新築工事の計画はありません。

今後の改修工事等の計画につきましては、主なものとして、今年度、中学校のバリアフリー化等施設整備工事、小学校につきましても、今年度にバリアフリー化設計業務を委託しまして、令和7年度にバリアフリー化等施設整備工事に取り組む計画です。

そのほか、天井材や外装材など非構造部材の耐震化工事、トイレ洋式化への改修工事、枕崎小学校の築70年以上経過している校舎の解体工事などが計画されているところです。

あと、建築年数ということでしたので、校舎の耐用年数につきましては47年となっております。

各学校の校舎の建築年は同じ学校でもそれぞれ違いますので、小学校と中学校に大別してお答えしますと、小学校の校舎の建築年につきましては、ほとんどが昭和40年代から昭和50年代前半となっています。小学校の校舎が全部で18棟ありますが、うち耐用年数を経過している校舎は11棟であります。

中学校の校舎の建築年につきましては、立神中学校は平成6年完成で30年経過となりますが、他の3中学校の校舎につきましても、ほとんどが昭和40年代から昭和50年代前半の建築年となっています。中学校の校舎が全部で17棟ありますが、うち耐用年数を経過している校舎は9棟であります。

学校は、日頃、児童生徒が利用している施設であり、避難所にも指定されていることから、これまで耐震診断と耐震補強工事を行ってきたところですが、古い建物が多いことから、予防保全型の維持管理を実施しています。また、学校施設長寿命化計画において、劣化状況により健全度が低い校舎や耐用年数が過ぎて老朽化が著しい校舎などにつきましては、屋根防水改修や外壁補修工事など、安全性・耐用性を確保・維持する改修工事を実施して長寿命化を図っているところでございます。

○11番橋口洋一議員 今、答弁の中で、昭和40年から50年前半に建てられた建物がほぼほぼであるということで、耐用年数47年というのはもう過ぎているものがほとんどであるという認識でおります。

この改修計画というところで御答弁をいただいたところなんなんですけど、バリアフリー化、天井材の耐震化、トイレ洋式化等々ありましたが、そのほか、今後、耐用年数を経過した建物を使うということで耐震化も終わっているかと思うんですけども、長寿命化というのが、これを使い続けるのであれば、次のステップとしてやってくるかと思うところなんんですけども、長寿命化の予定というのは今立てられているところでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 長寿命化の計画においては、現在、計画は策定されておりますけれども、今回、令和6年度に見直し作業があるところでございます。

先ほど答弁にもありましたけども、耐震診断と耐震補強工事は行ってきておりますけれども、予防保全型の維持管理を実施しているところでございまして、長寿命化の計画において、健全度が低い校舎あるいは耐用年数が過ぎて老朽化が著しい校舎などについては、随時、屋根防水工事等の補修などを行って、耐用性・安全性を確保する工事を行っているところでございます。

○11番橋口洋一議員 今、長寿命化っていうところは、計画は策定しているところであるが、今のところは予防保全というところに重きを置いてというふうに回答がありました。

学校自体は47年というのは税務上の耐用年数かと思います。通常であれば、50年から80年は、学校というのは使えると。それが品質が劣化しなければ、そういうふうにいわれるものかとも思います。

公共施設等総合管理計画においては、書かれているところで、今後の児童生徒数の減少は避けられないため、人数に合わせた施設の規模にすることが必要であり、学校施設の質的向上を図る一方、統合やほかの施設との複合化を含め、保護者や地域住民の理解を得ながら検討するというふうに記載されているところでした。

そこで、児童生徒の減少は避けられないという前提で長寿命化を策定するというのであれば、保護者や地域住民の理解を得る、そういった方法としてはどのようなことを想定しているところでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 保護者や地域の方々への説明という点では、今は考えておりませんが、現在の長寿命化計画は令和2年度から令和11年度の10年間の事業計画で作成されております。その中で、法改正等の社会的要求水準の変化を受けまして状況が変化する場合があるため、5年を目途に計画の見直しを行うこととしているために、令和6年度に見直しを行うということしております。

そういった現在見直しを考えているものとしまして、全体的な工事計画の時期、バリアフリー化の施設整備の計画を具体的に示すための見直し、こういったものが挙げられるところでございます。

○11番橋口洋一議員 今、保護者や地域住民の理解を得るという、その部分については今のところ考えていないとのお話がありましたけれども、長寿命化の工事というのは非常に大きな工事になると私は認識をしているところです。この長寿命化の工事を行うということは、その先20年ぐらいは使えるよというような建物にするためのものだと考えております。

翻ってですね、今まで話をしてきたところで、あと今生まれてきた子供たちがいる頃には合併というのもあり得るよというような話であったとき、そういったときに長寿命化っていうのを行う必要があるのかなあというふうに正直思ったところでした。

こういった長寿命化等を、この先長い年月にわたって効果を発せられるものについては、その統廃合を含めた議論っていうのを深める必要があるのかと思いますので、長寿命化ありきではなく、長寿命化をする建物はどれにするのか、そういったところを考えていくことというのが現在には必要なんじゃないかと考えておりますので、そのあたりもぜひ学校教育課のほうでも考えていただけたらと思っていますところでは。

次の質問に移ります。次の6番目なのですが、各中学校の受入可能人数、設置可能教室について、従来からどのように設定・設計されているところであるかということをお尋ねします。

○高山京彦教育総務課長 受入可能生徒数及び設置可能教室数につきましては、昭和25年に学校施設を全国一定レベルに整備できるように作成された鉄筋コンクリート造の標準設計において、片廊下形式の校舎が標準設計として示され、全国で建設されています。本市につきましても、その標準設計にのっとって設計され、教室数などは設定されたと推測されます。

その標準設計では、1教室の大きさは奥行き7メートル、間口9メートルであり、教室としては40人を基準とした63平方メートルとなっております。

それに照らし合わせますと、本市の各中学校の1教室の広さにつきましても、約63平方メートルから65平方メートルの面積となっておりますので、当時の各中学校区の全体生徒数の推移から受け入れる生徒数を推測して、1学級40人で試算した上で、各中学校の教室数などを割り出して設定したものと考えられます。

○11番橋口洋一議員 設定されたということで、実際受入可能生徒数とか、教室数とか、そういったところの具体的なところはお示しいただけませんか。

○高山京彦教育総務課長 先ほどの答弁で、当時の各中学校区の全体の生徒数の当時の推移から受け入れる生徒数を推測して、1学級40人で試算した上で、各中学校の教室数などを割り出して設計したものと考えられると我々は推測しているところでございます。

○11番橋口洋一議員 それ以上のことはちょっと申し上げられないというところであろうと理解します。

通常であれば、立神中が経過年数も一番少なく、恐らく3クラスずつ受入れも可能という状況にはあって造られたんじゃないかなと思います。校舎的にいえば、立神中を統合の柱とした検

討というのもあり得るのではないかなと考えているところでもあります。

立神中学校が枕崎中学校から学校分離した平成6年当時、枕崎中学校には810人の生徒がおられました。枕崎中学校に530人、立神中学校に280人に分かれてその後、学校がスタートしたと聞いております。

合併ありきの話じゃなくて、人数的な受入れだけを考えるならば、枕崎中なら長寿命化対策をすることで余裕を持って受入れ可能となり、立神中は校舎の経過年数が一番少なくて、不足であれば校舎の増築等を行うことによって、今後、ほかの校舎より長い期間の対応も可能と考えるというふうに思いますが、ちょっと私の認識に誤りがありますか。

○高山京彦教育総務課長 質問者からの考えを前提に、今立神中学校のことを言われましたので、立神中学校に市内中学校の全生徒数を受け入れると仮定した場合のことで答弁します。

現在の生徒数と1教室40人で試算しますと、各学年別に1年生の生徒数が115人で3学級、2年生の生徒数が138人で4学級、3年生の生徒数が124人で4学級、特別支援学級につきましては、1学級8人までで障害種ごとに学級を分けることから、生徒数が30人で6学級となり、合計で17教室が必要となります。

現在の立神中学校の受入れ可能な普通教室は10教室ということですので、7学級分が不足となる試算となります。

なお、今後の市内全中学校の生徒数の推移を見ましても、特別支援の学級数が不確定ですけども、立神中学校に市内中学校の全生徒数を集約することは、現時点では難しい推計となっているところがございます。

○11番橋口洋一議員 分かりました。今の現状というところでは、立神中学校は難しいんだなと、校舎は新しいんだけど、そこを活用というのはなかなかというふうに分かりましたので、であれば、枕崎中を長寿命化というところを柱に考えていったほうがいいのかと、私の中では理解をしたところです。

次の質問に参ります。中学校が1つであったとするならばですね、現在行っております部活動の地域移行に係る諸問題というところは、現在行われている休日の地域移行の試行に係る外部指導者の確保と交通手段をどうするかというような問題は残るものの、平日は学校の生徒が多くなることで、部活動に関しては、より懸案事項が減って活性化につながるのではないかと考えるところですが、いかがでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 本市においても、少子化により年々、児童生徒が減少している現状があり、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっております。そのような状況下においても、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行に取り組んでおります。

学校部活動の地域移行は、地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下で、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現することと捉えております。

学校部活動の地域移行においては、指導者や活動場所に関することや保護者等の負担軽減など、様々な課題が考えられていますが、地域移行を通して、自校の生徒との関わりだけでなく、他校の生徒との交流を持つことで豊かな人間関係の構築につながったり、専門的な指導を受けることで技術の向上が図られたりすることが期待されます。

中学校が統合されても、会費等の適切な設定や活動時間等の確保など様々な課題について十分な検討を行いながら進めていかなければならないと考えており、中学校の統合と、令和8年度以降に検討することとなる平日の学校部活動の地域移行については、切り離して検討していくものと捉えております。

また、本市としては、まずは休日の学校部活動について地域移行を進めていくことに取り組ん

でおり、様々な課題について地域部活動推進協議会等で協議し、環境整備を進めていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 現状の4校が集まって行う地域移行の現状を見守るというのではなくて、中学校単位で外部指導者の指導を仰ぎつつ、教員の負担軽減、そういったところもあって、その上で、単体のチームとして活動でき、活動も活発になると思います。活動が活発にできれば、中学生の主体的行動にもよい影響を及ぼすと考えておりますので、一緒に考えられないというところの答弁ではございましたが、そういった統合により部活動の関係のメリットもあるのではないかと考えておるところです。

最後になりましたが、前出の枕崎市の審議会においては、人数という形式的な基準により、中学校においては1学年15人以下または全校生徒が45人以下となった場合に再編・統廃合を検討するとなっており、今年度、桜山中学校が対象であると認識しております。

各校区一小一中を標榜する中、少人数になっても連携強化を図るという方向に収れんされていくのではないかと推察しているところもありますが、もっと前向きに中学校の合併を考える検討機会というのは、これから設けることはできないのでしょうかというところでお願いします。

○高山京彦教育総務課長 どの市町村教育委員会も同じ考えであると思いますが、行政が一方的に進めるものではなく、学校の再編・統廃合に向けた肯定的な意見が多数となり、保護者や地域住民からの要望の声が高まることが最も重要なことだと思います。

学校規模を重視するあまり、無理な統廃合を行い、地域住民等との間に紛争が生じたりすることなどは避けなければなりません。学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者、将来の受益者となる就学前の子供の保護者の声も重視しながら、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行った上で、保護者と地域住民等の合意形成が図られることとなれば、教育委員会としましても統廃合についての議論を深めることができると考えております。

○木之下浩一教育長 補足をいたしますが、学校を統合する場合に、3つの視点が必要かと思えます。

1つ目は、やはり子供の教育にとってプラスかマイナスか。子供のことを主体的に考えていますかということなんです。大人の理論で一緒にしたほうがいいんじゃないかという、それだけではいかがなものかと考えております。

2つ目は、地域の核としての役割から見てどうかと。市長も言われましたように、本市は目標として、故郷を学び、故郷に学び、故郷に返す、そして人情が豊かな枕崎、自然が豊かな枕崎、伝統行事が豊かな枕崎、この3つを大事にした教育を行っておりますので、特に、この伝統行事については、桜山、別府について非常に盛んに行われておりますし、伝承に非常に熱心でもございます。そういう意味でも、今の状態を保てればと思っております。

それからちょっと飛びますが、世界的な学校規模で申し上げますと、日本の平均は1クラス28人、それから中学校が33人とと言われております。OECD（経済協力開発機構）の平均、全世界ほぼ平均ですけれども、小学校が21.6人、中学校が23.7人といわれておりまして、日本は諸外国に比べて、とにかく学校規模が飛び抜けて大きいという大きな課題があります。

文科省も今小学校を40人学級から標準を35人に引き下げて、来年度までで6年生まで完成するんですが、再来年になったら、中学校かというところではございません。やはり財務省との予算折衝の関係でなかなか財務省の財布のひもは堅いという状況で、中学校にも移りません。であれば、文科省の考え方は、今は少人数のほうに向けていくという考え方もあるということも御認識いただければと思います。

最後に、本市に現在、中学生が407人おります。先ほど説明がありましたが、通常学級が11クラス、これ統合した場合の話ですね。その特別支援学級が6クラスの17学級の中学校であります。

す。407人の中学校というのは、南薩地区でも最大規模になります。

ここからが非常に大事な部分なんですけれども、教職員数をやはり気にしなければならないのが私の仕事ですので、どうなるかといいますと、教職員数が現在4中学校で66人、これは加配まで含めておりますが、4つの中学校が統合された場合に、教職員数が38人ぐらいになります。このうち8人というのは、現在本市に加配定数外の措置をされている教職員の数8人おりますが、これをそのまま引き継いだ場合の38人であります。

したがって、66人から38人を引きましたら、28人少なくなると、教職員数が。この市から28の教員がいなくなる。すると、28人の教員の目が子供たちに向くべきものが向けられなくなるということでありまして、つまり、38人で407人を見ていかなきゃならないと、そういうようなことも気にしております。補足をしておきます。

○11番橋口洋一議員 もう私の考えている以上のところを御答弁いただいて、私も、今教育長の言われたところを踏まえたところで、私の考えというのでも整理していきたいと考えております。

先ほどの中で、8番のところになりますが、ここの中です、声が届いていないというそういった声が高まってきて教育委員会に声が届いてきたら検討する可能性もあるよというふうに受け止めてもよろしいのでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 保護者や地域住民から統廃合に向けた要望、意見などを出し合うなど、任意の協議を実施したいとか、そういったことがあればですね、行政主導ではないですけども、組織づくりなどの手助け、あるいは協議の場での助言など必要があれば支援を行いたいと考えております。

今回、桜山中学校の審議会を開催することになりますが、その答申の中で、審議会を開催する要件となる基本方針の学級数や、児童生徒数には該当しないものの、2年後、3年後に再度審議会を開催したいというそういった要望もあれば、予算措置を行うなどして審議会をまた開催するなどの支援は行っていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 分かりました。声を届ける方法というのを、また私のほうでも考えてみたいと思います。

その中で、今、この表題のところにもありましたとおり、1学年15人以下、学校生徒が45人以下ってところの根拠っていうのが一人歩きしているような気もしないではないところなんですけど、この根拠ですね、3学級だとしたら、基本方針のほうでは最低でも189人いないといけないよというふうに書いてあったところなんですけれども、それが学校規模、クラスというところでちょっと変わってきて、人数が15人、全校生徒45人、その根拠ってどこにあるところなんでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として、それは示しているものです。

もとより学校規模の標準につきましては、先ほどから答弁しておりますけれども、特別の事情があるときには、この限りではないとされておりますので、そういった弾力的なものになっていきますので、その部分で我々は動いているということになります。

○11番橋口洋一議員 非常に分かりにくかったです。

望ましい学校づくりの基本方針というのも度々耳にする言葉ではあるんですけども、その現物自体をホームページ等で見ることないですし、それが決まった経過というのも見られませんでした。いろいろ探してみましたけれども。そういったところで、この基本方針っていうのは、ただこれに縛られないといけないのだろうなというふうなところは正直思うところです。

この基本方針の中で、学校規模についてというところで、中学校に限って言いますけれども、

1 学年 1 学級21人以上 3 学級から 4 学級とすると。中学校の全学級は 9 学級から12学級、全生徒数189人以上480人以下とするとされております。

中学校の最大人数480人というのは、40人掛ける 4 学級掛ける 3 学年の480人というので分かるんですけども、最小人数でいくと、計算すると189人で21人掛ける 3 学級掛ける 3 学年で189人なんですね。3 学級となる場合の最小クラスっていうのは、27名じゃないかというふうに思っておるところです。

中学校の 1 クラスの制限は40人ですよね。3 学級になる場合は、最小でも40人と40人と 1 人ということで81人になったところが 3 クラスになる条件だと思われると私は認識しております。

3 学級で分けるとした 1 クラス単位の最低の人数は27人になると思うんですけども、今、基本方針のほうにある21人というのは何かおかしいんじゃないかなというふうに考えます。そういったところも含めたところで、基本方針自体が非常に不安定なものではないかと考えるところでもあります。

基本方針もっとも開かれた形で、アンケートを取るなり、パブリックコメントを取るなり、そういったところで地域の住民、そして保護者、そういったところの声を反映した、今の状況にアップデートした基本方針というのをつくっていただきたいと思っているところが、今回、一番言いたかったところでもあります。

そういう点、今指摘をした点については、私の計算自体は正しいかと私は思っているんですけども、いかがでしょうか。その後の基本方針をどのように考えられるかというところをまたお示してください。

○高山京彦教育総務課長 質問者からの御指摘の件につきましては、当時、答申を作成した者の考えが若干、事務所に帰って確認しなければならないと思いますので、その点につきましては再度確認してみたいと思います。

基本方針につきましては、現時点で見直しを行う予定はございません。

令和 4 年度に別府中学校において、1 学年15人以下となり、枕崎市望ましい学校づくり審議会を開催しました。その答申の主な内容としましては、令和 9 年度に生徒数のピークを迎え、その後減少傾向になることから、ピークとなる令和 9 年度に再度審議会を開催する方向で進めることが望ましいという答申を受けたところです。

今年度、桜山中学校の審議会を開催しまして、先ほどの答弁にもございましたけども、どういった内容の答申になるか分かりませんが、教育委員会としましては、別府中学校の審議会と同様に、基本方針にとらわれることなく、審議会の要望や考えに沿って、今後も柔軟に対応していきたいと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時20分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和 6 年 6 月18日)

令和 6 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 3 号）

令和 6 年 6 月 1 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	立 石 幸 徳 議員（63ページ～71ページ） 上 迫 正 幸 議員（72ページ～80ページ） 平 田 るり子 議員（80ページ～88ページ） 下 竹 芳 郎 議員（88ページ～96ページ） 水 野 正 子 議員（96ページ～106ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第 3 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 森 健一郎 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 水無月の朝顔涼し朝の月。水無月と呼ばれる6月の議会におきましては、環境対策を中心に一般質問をいたします。

これまでも本市の環境対策として、河川の浄化条例の制定、下水道終末処理場の悪臭対策、また、災害ごみの校区别保管場所設置などに取り組んでまいりましたが、今回はプラスチックごみ類の分別収集などについてお尋ねさせていただきます。

令和3年3月に策定いたしました枕崎市環境基本計画は「人・自然・産業が調和し輝く～グリーンデザイン～まくらざき 豊かな自然環境の中で環境に配慮した持続可能な暮らしを実現」を基本理念としております。

この環境基本計画の施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させることで、本計画の施策を計画的かつ実効性のあるものとして推進していくようになっていますが、具体的にリサイクル率や河川環境基準達成率などの評価指標の推移や進捗管理はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市の環境基本計画につきましては、環境全般に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するため、本市第1期となる計画として、近年の地球温暖化対策や廃棄物処理、自然環境保全など多くの環境課題に対し、あらゆる視点から取組を前進させるための環境行政マスタープランと位置づけ、令和12年度までの10年間の計画として、令和3年3月に策定し、取組を進めているところです。

評価指標につきましては、関係する環境分野の個別計画における評価指標と整合を図りながら、環境行政の方向性を確認できるものとして、区分ごとに代表的な指標を設定しておりますが、具体的な内容、評価指標、進捗管理につきましては、担当参事が答弁いたします。

○立石秀和と市民生活課参事 環境基本計画で設定しているリサイクル率の評価指標につきましては、令和7年度の間年度において17.6%、令和12年度の目標年度において23.4%と設定しているところです。

リサイクル率の進捗管理につきましては、令和3年度が11.4%、令和4年度が11.6%、令和5年度が11.2%となっているところです。

リサイクル率につきましては、ほぼ横ばいで推移しているところですが、なんさつECOの杜の供用開始に合わせまして、令和6年9月から小型家電を資源ごみとして分別収集を行い、リサイクル率の向上につなげていきたいと考えております。

引き続き、市民の皆様が各自で取り組んでいただけるごみの減量化と本市が行う資源ごみ品目の分別の徹底をお願いしていきながら、リサイクル率の向上のため、先進地の取組を参考に研究してまいりたいと考えています。

次に河川環境基準達成率、こちらはBOD値になりますけれども、こちらの評価指標につきましては、令和7年度の間年度におきまして、現在、水質検査を21か所で実施しておりますが、21か所中19か所の90.5%、令和12年度の目標年度におきましては、21か所中21か所の100%と設定をしているところです。

河川環境基準達成率の進捗管理につきましては、令和3年度が21か所中18か所達成の85.7%、令和4年度が21か所中20か所達成の95.2%、令和5年度が21か所中16か所の76.2%となってい

るところです。

令和5年度につきましては、21か所中5か所が未達成となっておりますが、このうち2か所につきましては、排水処理設備を設置している事業所の排水処理設備が故障したことによる影響が大きいと考えているところです。

引き続き、河川環境基準を達成できるよう公共下水道への接続、公共下水道区域外における合併処理浄化槽への転換の推進、事業所の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組んでいきたいと考えています。

○6番立石幸徳議員 担当参事から、環境基本計画の87ページから88ページにかけて、数十項目の評価指標が掲載されて各年度の目標数字も出ているんですけどね。

リサイクル率は、特に県内では大隅地区が大崎町とか志布志市といった自治体では、全国的にもすばらしいリサイクルの取組をされております。ただ、考え方として、リサイクル率の場合は、単に数値をよくするということなくリサイクルの質なんですね。量的な重量というか重さのリサイクル率という捉え方だけではかえってその環境の負荷を生み出すそういうおそれも出てくるので、この辺もやっぱり細心の注意をもってリサイクル率というものを評価しなければならんと思います。

それから、後段の河川の関係の基準、これは参事の報告では、分かりやすく言うと上がったたり下がったり、この辺についても、時々状況が入ってくるんだろうと思うんですけども、何せこの件は1項目ずついろいろ調べていくにはかなりの時間を要しますので、決算特別委員会で各年度の実績が出てきますから、改めてその機会に譲りますけれども、いずれにしてもこういった目標数値を掲げて、その進捗管理というのは、やはり環境をよくしていく一番大事なところだと思いますのでね。87ページから88ページにかけての進捗管理はしっかり今後も取り組んでいただきたいと思います。

そこで、最初申し上げましたプラスチックごみの関係でしばらく時間をかけて質問をさせていただきますが、廃棄物の処理対策と一口で申し上げましても、具体的には一般廃棄物から産業廃棄物、あるいは生ごみ対策から資源ごみ対策と非常に幅広いわけなんですね。幅広い廃棄物の対策の中で、近年、プラスチックに関わるごみ対策が全世界的にも、当然、日本、そして我が地域にもこのプラスチックごみをどう対策を打ってしっかり取り組むかということは、地球の問題であるとともに、我が地域の問題であると考えてるわけですね。

大きく世界的なことを時間かけて申し上げる気はございませんけれども、1つには2015年の国連総会で採択されたいわゆる、2030年度までのSDGs、国連加盟国が進めるべき開発の行動計画ですよ。この中で2030年までに、スタートしてもう折り返し点を過ぎているわけですね。2030年までに廃棄物の発生防止削減、再生利用及び再利用により廃棄物の発生を大幅に削減するという、これがSDGsの目標項目です。

そういうことも含めて、プラスチックごみというのが全世界的にどういう状況になっていると考えておられるのか、あるいは具体的にどういった取組がなされているけれども、なかなかそれが用をなさないんだとか、プラスチックごみに関する当局の認識を最初にお尋ねをさせていただきます。

○立石秀和市民生活課参事 プラスチックごみの問題につきましては、まず国際的には、令和4年2月から3月にかけて開催された第5回国連環境総会再開セッションにおきまして、海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際条約について議論するための政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択されたことを受けまして、本年中の合意を目指し、プラスチックごみによる汚染を規制する条約の制定に向けた国際交渉が行われているところです。

我が国におきましては、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化

等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることから、令和元年５月にプラスチック資源循環戦略を策定し、３Ｒ＋Renewableの基本原則と、６つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げ、令和３年６月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立し、令和４年４月１日から施行されております。

本市におきましても、プラスチックごみ問題については重要な課題であると考えており、海洋プラスチックごみについては、海岸漂着物地域対策推進事業の中で、大量に漂着するプラスチックごみや流木等の回収、処理を行っているところです。

また、ペットボトルや弁当の容器など柔らかいプラスチック製容器包装については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づきまして、資源ごみとして分別収集を行い、リサイクルに取り組んでいるところです。

○６番立石幸徳議員 ただいまの説明の中で、もう少し地球的なあるいは世界的なこのプラスチックごみがどういう状況になっているかっていうのは、改めて言うこともないんですけど、ちょっと説明が薄いような気がしてならなかったんですけども、以前にも本市議会でも出されたように、いわゆる海洋プラスチックは、魚類を捕獲あるいは漁獲して、魚をさばいた途端に、魚の内臓からプラスチック類がどさっと出てくると。もう海洋の魚はプラスチックを食べたりしているのかというような事例も出されていますね。そしていろんな細かいところに深海のもう考えられないところにまでプラスチックが堆積もあるという中で、これは環境問題に限らず、人体に関わる大きな問題だということで、いち早く解決をしなきゃならないという状況にあるんですけれども、答弁にありましたように、そういう背景の中で、国際条約を締結しようと、これが具体的には、本年１１月ぐらいに韓国の釜山で、一応条約の合意を取ろうじゃないかという、そういうところまで来ているようです。

ただ、世界的にそういう条約がどういう中身で成立するのか分かりませんが、参事の説明にあった、この我が国が、令和元年に取り組んだこの新しいプラスチックに関わるこの法律が令和２年に成立し、令和４年４月１日からもう施行しているわけで、施行してもう２か年が経過しているわけです。

しかし、我が市がこの法律に基づいて、法律の規定をどういう規定になっているのか十分に参酌し、そういった取組が実際になされているのかというと、甚だ疑問だと思いますよ。簡単に申し上げて、何もしていないじゃないかと言っても過言ではない。

具体的に２年前、令和４年４月から我が国で施行された、いわゆるプラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律、これ略称でプラスチック資源循環促進法第６条の地方公共団体の責務という法律条項があるわけです。市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この条項については、本市はしっかり対応されているということになるんですか。

○立石秀和市民生活課参事 現在、本市におきましては、先ほども申しましたけれども、ペットボトルや弁当の容器など柔らかいプラスチック製容器包装につきましては、容器包装リサイクル法に基づきまして、資源ごみとして分別収集を行い、リサイクルに取り組んできておりますが、プラスチック製容器包装以外のバケツや洗面器などの固いプラスチック使用製品については、現在、不燃ごみとして収集を行い、内鍋清掃センターにおいて破碎処理を行った後、焼却処理を行っております。

令和６年９月のなんさつＥＣＯの杜の供用開始後は、製品プラスチックにつきましては、可燃ごみとして収集後、焼却処理を行い、焼却に伴い発生する熱を回収し、施設内の発電や売電を行

っていくことになっております。

今議員がおっしゃられる、製品プラスチックの分別収集については、まだ現在のところ取り組んでいないところになります。

○6番立石幸徳議員 参事の言われるペットボトル等に関する容器包装リサイクル法は、もうかなり従前の法律ですからね。いわゆる瓶、缶、ペットボトルっていう形でしっかりこれはもう、ペットボトルについては、プラスチックの中でも柔らかいプラスチックということで対応がずっときているわけですよ。

ただ、令和4年の2年前から新しく施行されたプラスチック資源循環促進法ですよ。新しい法律がなぜこういうものができたかと。当然それは法律をつくる理由があるわけですからね。その中で、先ほど市町村の責務も1つは紹介しましたが、プラスチック資源循環促進法は、令和4年4月1日から施行ですが、その3か月前の1月に国で基本方針をつくっているんですね。プラスチック資源循環促進法の基本方針は、非常に細かくといいましょうか、国の責務、地方公共団体いわゆる市町村の責務、それから事業者の責務、消費者の責務、しっかりとそれぞれの役割分担に基づいて、基本方針できっちりうたわれております。

私は市町村に関わるものを全て書き上げてきておりますが、これを全部読む時間もございませんのでね。大体6項目ですね。市町村がその基本方針に基づいて何をしなければならないかということをお尋ねしますので、その基本方針にのっとって本市がどうしているのかということをお答えいただきたいと思うんです。

1つ目が、市町村は家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化、その他の国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。2つ目は、地方公共団体は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、方針を作成する場合には国に準じて認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう、いわゆる認定のプラスチック使用製品の調達推進を促進せよと。3つ目は、プラスチック使用製品の排出の抑制に努めよと。そして、普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことで、住民の自主的な取組を促進せよと。4つ目は、プラスチック使用製品を製造あるいは販売をする事業者にはしっかりと再資源化の促進のために、市町村は適切なルートでの回収の促進、つまり事業者にはちゃんとそれを回収するようということ促進せよと。5点目が、自ら率先してプラスチック使用製品産業廃棄物について、可能な限り排出の抑制に努めよと。最後に、具体的には地方公共団体も、消費者をはじめ住民に対し、環境教育、環境学習、広報活動などを実施すること。

ほかにもあるんですけど、とにかく市町村にこういったことを取り組めという基本方針が出されているんですけど、今この基本方針にのっとった項目で本市が実施されているものはどういうことが挙げられるんですか。

○立石秀和市民生活課参事 この基本方針の中で本市が取り組んでいる項目になりますけれども、先ほども申し上げましたように、容器リサイクル法に基づく容器包装プラスチックにつきましては、再商品リサイクルに取り組んでおります。

それから、国で環境物品等の調達の推進に関する法律第10条第1項に定める方針を作成する場合には、国に準じて認定プラスチック主要製品の調達の推進が促進されるよう十分配慮するとなっておりますけれども、本市において、毎年度、こういう方針は作成しておりませんが、環境基本計画の中で、物品購入等に関する取組を推進していく施策を掲げております。これは、物品等の購入に当たり、環境への負荷が少ない製品等を購入することで、環境負荷の軽減を図るものになります。

市の取組としては、庁内のグループウェアを通じて、物品購入等に関する取組として、エコマークやグリーンマークなどの環境マークが表示されているものの購入や、詰め替え可能な洗剤や文具等を購入するなどの具体例を周知し、環境への負荷が少ない製品等を購入するよう努めてい

るところです。

認定プラスチック使用製品につきましては、環境に配慮したプラスチック製品の設計を国が認定し、公表していくこととなっておりますが、現在、認定を受けたプラスチック使用製品はないところになります。今後、認定プラスチック使用製品が公表された場合には、また市内グループウェアを通じて周知を行い、認定プラスチック使用製品の調達が促進されるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するため、普及啓発、情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている点につきましては、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するための取組として、海岸漂着物地域対策推進事業の中で、プラスチックごみを減らすための行動などを記載したチラシを作成して、広報紙と一緒に配付をし、周知を行っているところではあります。

また、海洋プラスチックごみの抑制についてのリーフレットを作成しまして、市内の小学生へ配布を行い、また、環境問題・環境保全をテーマとしたポスターを市内の小中学生から広く募集し、その制作過程を通じて、小中学生の環境に関する意識の高揚を図っているところではあります。

○6番立石幸徳議員 先ほどから参事が容器包装リサイクル法を引き合いに出していますが、これは全く別ですよ。それはもう従前からペットボトルは容器包装リサイクルで対応しているわけですからね。

今私がいろいろと取り上げてお尋ねしているのは、2年前に施行されたこのプラスチック資源循環促進法ですよ。この対応がほとんどと言っていいぐらいなされていない。なぜかという、この法律制定以前に、この市議会でも、今度の新しい法律は地球からあるいは地域からプラごみをなくすために効果的だという議論もあったんですからね。そういう議論を踏まえて、じゃあ法律施行後、何をしているのと今その確認をしているわけですよ。あまりその法律条項ばかり言っても、理解が進みにくい部分があるかと思うんですけど、県の廃棄物・リサイクル対策課にこのプラごみ対策、県下の状況どうなっているかと、大隅ではかなり先進的な取組がどんどん進んでいると。南薩におきましては、指宿市が本年6月のまだ2週間ぐらい前に、新しくプラスチックごみの収集が変わりますと、ここに指宿の広報紙6月号も持ってきておりますけど、1ページを割いてプラスチックごみの収集が変わりますという市民向けの記事を掲載して取り組んでおります。

視察にも行かせてもらいましたが、指宿市役所のロビーには環境問題のポスターじゃなくて、いろいろな環境対策が掲載してございます。指宿市は私の記憶では、もともとこの環境に対しては、従前から非常に熱心な取組をされていまして。今回もこのプラスチックごみの収集、この南薩地区では最初に新しい取組をさせていただいておりますね。私はかなり評価できることじゃないかと思います。なぜ6月1日からかと、4月5月の2か月間は試行期間ということで、職員自体が分別に携わって市民とのいろんなごみ収集の在り方を手探りでやってきて、6月1日からは本格的にプラスチックごみをしっかりと収集するようになってまいりましたという説明を受けたんですね。やはり、これは指宿市がただやっているから云々じゃなくて、ごみの対策は、地球の問題であるけれども、一人一人の地球、人民あるいはその国民、住民の一人一人の意識に関わる問題でもありますので、指宿市がやっておしまいでも何でもありませんよ。

我が枕崎市も指宿市のすばらしい取組を参考にして、いち早く我が市もこういったプラスチックごみの収集が変わりますと、ペットボトルだけじゃないです、特に今プラスチックのごみで言われているのがいわゆるワンウェイプラスチック、使い捨てのスプーンとかストローとか、本当に小さなプラスチックまでもうぼんぼん捨てられている実情があるわけです。そういう使い捨てのプラスチックごみをどういう形できちっとまた回収をし、あるいは再資源化していくか。国自体がまたそれを再資源化するには、本年度から、国もきちっとその設備をする場合には、大きな

補助金を準備してございます。やっぱり一斉にこういう取組は、それぞれの地域で取り組むべき課題だと思うんですけど、このプラスチックごみ対策っていうことで、最後に市長に取組の決意なり、そういう面について見解をお聞きしておきたいと思います。

○前田祝成市長 今、議員からも指宿の事例を御紹介いただいたり、我々の取組が今どういう状況だというような評価もいただいたところなんですけれども、もちろん、プラスチックごみの分別につきましては、当然そういう国際的な要求もございまして、我が国の中でも、そういった形で進めていくということがありますので、本市といたしましても、しっかりとその分別を市民にまず伝えるということが必要だと思いますので、そのあたりも含めて、ちょうど9月からなんさつECOの杜が稼働いたしますし、それも非常にいい機会だと思います。

ですので、そのあたりをしっかりと市民に周知することはまずやっていく。そして実際に市民の皆さんが、どのような分別をされているのかっていうところもしっかり検証しながら本当にきめ細かく追いかけていって、分別をしっかりとしたものにしていくっていうのが、我々としては重要ではないかなと思いますし、先ほど参事からも答弁がありました、庁内におきましても、そのあたりはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○6番立石幸徳議員 ぜひ、私は職員の皆さんにいろんな負担を押しつけるのは好きでも何でもないですけど、指宿市職員は、6月からのプラごみの分別収集に当たって、自ら進んで職員自体が2か月間は市民のプラごみの分別収集に当たってまいりましたと胸を張って教えていただきました。

私は、職員の皆さんにそういうことを押しつける気も何もないんですけど、やはり市長が今言われたように、そういう市職員の態度を見ることで住民も考えるところが出てくるんじゃないかと、これは申し上げておきたいと思います。

この廃棄物関係でもう一点、太陽光の関係で、これは3月議会での一般質問にも少し出された部分があったんですが、本市にも飛行場跡地に大きなメガソーラーが設置されております。ただ、近年、つい一週間前の地元新聞にも出されたんですが、太陽光に関して次世代技術、日本の再エネ拡大の切り札という形で、ペロブスカイト太陽電池、新技術の太陽電池がもう既に横浜で発電ビルということで、すごい太陽の光を利用した平面のパネル式じゃなくて、外壁とか窓ガラス、手すり、そういうものを一体とさせた発電ビルが出来上がっております。

こういうことが進んでまいりますと、現行のといいましょうか、太陽光パネルというものの、いわゆるリサイクルあるいは現在のパネル式の太陽光の設備というものは、いろいろと処理処分が加速的に進んでいくんじゃないかと考えられるわけですね。その使われたパネルをどうするんだという問題にもなってきます。

当然、環境省ではこのためのガイドラインをつくる作業にも手をつけておりますが、我が市でそういう太陽光に関して大きな技術開発ができてきて、住民が設置しているこの太陽光パネルについてどういった対応をすべきじゃないのか、あるいはその辺についての当局の取組をこれ簡単で結構ですので、お伝えいただきたいと思います。

○立石秀和市民生活課参事 太陽光発電設備の廃棄・リサイクルにつきましては、2030年代後半には、製品の寿命を迎えた太陽光パネルの排出がピークを迎えることが想定されており、将来の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっていることなどから、国の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会の中で議論がなされており、令和6年1月に中間取りまとめがなされているところです。

この中間取りまとめの中で、太陽光発電設備につきましては、速やかに対応する事項として、再エネ特措法の新規認定申請時等に、含有物質情報の登録された型式の太陽光パネルの使用を求めること。太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインや、太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン等の関係者へのさらなる周知によるリユース、リサイクルの

促進。太陽光発電設備の設置者に対して適切な絶縁措置を求めること等による、発電終了後の太陽光発電設備の安全を保持するための取組が掲げられています。

また、新たな仕組みの構築や制度的な対応に向けて、引き続き検討を深める事項として、製造段階から廃棄・リサイクルが完了するまでのトレーサビリティを確保し、使用済太陽光発電設備の移動情報、含有物質情報などリユース・リサイクル・適正処理に必要な情報を把握する仕組みづくりなど5つの項目が掲げられているところです。

太陽光発電設備の処分につきましては、所有者が解体・撤去業者に依頼をし、解体撤去を行うこととなりますけれども、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルの在り方につきましては、今後とも国の動向を注視しながら、周知等を行っていきたいと考えています。

○6番立石幸徳議員 次の項目に入っていきたいと思います。

枕崎市地域の魅力創出事業ですね。これ民間資金等活用事業の可能性調査ということが、令和5年度末の補正予算で約990万円が成立して令和6年度へ繰越しをされたんです。この3月の補正予算審査の中で、私の委員会審査の質疑の中で、副市長からこの事業の経緯説明をしていただきました。これは国の総合経済対策として、デフレ完全脱却のための国の100%補助になっているものであると、民間等も専門的な意見を聞く機会はないものかということで、企画調整課でこの事業を探してきたと説明があるんですね。

それで、採択要件も厳しく、応募団体も多かったんですけども本市は採択されたんですね。

まず、補助申請をする理由はどういうことになっているんですか。それから、この事業は既に6年度に入りまして、この事業の委託事業者のプロポーザル審査もなされたと思うんですが、こういった事業者が決定されて、既に本年度も3か月目に入っていますが、この事業の進捗状況をお尋ねをさせていただきます。

○橋口和洋企画調整課参事 今回の補助事業を申請した経緯でございますが、民間資金等活用の導入可能性調査等が補助の対象となる民間資金等活用事業調査費補助事業は、国の令和5年度補正予算が成立した場合に実施が可能となるものでしたので、国の補正予算の成立後、申請を行い、採択を受け、令和5年度の3月補正に計上したところです。

補正予算の議決をいただき、繰越事業として令和6年度に本事業に着手したところになります。

そして、現在の進捗ですが、火之神保有地の利活用については、検討組織を立ち上げ、公募型プロポーザルによる受託候補者の選定を行いました。

5月8日に委託業者と契約を締結し、事業に着手したところです。

事業の進捗につきましては、5月30日、31日の2日間にわたり、火之神保有地の現況調査や周辺施設の利用状況などの調査を行っており、現在、住民へのニーズ調査の準備をしているところです。

○6番立石幸徳議員 的確な答弁になっていないんですけどね。

私が最初に聞いたのは、経過はいわゆる国の補正予算が成立した後でないってそんなものはもう分かり切っているわけですよ。

つまり、補助申請をする本市の申請理由ですよ。補助金を申請するには理由を上げないと、ただどういう理由であってもそんなものが通るっちゃうことじゃないでしょ。それは極めて大事なことはないですか。その点をきちっとお答えください。

それから、現在も少しやっていることが分からないんですが、今やっていることはサウンディング調査の真っ最中になっているっちゃうことなんですか。これ、いつまで実施するようになっているんですか。その辺の具体的なこともお答えいただきたいと思います。

○橋口和洋企画調整課参事 この補助事業を申請した理由でございますが、火之神地区一帯は、先行調査において、本市の魅力創出事業の中心と位置づけられ、同地区の将来ビジョンとして、にぎわいと潤いのあるウォーターフロント空間の整備を掲げております。

対象事業は、これらの構想の推進を目的とし、同地区内において、長年、未使用のままとなっている今の火之神保有地について、官民連携手法の導入可能性を調査・検証する目的として申請をしたところになります。

もう一つのサウンディング調査でございますが、現在委託業者と綿密に検討協議をしております、いつ頃始まるとか、いつまでというところはまだ具体的には決まっていないところです。

○6番立石幸徳議員 残り時間が少なくなっていますのでね、私これまた機会を改めて掘り下げますけど。

私が補助申請の理由にこだわるのは、P F I 事業、つまり民間資金の活用をしたいんだということがあるから、補助申請をされるわけでしょ。通常の補助申請とは意味合いがまた違うわけでしょ。なぜ民間資金が導入されなければならないかということを、当局自体がきちっとその辺を整理しておかなければならないんじゃないですか。どういう形で申請したかっていうのをお尋ねしたいわけですよ。これはまた後日改めてきちっとお答えください。場合によっては資料要求もします。時間が足りませんのでね。

そこで、この火之神地区を、どういう形で開発なり、市民の皆さんに喜んでもらえるような事業にしていくかということで、990万円の事業費の中でも、今後、市民アンケート調査に115万円、市民のワークショップ開催に81万円、関係団体への意向調査に72万円ぐらい計上されています。こういうものは今後予定されて事業をされていくわけでしょう。

そして、基本的な方向性としては、市職員のワークショップのまとめに出てきた1つ目が海沿いのロケーションを生かしたものの、2つ目に市民が集う憩いの場となるもの、3つ目に市外からの誘客を促進するもの、これらが大体基本的な方向性と。先ほどの事業実施方針としても、基本構想あるいは基本計画策定に198万円の予算が出ているんですけどね。

その方向性として、今言ったようなことを踏まえて、地域の魅力創出事業は進んでいくと、こういうふうに理解しとっていいんですか。

○橋口和洋企画調整課参事 今、質問者が言われたとおり、令和4年度に実施しました本市職員と住民とのワークショップで出たアイデア、それに加えて、より幅広く多くの意見を取り入れるため、これから本市民及び近隣市民へのニーズ調査や関係団体、民間企業等への意向調査等を計画しているところです。

現時点では、その具体的な方針は決まっていないところです。

○6番立石幸徳議員 答弁がなかなかみ合わないところもあるんですけどね。この件で、どうしても今後も市民アンケート調査、あるいは市民とのワークショップ、こういうものを持たれると思うんですけども、いずれにしても、基本的な方向性っていうのは、事業実施主体といいましょうかね、市でしっかりとしたものを、方向性として確立しとったほうがいいんじゃないかと思いますよ。

ただ、全部丸投げみたいな感じで、市民の皆さん意見をどんどん出してくださいというそういうタイミングではないんじゃないんですか。そのことは申し上げておきます。

それから時間の関係で、この公募設置の管理制度いわゆるP a r k－P F I。P a r k－P F Iっていうのはいわゆる、一般的なP F Iとは違うんですけどね。今回の地域の魅力事業を考える上でも、先ほど市職員のワークショップの中で具体的な可能性として出されている中に、例えば海が見える総合公園、火之神公園と差別化したキャンプ場、非日常空間を演出した散歩道や広場、つまり公園や広場、こういったものが市職員のワークショップでも大きくクローズアップされているんですね。全国的にもこの公園、広場、こういうものに取り組むに当たって、いわゆるP a r k－P F Iという事業がございます。これについて建設課にもいろいろと質問しておりますけれども、もう時間が限られていますので、答弁も長くなりそうな気がしますので、今回は割愛しまして、またの機会に教えていただきたいと思います。このP a r k－P F Iの導入という

のもかなりこれからの事業として大事になると思いますので、御検討いただきたいと思います。

次の国民健康保険、この件でこれは3月議会でも委員会審査で出されたんですが、県のいわゆる国民健康保険の運営方針、これは令和6年から11年度までの6年間の運営方針の中で、令和9年度から、9年度中といえちよつと先になるような気がしますけど、取組としては遅いんじゃないかという感じを持ちますので聞きますけどね。

この令和9年度からは、納付金算定において本市の二次医療圏ですね。本市の二次医療圏というのは南薩4市、指宿市、南九州市、南さつま市、本市を入れた二次医療圏で、統一した取組としてこの納付金算定をやるようにさっき言った県の国保の運営方針が決定されているんですね。この二次医療圏ごとの納付金が統一されるということになりますと、どういった影響がまず出てくるか、現状、この統一するに当たって、どういうことを留意しなければならないか。あまり時間がございませんので、今後の課題も含めて、取りあえず簡明にお答えいただきたいと思います。

○平塚孝三健康課長 平成30年度以降、国保財政の仕組みは、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うなど、国保財政の管理をしているところです。

事業費納付金は、県全体の事業費納付金必要額を被保険者数、世帯数、所得総額の県内のシェアに応じて案分し、年齢調整後の医療費指数を乗じて計算され、市町村は都道府県が市町村ごとに決定した事業費納付金に見合った保険税を設定、徴収して都道府県に納付することとされているところです。

令和6年3月に鹿児島県が作成した第3期鹿児島県国民健康保険運営方針の中で保険税水準の統一については、最終的には、同じ所得水準、世帯構成であれば県内同じ保険税となる完全統一を目指すこととしております。

その前段といたしまして、先ほど御質問のありました令和9年度以降に二次医療圏ごとの保険税水準の統一を目指すということとされております。

保険税水準の統一の取組として、令和9年度からは、二次医療圏ごとの医療費指数を使用し、その後、事業費納付金算定に用いる医療費指数の反映係数を段階的に引き下げまして、医療費水準の反映割合を徐々に縮めていくとされております。

県内の格差につきましては、令和5年度算定の南薩医療圏内の医療費指数につきましては、本市が1.286、指宿市は1.204、南さつま市は1.374、南九州市は1.257で、平均1.273となり、本市と南さつま市は平均と比べ、0.013、0.101高くなっております。指宿市と南九州市はそれぞれ0.069、0.016低くなっている状況です。

課題でありますけれども、格差の統一によりまして、現在、市町村ごとの医療費指数と比べ、統一後の圏域の医療費指数が高くなる市町村は納付金が増加し、統一後の圏域の医療費指数が低くなる市町村は納付金が減少するという傾向となっておりまして、本市の医療費指数は二次医療圏内の医療費指数より高くなっております、県が令和2年度の納付金で二次医療圏内の医療費指数で算出した事業費納付金は、本市、南さつま市、南九州市は減少し、指宿市は増加する試算を示しているところです。

保険税水準を統一いたしますと、医療費が高い市町村は保険税が下がる一方で、医療費が低い市町村は保険税が上がるということが想定されているところです。

また、医療機関が複数ある市町村と、少ない市町村といった医療体制の差異による不公平感が生まれる懸念があるという見方がされているところです。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 しばらくの間お付き合いをお願いいたします。

少子高齢化や人口減少による労働力不足が懸念される中、女性の採用や昇進に向けた取組を促進し、現在働いている女性の活躍を後押しする女性活躍推進法について、市長の見解をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法は、平成27年8月に制定されましたが、これにより働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が国や地方公共団体、民間企業等の事業主に義務づけられました。

本市としましては、平成28年4月に策定した枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画において、女性の採用比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、女性管理職の比率等の現状の把握と分析を踏まえて、改善すべき課題と考えられるものから優先的に数値目標を設定し、目標達成に向けた取組を進めているところです。

○4番上迫正幸議員 女性活躍推進法とは、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための一連の施策であると承知しておりますが、本市において女性活躍のメリットは何があるとお考えですか。

○山口太総務課長 少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した現代におきましては、若者、高齢者、女性、男性、障害のある方、誰もが生きがいを感じ、その能力を十分発揮することができる組織づくりが求められます。

このような中で、市役所において女性活躍の推進が図られ、意思決定の場に参加する女性の管理職が増えていくということは、まず管理職が男性だけのときと比べまして、これまで出てこなかった視点、観点からの意見や提案がなされ、意思決定に当たっての検討がより深まることが期待されると考えております。

また、女性が活躍できる職場は、男女問わず、職員の誰もが働きやすい職場といえ、このことが優秀な人材確保につながり、結果として、質の高い市民サービスが提供できていくのではないかと考えます。

今後とも女性活躍をはじめとして、多様な人材の活躍の推進を図っていくため、職業生活と家庭生活との両立がよりしやすい勤務環境の整備や働き方の見直しに積極的に努めてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 当局が考える女性が働きやすい職場とは、どのようなものか具体的にお願いいたします。

○山口太総務課長 なかなか難しい御質問であると考えますが、まずはやはり枕崎市役所に入りたい、枕崎市役所でずっと働きたいと思っていただけるような魅力ある職場づくりを進めていくことが重要であり、そのためには職員が働きやすさや働きがいを感じられるような職場づくりを進めていくことが必要であると考えます。

さらに職員の働きやすさ、働きがいを実現することによりまして、職員の仕事に対する意欲が向上し、生産性やパフォーマンスの源泉になることが考えられると思います。

女性職員の働きやすい職場はというお尋ねでございますが、結婚、出産、育児といったそれぞれのライフステージにおきまして、職業生活と家庭生活の調和が図られるような働き方ができる、そういった職場環境の実現を図っていく必要があるものと考えており、そのような職場が働きや

すい職場ではないかと考えております。

○4番上迫正幸議員 それでは市役所内において、勤続年数の男女差はないのかをお尋ねいたします。

○山口太総務課長 本市では、職員を雇用する事業主としての立場から、女性活躍推進法に基づき特定事業主行動計画を策定しておりまして、平成28年度から令和2年度までの5年間の前期計画期間の取組結果を踏まえ、現在、令和3年度から来年度、令和7年度までの5年間の後期計画期間として、組織全体で女性職員の活躍の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

その取組の実績の中で、本市職員の勤続勤務年数の男女差につきましては、令和4年度の実績で申し上げますと、男性19.4年、女性13.6年となっております。

ここ数年の実績を見てみますと、各年度とも女性は男性より5年から6年程度、勤続勤務年数が短い状況にあるところでございます。

○4番上迫正幸議員 産休・育休を取得した女性が復帰したときは、産休を取る前の職場に復帰するということですか。

○山口太総務課長 ただいま、質問者からお話があったことに対しての対応でございますが、いわゆる育休に入った職員は、一旦総務課付の職員にしております。

その中で、また復帰される際には人事異動を行いまして、配置について行ってまいりますので、必ずしも元いた職場に配置を行っているというわけではございません。人事異動の中で行っております。

○4番上迫正幸議員 必ずしも産休を取る前の職場に復帰するということではないということですね。

女性活躍推進法によって期待される効果は、女性の雇用機会の拡大、男女間の賃金格差の縮小、ワーク・ライフ・バランスの改善、リーダーシップポジションへの女性の登用、職場の文化の改革です。企業や団体は女性活躍推進法に基づいた具体的な施策を進めていくことが重要であると考えられます。

次に、令和5年度の本市職員採用試験の受験者数と男女の割合をお願いいたします。

○山口太総務課長 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合についてのお尋ねかと思いますが、けれども、これまで採用した職員に占める女性職員の割合を高めていくという観点から、採用試験における女性の受験者を40%以上確保することとし、採用者に占める女性の割合を40%程度とすることを目標にこれまで取り組んできております。

しかしながら、採用試験の受験者に占める女性の割合については、平成28年度から令和6年度までの期間、いずれの年度も40%を下回っておりまして、近年その数値は増加傾向が見られますけれども、本年4月1日採用の新規採用職員に係る、令和5年度に実施いたしました採用試験の受験者の総数に占める女性の割合は、総受験者数53人のうち女性は18人で、その割合は34.0%となっております。

今後とも、採用試験における女性の受験者を増やしていく取組の中で、採用者に占める女性の割合を40%程度としていきたいと考えておりますが、近年全国的に公務員志望者が減少している状況にもありますので、女性に限らず、できるだけ多くの方に本市の採用試験を受験していただけるよう、今後とも努めてまいりたいと、そのように考えております。

○4番上迫正幸議員 40%を目標としているということで、全体的には公務員の受験者数が減っているということで、40%に別にこだわらずにやっていくということですね。

それでは新規採用職員の研修内容をお聞きしたいと思います。

○山口太総務課長 新規採用職員の研修内容についてのお尋ねでございますが、市役所内での研修としましては、まず、新規採用職員に辞令交付を行う年度の初日に、4月から本市職員、また地方公務員となったことについて自覚を持っていただくために、総務課長研修を実施しておりま

して、主に服務規律の確保、公務員倫理、接遇、その他についてお話をしております。

また、毎年度4月の初めに、新規採用職員実務研修を実施しております。その内容としては、庁内グループウェアでありますとか、財務会計・文書管理システム、例規検索システムの操作方法、あるいは公務員の服務についての研修となります。

また、市役所外での研修としましては、鹿児島市にあります自治研修センターにおきまして、4月から5月にかけて前期の新規採用職員研修を、また、10月から12月にかけては後期の新規採用職員研修を受講していただいております。研修期間はそれぞれ3日間となっております。

前期の研修におきましては、公務員としての自覚を持つとともに、職員として必要な知識、技能及び態度を習得し、職場への適応性を養うことを目的として、また、後期の研修におきましては、職場で実務に活用できる行財政等の広い知識と技能を習得するとともに、社会的な視野を広げ、将来をにらんだ豊かな資質を養うことを目的として実施されております。

御承知のとおり、地方公務員法第39条におきまして、職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならないと定められております。

現在、経験年数別や階級別に、先ほどから申し上げております初任者研修でありますとか、係長研修、管理職研修のほか、業種別の専門能力の向上を目的とした研修、あるいは政策形成能力、問題解決能力を高める研修など各種研修を受講していただいておりますけれども、今後とも職員研修の充実には十分努めてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 それでは次に、女性活躍推進のための本市の具体的な取組状況をお願いいたします。

○山口太総務課長 女性活躍推進のための取組状況ということでございますが、この件につきましては、さきの3月定例会におきましても御質問いただき答弁もいたしておりますので、重複する答弁にもなるかもしれませんが、女性活躍推進のための取組状況につきましては、令和4年度に、これからの働き方やキャリアを多面的に考え、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら、生き生きと働くための考え方などを学ぶことを目的とした、女性活躍推進研修を実施しております。

そのほかでは、平成29年度から毎年度、鹿児島県の自治研修センターで実施されております、キャリアデザイン研修にも職員が参加をしております。

この研修は、これまでの自治体職員としての自分を振り返り、仕事の意味、自分の強み、ありたい姿を明確にし、そこを起点に将来に向けた自己目標を定め、日々の職務にやりがいを持って積極的に取り組む人材を育むとともに、様々な行政領域に的確に対応できる人材開発の基礎とすることを目的とした研修であります。本市では平成29年度から毎年2名から4名の女性職員が参加しております。

また、所管課において実施されております男女共同参画研修につきましても、有意義な研修であると考えておりますので、研修が行われる場合は引き続きこれを職員研修の一環として位置づけまして、職員の積極的な参加を呼びかけていきたいと思っております。

そのほかでは令和5年度にイクボス研修も実施しております。イクボスというのは男性、女性を問わずに職員の出産とか育児に理解がある管理職のことを指しますけれども、そういった管理職になれるように、そういったことを養成する研修ということで、令和5年度には課長級23名が参加しそういった研修も実施しております。

今後とも、女性活躍推進に関わる研修その他の取組については、その充実に十分努めてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 それでは次に、枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画についてお尋ねいたします。

まず、特定事業主計画の基本的な考え方をお願いいたします。

○山口太総務課長 先ほども市長から答弁がございましたが、女性の職業生活における活躍を推進し、男女の人権が尊重され、かつ急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27年8月に女性活躍推進法が制定されまして、この法律におきまして、国及び地方公共団体の機関は、女性の職業生活における活躍の推進に関し、目標、取組の内容及び実施時期を記載した特定事業主行動計画を作成することとされました。

本市においても、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組むために、平成28年4月に枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、実施しているところでございます。

○4番上迫正幸議員 女性職員の活躍の推進に向けた、体制整備等はどうなっているんでしょうか。

○山口太総務課長 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等についてということでございますが、本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、枕崎市特定事業主行動計画策定推進委員会を設置いたしまして、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしております。

直近では、令和3年3月に委員会を開催いたしまして、前期の特定事業主行動計画における女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握して、改善すべき事情について分析を行い、当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、後期行動計画における採用した職員に占める女性職員の割合などの目標数値の設定を行っているところでございます。

○4番上迫正幸議員 それでは女性職員の時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進についてお尋ねいたします。女性職員が残業することがあるかないかからお尋ねいたします。

○山口太総務課長 女性活躍推進法に基づき公表しております時間外勤務の状況について申し上げますと、令和4年度は、職員1人当たりの月平均の時間外勤務時間は5.6時間となっております。それ以前の令和元年度から3年度についてもほぼ同様の数値となっております。

女性職員が残業することがあるかということですが、当然それは必要に応じて女性職員にも時間外勤務を命じている状況にございますけれども、令和4年度及び令和5年度の一般管理費に属する職員の時間外勤務の男女別の状況につきましては、令和4年度の職員1人当たりの月平均の時間外勤務時間は、男性5.3時間、女性4.2時間となっており、令和5年度は男性4.7時間、女性3.5時間といった状況となっております。

○4番上迫正幸議員 残業時間は少しながら減ってきているということですね。

それでは年次有給休暇の取得日数は何日なのか教えてください。

○山口太総務課長 同じく女性活躍推進法に基づき公表しております年次有給休暇の取得日数の状況について申し上げますと、令和4年度は、男性女性全体で7.8日となっております。

また令和元年度から令和3年度までは各年度とも8.0日という状況となっております。

今後7月に公表いたします令和5年度の状況でございますが、男性女性全体で9.3日となっております、その内訳は、男性が9.3日、女性が9.2日という状況となっております。

○4番上迫正幸議員 それでは、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の目標値は何%であるのかをお願いいたします。

○山口太総務課長 本市には現在3人の女性管理職がおりますが、令和6年度の管理職の総数は36人でありますので、女性管理職の割合は8.3%となっております。

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、令和7年度までに課長、参事の職に占める女性の割合を10%にすることを目標と定めておりますが、これまでいずれの年度においても、その目標値を達成できていないところであります。

女性管理職を増やすための取組につきましては、これまで一般質問もいただきましてお答えし

ておりますように、また先ほどから御質問もいただいておりますように、女性職員を一定程度採用すること、そして出産後も継続して就業していること、そして男女の区別なく人材育成が図られていること、これらの結果として、係長級の管理職候補層の女性職員が増えていくことが必要であり、そのため、採用から配置、育成、昇任にわたるある程度の長いプロセスにおける取組が求められていると考えますので、今後も引き続きこれらの取組を進めていきたいと考えております。

○4 番上迫正幸議員 管理職の目標が10%ということですが、この10%は可能なんですかね。

○山口太総務課長 女性管理職10%の比率について、達成可能かというお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、その目標あるいはそれ以上になるようにこれからも取り組んでいくということでございます。

○4 番上迫正幸議員 この10%の目標に届くように努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

緊急時の休日出勤や時間外勤務が生じたときの対応はどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

○山口太総務課長 日曜日や土曜日の勤務時間を割り振らない日、いわゆる週休日にあらかじめ特に勤務を命ずる必要がある場合においては、勤務日を週休日に変更する、例えば土日の前の水曜日にお休みを取っていただくとか、そういった週休日の振替を行いまして、土日に勤務していただくという対応を行っております。

ただし、土日など正規の勤務時間以外に緊急に職員が勤務を要することとなった場合は、その当日、担当課長等から私に、どのような業務で誰に勤務をさせる必要が生じたといった連絡をいただきますが、その場合には事後に時間外勤務申請書、命令書を作成提出していただき、時間外勤務手当を支給するという対応を行っております。

○4 番上迫正幸議員 代休を取るなり時間外勤務で対応しているということでございますね。

次に、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進については、どう考えるのかお聞きいたします。

○山口太総務課長 長時間労働の是正は、職員の健康保持や人材確保の観点等から重要な課題であるため、国家公務員に準じて、平成31年度から時間外勤務を命ずることのできる上限の設定等を行って、縮減に努めているところであります。

本市におきましては、各任命権者や各課長に対して、平成31年4月に時間外勤務を命ずるに当たっての留意点についてという文書を発出いたしまして、職員に時間外勤務を命ずるに当たっては、時間外勤務を命ずることのできる上限の設定等が行われた趣旨を十分に承知の上、適切に対応するように求めていますけれども、この通知については、毎年度4月に職員に対して繰り返し周知を図って徹底を呼びかけているところであります。

そのほかでは、毎週水曜日を定時退庁日いわゆるノー残業デーとして、その徹底を図るとともに、どうしてもこのノー残業デーに時間外勤務が必要な場合は、事前に各課長は総務課長と協議することをお願いしておりますほか、部署ごとの時間外勤務の状況から、時間外勤務の多い職場の管理職には、私のほうでその理由等について聞き取りを行った上で、職員の健康面も含めて注意喚起を行うなどの取組を実施し、時間外勤務の縮減に努めているところでございます。

次に、年次有給休暇の取得促進につきましては、職員の健康管理、職務に対する能率向上に寄与するだけでなく、子育て中の職員には、子供と触れ合う時間を確保させるものでありますし、また休暇を取得しにくい職場は、時間外勤務の多い職場と同様に、女性の職業生活における活躍を阻害する要因となることなどから、年次有給休暇の取得目標を定めまして、夏季休暇期間中の取得促進を図ることについて、職員へ周知を図るなど対応しております。

特定事業主行動計画におきまして、令和7年までの各年において年次有給休暇の平均取得日数の目標を10日以上とすると定めておりますけれども、先ほどの御質問の際にも答弁いたしましたとおり、令和5年中の取得状況につきましては、年平均取得日数は9.3日となっております。令和4年中の7.8日より1.5日取得日数は伸びておりますが、まだ目標達成には至っていない状況でありますので、今後もさらなる取得促進に努めてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 それでは次の質問に移ります。

本市では働き方のアンケートなどを実施したことはないのかお聞きいたします。

○山口太総務課長 働き方のアンケートということで実施したことはございませんけれども、その都度、職員がいろいろ相談したいことでありますとか、そういったことは、各所属長でありますとか、あるいは総務課に相談があったり、あるいは職員に自己申告書とかそういったものの作成をお願いしておりますけれども、そういった中で、職員が日頃感じていることですか、いろいろな御意見を記載していただいて、そういったものを読んで参考にしているところでございます。

○4番上迫正幸議員 アンケートはしたことがないという答弁だったんですが、職員の仕事上、いろいろ悩んでいることについての相談窓口は別に設けていないんですか。

○山口太総務課長 職員の相談窓口ということで先ほども少しお話をいたしました。仕事上のことですとか、あるいは家庭生活上のことなどで悩みを抱える職員には、所属する部署の課長等に相談を行ったり、あるいは総務課に直接相談を行ったりという状況でありまして、特に相談窓口を設置しているというわけではございませんけれども、職員は随時相談を行うことができますと考えております。

その際は職員からよくお話を聞いて、例えば、仕事上のことですとか、職場環境のことであって、解決が可能なことにつきましては、迅速に対応するように努めているところでございます。

○4番上迫正幸議員 上司に相談するということですが、私としてはやっぱり相談窓口があったほうが職員は行きやすいんじゃないかと思うのですが、その辺の検討はしていただけないでしょうか。

○本田親行副市長 総務課に職員係がございまして、まさに職員の仕事上の悩みとか、そういったところを所管する係でございます。

また女性職員もいることから、職員係の配置についても、女性職員を配置するなどその辺も留意しているところでございます。

まずは必ず所属長に相談しないといけないということはありませんけれども、職場を通じて、相談していただいたり、気軽に職員係にも相談していただけるように職員には周知しているところでございます。

○4番上迫正幸議員 分かりました。

それでは次に、男女共同参画についてお聞きいたします。

鹿児島県では、男女共同参画週間を7月25日から31日までと定めておりますが、本市の取組はないのかをお尋ねいたします。

○橋口和洋企画調整課参事 本市では、県の男女共同参画週間に合わせて、市立図書館に啓発ポスターを掲示し、男女共同参画に関する書籍を集めた特設コーナーの設置をしております。

また、本市では特に男女共同参画週間は定めておりませんが、年間を通して様々な事業に取り組んでおり、まくらぎきハーモニーフェスティバルの開催、男女共同参画研修会の実施、市内小・中学校の児童生徒を対象としたワークショップの開催などに取り組んでおります。

さらに、広報紙に隔月で、みんなで育てよう男女共同参画の芽というコーナーを掲載し、情報発信をするなど、男女共同参画の推進に努めております。

○4番上迫正幸議員 第三次枕崎市男女共同参画基本計画が策定され2年たちますが、令和2年度実施した男女共同参画に関する市民意識調査からどのように変化してきているのかお尋ねいたします。

○橋口和洋企画調整課参事 令和2年度に行いました男女共同参画に関する市民意識調査は、本市の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画に関する施策の推進及び第3次男女共同参画計画の基礎資料とすることを目的として実施いたしました。

その調査結果を基に、第3次男女共同参画計画を策定し、評価指標の目標値を設定したところです。

次期男女共同参画計画を策定する際に、策定の基礎資料とすることを目的に市民意識調査を実施する予定としておりますので、その調査結果を分析することで、お尋ねの市民の意識がどのように変化しているかを把握でき、また、次期男女共同参画計画の策定に生かせるものと考えております。

○4番上迫正幸議員 第3次男女共同参画基本計画に掲げる3つの基本目標、1誰もが活躍できる社会づくり、2誰もが安心して暮らせる環境づくり、3男女共同参画社会の実現へ向けた基盤づくり、これの現在の進捗状況をお願いいたします。

○橋口和洋企画調整課参事 第3次枕崎市男女共同参画基本計画に掲げる3つの基本目標ごとに説明いたします。

基本目標1の誰もが活躍できる社会づくりについては、市の管理職に占める女性職員の割合につきましては、先ほど総務課長からありましたとおり、令和4年度は実績が8.3%でありまして、目標値を10%と定めておりますので、達していない状況にあります。

また、市の男性職員の育児休業の取得割合については、令和4年度の実績が30.0%で、目標値を10%以上としておりますので、目標値に達している状況です。

基本目標2の誰もが安心して暮らせる環境づくりについては、子宮頸がん検診受診率や乳がん検診受診率の設定項目がありますが、どちらの項目も目標値に対して、達成率が60%という結果になっております。

基本目標3の男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりについては、学校教育における男女共同参画についての研修会実施回数の目標値を年4回以上としておりますが、年2回の実施にとどまっております。

今後も達成率が向上できるよう、男女共同参画の推進のための事業に取り組んでいきたいと思っております。

○4番上迫正幸議員 まだまだ一般社会では、いろんな面で男女共同参画社会の形成が遅れていると感じております。

今こそ、全ての人が希望に応じた生き方、働き方を選択できる社会、女性も男性も希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会を実現する、変革のチャンスだと思います。

その改革を本庁から率先して実施することにより、一般の職場へも広がっていくと思われますのでよろしく願いいたします。

次に、多面的機能支払交付金についてお伺いいたします。

農地維持支払と資源向上支払があるが、それぞれの概要についてお聞きいたします。

○中村俊彦農政課参事 多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するもので、農地維持支払と資源向上支払から構成されています。

農地維持支払は、多面的機能を支える共同活動を支援するもので、主に農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動の支援になります。

資源向上支払交付金は、地域資源の農地、水路、農道等の質的向上を図る共同活動を支援する

もので、主に水路や農道等の軽微な補修や長寿命化を図るための農道舗装や水路更新等の活動支援になっております。

○4番上迫正幸議員 支援を受けられるのはどのような団体で、市内には支援を受けている団体は幾つあるのかお聞きいたします。

○中村俊彦農政課参事 支援を受けられる団体の構成につきましては、一般的に農業者及び地域住民で構成され、集落単位や営農団体、水系単位ごとに組織された団体になります。

また、本市における団体数については11団体で、公民館数は16公民館で活動しているところです。

○4番上迫正幸議員 多面的機能支払交付金に活動期間はありますか。

○中村俊彦農政課参事 活動期間は原則5年間で、延長する場合は5年間ごとの更新になります。

○4番上迫正幸議員 中山間地域直接支払交付金と多面的機能支払交付金、両方取り組むことは可能ですか。

○中村俊彦農政課参事 中山間地域直接支払交付金は、地形が急で耕作条件が悪いことによる耕作放棄地の増加が予測される地域に支援する交付金制度になります。

このような交付金を、同じ地域で取り組むことが可能かとの御質問ですが、同じ地域で交付金を同時に取り組むことは可能であります。

しかしながら、交付金計画を進めるに当たっては、それぞれの条件等もございますので、調査等も必要になると考えています。

○4番上迫正幸議員 交付金の支払費目は大きく分けてどのようなものがあるかお願いいたします。

○中村俊彦農政課参事 主に活動参加者に対して支払う日当、資材等の購入費、パソコンや機械等のリース費、工事等に係る外注費、その他として草刈り等の燃料費、お茶代になります。

○4番上迫正幸議員 交付金で農業用機械は購入可能ですか。

○中村俊彦農政課参事 交付金で活動を行う上で必要な機械を購入することは可能であります。

○4番上迫正幸議員 そのときの上限の金額は幾らになりますか。

○中村俊彦農政課参事 購入金額の上限はありませんが、購入した機械等の財産的管理や目的外使用防止の徹底が必要であります。

また、利用回数や期間、価格を踏まえて、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。

購入またはリースした機械等を、交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入経費を全額返還する必要があることから適切な管理が求められることになります。

○4番上迫正幸議員 リース代もお願いいたします。

○中村俊彦農政課参事 リースにつきましても、購入と同じ考えでございます。

やはり購入すると高額になりますので、リースの額と比較して安価なほうとの比較になると思います。

○4番上迫正幸議員 この交付金については、事務が大変煩雑だと聞くんですが、事務で困ったことがあった場合は、担当課に相談するというところでよろしいんですかね。

○中村俊彦農政課参事 今11団体ございまして、各保全会で事務もやっておりますが、後継者とかそういった事務につきましても、やはり地域で負担が多くなっていますので、そういういろんな解決できない相談事は市役所の農政課に相談してほしいと考えております。

○4番上迫正幸議員 そういう相談があった場合は、ぜひ相談に乗っていただきたいと思います。

この多面的機能支払交付金に対する担当課の取組と展望をお聞きいたします。

○中村俊彦農政課参事 本市の農村地域におきましては、多面的機能支払交付金事業を活用して、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、現在11団体の共同活動に対しまし

て支援を行っているところです。

そのような中、各団体の共同活動に関しましては、高齢化や農業従事者の減少等で苦慮しております。

地域に残る担い手農家におきましては、自身の営農活動に加え、地域の環境整備などの地域貢献にかかる負担が年々増してきていると聞いております。

多面的機能支払交付金の目的でもあります地域資源の適切な保全管理を推進していくためにも、これから農村地域を守っていく地域住民の負担が増えないように、本市としても、引き続き活動に見合った交付金の予算的確保と持続可能な制度の見直しを国等に要望してまいります。

さらに今後は、多面的機能支払交付金を活用していない地域の維持管理等の要望もありますので、状況調査や制度の説明等を行いながら、多面的機能支払交付金の活用団体が広がるよう取り組んでまいりたいと思います。

○4番上迫正幸議員 これから生産者の高齢化が進む中、農業施設、水路、農業用水路、河川の井堰等の長寿命化のための活動を行っていく上で、多面的機能支払交付金の活用を担当課から発信してもらい、少しでも耕作放棄地等が解消されるように願いたいものです。

○永野慶一郎議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会平田るり子です。

通告に従いまして質問させていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、20代から30代の女性数「人口戦略会議」のまとめによりますと、2050年までの30年間で若年女性が半数以下になる自治体は、全体の4割以上に当たる744自治体あり、これらの自治体は、その後、人口が急減し最終的に消滅する可能性があるとされています。

自力での脱却は容易なことではなく、必要なのは、市民の危機感、行政への関心がなければ、まちを未来まで残すことはできません。

その中、佐賀県玄海町人口5,609人、30年で約2,000人以上が減ったことになるこの町を救おうと、いわゆる「核のごみ」文献調査受入れを町長が決断。町長のお言葉で、「玄海町での取組が日本社会にとって欠かせない最終処分への関心の高まりにつながり、国民的議論を喚起する一石となれば」と決断されたとのことです。

また、北海道寿都町は、1980年に約6万人の人口が、現在約2,620人、20年後は1,431人になると危惧、ここは枕崎の人口現状と似ています。

北海道神恵内村もまた「過疎のスピードが尋常ではない」と、町からの応募や商工会での検討状況が表面化され、この事業に手を挙げています。

神恵内村の議員の方は、「まず、将来世代に対して必要な資料、データ、ありとあらゆる議論をできるデータを収集すべき、そのために多くの自治体が手を挙げることが大切である」と言われています。政治家として、首長として、敬服いたします。

戦後の奇跡的とも言われた高度経済成長期の要となった原子力発電事業は、日本国民全体で議論し、私たちの世代で解決しなくてはならないと考えます。感情で騒ぐのではなく、物事を一旦受け入れ、対話や議論をすることで分断は起きません。分断だと騒ぎ立てるマスコミは、まだ議論のない前に対立を助長させているだけです。対立では、そこに良いものは決して生まれません。

枕崎を思う同じ目的があることで、この議論には深く大きな意味を持ちます。一番は、市民が枕崎の危機に気づくことです。この危機感を共に共有しなければ、議員1人ごときが何ができるでしょう。

今がよければでは駄目です。私たちの世代は十分だ、これからは子供たちや孫のために。この気概で、私たちの年配世代は未来のためにしてやれることを残りの人生をかけて成し遂げなければ、必ず枕崎はなくなります。

とにかく頑張れば枕崎は何とかなる。もうこの言葉は通用しません。本市は消滅可能性自治体とされている枕崎をどのように受け止めておられますでしょうか。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 今回、示された数字は数字として重く受け止めています。

2020年から2050年の30年間で20代から30代女性の人口が半数以下になるとの推計が根拠とありますが、人口減対策イコール少子化対策と考えて、今後、これまで取り組んできた対策、地方創生総合戦略に掲げた施策の振り返り、見直しに加えて、さらに深掘りした視点で取り組んでいかなければならないと考えています。

日本全体で考えたときに、人口減少、少子化現象は続いており、コロナ後は東京一極集中も再び進んでいる状況は事実として国民に認識されている問題だと思います。この背景には、30年間のデフレ経済が大きく影響していると考えています。若い世代の所得、雇用環境に大きな課題があると認識しており、その部分を解決できなければ、人口減少、少子化のスピードを抑えられないと考えています。

2014年に日本創成会議が896の消滅可能性都市を発表し、各自治体で取り組んでいる地方創生への取組は、内閣府や総務省の示す施策のひな形をどの自治体も同じように採用し、さらには、ふるさと納税の取組などを通じて、地域間での競争が促され、限られた人口、若者の奪い合いをしているというまさにゼロサムゲームをしているような状態だと捉えています。

そのような中で、私としましては、現在、本市にある仕事について、水産加工業をはじめとする製造業や農業といった基幹産業を中心に若い世代に魅力のある産業、仕事につくり変えていくための前向きな投資、あるいは未来への積極的な事業計画について支援していくなど、事業主の前向きな取組を後押ししていくことで、地域経済を強くしていくことが求められていると認識しています。

○10番平田るり子議員 10年前に消滅可能性自治体とされていた中で、今回、15自治体が脱却。脱却できないのが6市7町2村、その中に枕崎市と南九州市が入っていますが、住みよいまちランキングでは、脱却したはずの南さつま市より南九州市のほうが上位です。枕崎は、ランキング19市の中で18位です。分析された数字から、より中身を分析することが必要かと思います。

南さつま市より南九州市のほうが住みよいとされているのは、南さつま市の合併面積が広いことが推測されます。それなら合併していない枕崎市が住みよいはずですが、ほかに原因があるとするれば、本市は今回の調査で、社会減対策が極めて必要とされる点だと思います。これは、自然減少約300名強に対し出生数が去年73名、ここが本市の一番の問題点であり、この差を埋める必要があります。

出生数をとにかく伸ばす、若年女性が減少している今、ぎりぎりの崖っぷちに立っている状況、この点をすぐに対策しなければならないのは明白です。

今回の調べで、実は自治体の中には外国人労働者数が増えたことにより、消滅可能性自治体から脱却した自治体も含まれています。それなら枕崎は、人口に対して外国人労働者数が県下で一番高いはずなのに、それでも脱却していない、この状況も本当に重く受け止めなければならないところだと思います。

質問です。10年前の消滅可能性自治体から脱却できた自治体がありますが、脱却できた自治

体がどのような取組をしているのか分析していますでしょうか。

○橋口和洋企画調整課参事 どのような施策に重点を置くかは、それぞれの自治体で異なりますので、他市の取組を比較して分析することは予定してはおりません。

本市といたしましては、先ほど市長からもありましたとおり、地域経済を強くしていくことが重要だと考えております。

○10番平田るり子議員 今回の人口戦略会議は、民間のまとめにすぎないと言われる方もおいですが、これまでの人口推計は外れていません。住みよいまちランキングは大手住宅メーカーのまとめですが、企業としては専門的なデータです。何よりも皆様も肌で感じているところだと思います。

今回、10年前の消滅可能性自治体から脱却できた南さつま市、今、比較することはとおっしゃいましたが、これ、近隣市にあるのですから、比較せざるを得ません。

皆様もそう口にしておりますので、南さつま市を比較するとまず、ここやっばり近くのこういった自治体をまねること、これは大きな脱却の近道です。

そこで、南さつま市の取組で、本市が取り組んでいないことを、説明は要りませんので、簡単に教えてください。

○橋口和洋企画調整課参事 先ほども述べましたが、どのような施策に重点を置くかはそれぞれの自治体で異なりますので、他市の取組を比較することは予定はしておりませんが、新しい施策への取組については、今後予定しています市長協議を経て検討してまいります。

○10番平田るり子議員 南さつま市は、子育て支援に8億円かけていますので、全てまねするということはできませんが、その前に、住みやすいまちの分析をしておきたいと思います。

住みやすい街ランキング、始良市が住みやすいまち、4年間連続1位、2位が鹿児島市ということは、始良市が住みよい理由としましては、鹿児島市に隣接するベッドタウンということが一番の要因かと思いますが、始良市は商業施設や飲食店がそろい、自然が豊かで公園も多いほか、交通の利便性が高い。大型商業施設やスーパーが徒歩圏内にあり買物に困らない、駅も近い、若いファミリー層が多く治安がよい。

ここの比較をすると、本市は大型商業施設やスーパーはというと、人口に対し多いが基本車で買物なので、車に乗らないお年寄りが困る。

自然豊かで公園が多いかということころは、本市はプールとか公園も多いが、遊ぶ子供がいない。駅はというと、ほとんどの市民は利用しない。

若いファミリー層が多く治安がよいかというと、本市は、若者ファミリー層が少ない、治安は昔も今も事件がある。本市は外国人労働者数も増えている。全国的に外国人犯罪は大変な問題になっているのに、防犯カメラもない。

本市も最近ニュースで騒がれましたが、昔から事件はないわけではありません。町の防犯カメラ設置の必要性も伝えてきました。その後の設置率については、またほかの機会に質問させていただきます。

ここで思うのが、財源を考えると、少子化対策が先なのか、施設対策が先なのかという問題ですが、どちらも力を入れることは財源的に難しい状況です。それでも旧態依然たる取組では何も変わらない。とても難しい状況がありますが、明白なのが、これまで尽くしてきた取組は効果がなかった。また、そのことを認めない。そこが脱却できない理由です。本市は一旦、そのことを受け入れる必要があるかと考えます。

質問です。本市に必要なのは、いつも聞かされるスローガンではなく、分析した結果を出し、実績を上げる自治体に少しでも近づけることだと思いますが、本市は脱却するために新たにどのような取組をされていますか。

○橋口和洋企画調整課参事 新しい施策の取組につきましては、先ほども述べました今後予定し

ている市長協議を経て検討し、次期枕崎市地方創生総合戦略に、人口減少対策を引き続き重点施策として盛り込み、取り組んでいく予定であります。

○10番平田るり子議員 比較とかそういったことはされているということは、あまり答えをいただけなかったところですが、始良市の先ほど言ったところですが、ここで分かるのが、本市にはそもそもファミリー層がいないということ。始良市のようにするには、まず成功している近隣市をまねることと、若者層が待ったなしの状況の今、少子化対策強化を一番として、ファミリー層が望むことを少しでも進めること。

ここで非常に難しいのが、本市の産院に分娩取扱いがないということです。もう一つは、存続させなかったこと。子供が増えることを諦めているんです。この認識は非常に問題です。まず、ここを諦めないでください。

いろいろな社会活動も今は合同で行うことは必要ですが、そこに子供を増やすこと、既に諦めていませんか。必ず子供たちは増える・増やすということを諦めないでください。よく枕崎は頑張れば何とかなるとは皆さんおっしゃいますが、子供が増えるように頑張れば何とかなるとは誰も言いません。枕崎が未来まで続くには、子供が増えるしかないんです。

そこで、この2つは何としても実現していただかなければなりません。まねしてでも実現していただかなければなりません。

近隣市と同様、出生祝い金は南さつま市、南九州市と同じにすること。そして、昨日と引き続き給食費無償化すること。この2つは覚悟を決めて、市長の子育て支援に加えなければ、かなり市民は怒っています。

枕崎の少子化対策、人口流出の歯止めには絶対に必要だと市民が思うからこそ給食費無償化は声が大きいんだと思います。昨日も質問がありました。恐らく答えは同じなんでしょう。同じであれば、昨日と引き続き変わりませんという答弁でよろしいですので、本市は住みよいまちに選んでもらえない理由、給食費無償化されていないからではないのでしょうか。

市長のお答えをお聞きかせください。

○前田祝成市長 基本的には昨日答弁しましたが、同じ考えですが、問題となっている少子化、これについてです。

私は給食費の無償化という手段で少子化が解消するとは思っていません。お金で支援することで、子供を産む動機になるとはどうしても思えません。子供を産み育てる動機は、親になりたいかどうかです。親になりたいと思う人間が増えないと、そういう人間がいないと少子化は解消しない、解決しないと思っています。そのために重要なことは、教育だと思います。社会教育です、これは。親に対するリスペクトです。そして、子供はやがて親になっていきます。そして、世代間の連続性が保たれていきます。そこを抜きにして、少子化が議論されると、お金で支援ということになってしまいます。

これはちょっと個人的な話になるかもしれませんが、私のとても親しい友人で、子供ができずに夫婦で長いこと不妊治療してやっと子供に恵まれた友人がいます。そんな夫婦が、とても子供の給食費を自治体に求めるとは私には思えないのです。彼はただ東京の人間ですから、東京都なり、江戸川区なりが給食費を払ってくれているかもしれませんが、基本的には、世代間の連続性をしっかり保っていくということで、それで社会をつくっていくという一番、人間社会の原点のところのベースが抜け落ちると、どうしてもこういう議論になってしまうのだと思います。

○10番平田るり子議員 子供の給食費は親が払うべきという市長と私の言葉、前も伝えたと思いますが私も一緒です。覚えてらっしゃいますでしょうか。一緒です。

でも、この市長と私の言葉はもともと、覚えていないのでしょうか——当たり前なんですよ。そして、市長はそこが壊れてはとおっしゃいますが、そこは壊れるわけがないんです。私たちがとやかく言わなくても、その部分は根幹ですので、原点なので壊れるはずはないんです。市長、壊

れているのは政府なんです。日本の子供たちは、国の宝であるという大きな考え、これが壊れているんです。日本国民を第一にするか、こういったことも壊れているんですよ。

拉致被害者も帰ってこない、シェルターもない、台湾は国民全てのシェルターを備えています。

日本国民を守らない政府を軽んじて保っているのは、日本国民一人一人と、そして家族、そして自治体、この小さな単位がこの国を辛うじて保っているんです。

義務教育というのなら、日本の宝である子供たちの給食費は、最低限度無償化すべきなんです。国が出すべきなんです。

日本の子供たちを守らなくてはならないところを国が守らないために、自分たちの町の子供たちの給食費は自治体で持とうというのがこの数字です。

現在、全国約7割の自治体が小学校、中学校ともに給食費無償化、小学校だけで9割の自治体が無償化しています。こうやって給食費無償化、町でこの自治体で自分たちの子供たちは自治体で守ろう、そういったすばらしい考えの下の無償化なんです。

そしてまた、枕崎市民も無償化をするという考えは、枕崎の少子化、人口減少対策、人口流出に歯止めが必要だからと思っているからこそ、無償化をする声が大きいんです。市民は、給食費がただになったらよいなんて単純なことではないんですよ。市長がしないという理由と市民が必要だという意味が根本的に違うんです。そこを、親だからという市長と私の考えで押しつけては、話が違うと思います。

無償化をするから、ほかの町に行かない歯止めになるのではなく、根本的に考えを変えて、この町の子供たちの食育は、私たちこの自治体で守る、そういう気概で、もう一度考え直していただければと思います。

次は、この消滅可能性自治体から脱却するためには本市は自然減少、出生数の差を縮める。要は出生数を上げなければなりません。本市に若い女性が増え、子供が増える。そこに力を入れれば、近隣市も超えられるかもしれません。ここを実現するためには、ふるさと納税を増やすことが必要です。

今度の施政方針で、昨年設置された連絡協議会と連携しながら、新たな推進体制の下とありますが、具体的にどのような体制になったのかを教えてください。

○日渡輝明企画調整課長 令和6年4月の組織機構の見直しとして、企画調整課内に新たにふるさと納税推進係を設置しております。人員体制につきましては、職員2名、会計年度任用職員2名で4名体制となっております。

ふるさと納税推進係の設置につきましては、募集適正基準、地場産品基準の改正への対応など適正な事務処理に努めるとともに、安定したまちづくり財源の確保につながるよう施策を推進し、さらには、返礼品協力事業者との連携体制の構築及び支援を行うなど、ふるさと納税返礼事業の充実を図っていくこととしております。

○10番平田るり子議員 新体制が発足し、もう少しですね、結果を出してからとも思ったのですが、まず、新体制がしっかりしたチーム形成でないことには、チームの一人一人の負担が大きくなります。この部署は、消滅可能性自治体から脱却するための期待の部署です。自由な発想の取組なども含め、大いに期待されています。

全国でふるさと納税制度がスタートし、その効果は全国どこも地場産品の力で寄附額を伸ばしてきました。枕崎の27億円、33億円、34億円と伸ばしてきたのも、枕崎の地場産品の力です。しかし、その後、今の南さつま市の驚異的なこの60億円は、他市と違う何かがあるものと考えます。何かを探るために、まず、返礼品の比較分析について教えてください。

○日渡輝明企画調整課長 近隣市をはじめ、寄附額を大きく伸ばしている自治体の人気の返礼品を見ますと、肉の返礼品が多く選ばれていることが分かります。

本市におきましても、寄附者のニーズを分析しながら、本市の誇る特産品であるかつおぶしを

はじめとした魅力ある返礼品を多く取りそろえております。

寄附者の目に留まるようなポータルサイト内の広告を活用しながら、選んでいただける施策に努めているところです。

○10番平田るり子議員 ここからは南さつま市のチーム体制の紹介と、本市への質問になりますが、まず、本市の企画調整課が南さつま市の総合政策課になります。ここでは、企業版ふるさと納税のみを管轄しているそうです。

南さつま市は、ふるさと納税振興協議会をチームとして、市観光協会、商工水産課、税務課、財政課、ヤマト運輸、シフトプラス（株）の体制で一丸となって取り組んでいるとのこと。

税務課とシフトプラス（株）がワンストップ特例制度、税金控除を管轄しているとのことですが、本市はどのようになっていますでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税についての取組は、企画調整課のふるさと納税推進係が中心になって進めておりますが、この業務は、水産商工課、農政課、財政課など他の部署との緊密な連携によって支えられているところです。

本市のワンストップ特例申請に係る事務につきましては、ふるさと納税推進係において処理しております。ふるさと納税の指定制度について、令和5年10月から指定対象期間に係る指定から、募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とする募集適正基準の改正が行われております。

ワンストップ特例申請については、オンラインで完結するサービスへのニーズの高まりにより、本市でもオンラインサービスを提供しており、事務の軽減も図られております。

募集に要する費用を削減するために、ふるさと納税推進係において、ワンストップ特例申請に係る事務処理を行っているところです。

○10番平田るり子議員 寄附者対応等は、南さつま市観光協会が中間管理委託しているとのこと。クレーム対応等、本市はどのようになっていますでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 クレーム対応等につきましては、中間管理事業者である、さとふるのサポートセンターにおいて対応しております。なお、市のほうに直接相談等が寄せられた場合においては、ふるさと納税推進係で相談等を受け付けておりますが、さとふると対応を協議した上で適切な対応に努めております。

クレームなどを含めまして、寄せられた相談内容等につきましては、本市とさとふるで共有し、再発防止と事案解消に努めております。

○10番平田るり子議員 ポータルサイトは、南さつま市は20以上、そして独自の特設サイトが10サイトに、これからいろいろなサイト予定とのことでした。

本市はどのようになっていますでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 5月13日より新規ポータルサイトを開設しまして、現在12のポータルサイトで募集を行っております。

また、ふるさと納税に対して大きな効果が見込まれるポータルサイトがありましたら、今後検討を進めていきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 私はこれまで市民の声、そして私がひらめいたことなどをも含め、いろいろなアイデアを投げかけてきました。新人議員は、どの課に行っても縦割り行政のために、初めの半年は1つの案件に時間がかかり、大変苦勞しました。そこで、いつも感じるのが、まず皆さんは否定から入ることに気づきませんか。できない説明から話されるんです。お願いですから、一旦受入れてください。物すごく落ち込みます。図太い私なのに、若い職員はどうでしょう。小さな可能性を信じ、大きく広げさせる。若い職員に伸び伸び挑戦させる。この若い職員には、多く経験や研修などもさせる必要があると思います。これからばりばり市のためになるわけですから。

今回、南さつま市にスパイのように話を聞きました。いろいろ話を聞きました。とにかく、それなのにお話を楽しく私に聞かせてくれるんです。本市との違いはそこにあるのかなと思いました。若い職員に伸び伸びと活躍させ、そして責任を取るのは、課長のお役目です。成功すれば、課長の手柄です。

そのような小さな自治体は、今までのような縦割り行政ではなく、横の連携で一丸となって消滅可能性自治体から脱却するために、ふるさと納税に力を入れ、財源確保を図らなければならないと思います。

そこで次が、外部委託せずに、内部業務できないかという質問ですが、ふるさと納税草創期にあっては、多くの自治体では、寄附件数が少なかったこともあり、庁内で業務していたはずで

ふるさと納税、これまで良い点ばかりではなく、悪い点も浮き彫りになってきました。ポータルサイトの利用に関する手数料、寄附者対応等の中間管理業務に係る外部委託会社人の委託料、さらに返礼品の送料が加算され、その結果、少ない自治体で5割以下、多くの自治体で5割程度が減少、キャッシュアウトしているという実情があります。また、ずさんな配送、クレーム管理など問題点も浮き彫りになっているといわれています。

配送業者など一部を委託し、庁内で業務推進することはできないものかお尋ねいたします。

○日渡輝明企画調整課長 本市のふるさと納税に関する業務については、寄附情報の管理、返礼品の配送管理、返礼品協力事業者への対応、精算対応といった中間管理業務については、先ほども申し上げましたとおり、ポータルサイト事業者である、さとふるに一括して業務を委託しておりますが、ポータルサイトの利用手数料の範囲内で委託ができており、中間管理業務に係る委託料は発生しておりません。

中間管理事業者である、さとふるにおいても、本市の寄附額を伸ばしていくために、本年4月、新たな組織体制が整えられ、本市のポータルサイトを寄附者に見やすいように改良されております。また、寄附者が検索したときに、本市の返礼品が検索されるような対応が行われているところ

です。本市とも定期的に寄附額増加に向けた協議も行われておりまして、返礼品協力事業者への訪問や意見交換も行われているところであります。

ふるさと納税業務の大きな目的である寄附額の増によるまちづくり財源の確保と地場産業の振興のために、委託事業者がこれまで培ってきたノウハウを生かして、ふるさと納税の充実を図り、寄附額を増やしていくための施策推進が必要であると考えております。

市としましては、ふるさと納税返礼事業の中間管理に係る業務については、一括して業務委託を行い、連携強化に努めていく考えであります。

○10番平田るり子議員 先ほど、消滅可能性自治体のデータで、ブラックホール自治体というのが出されておりました。ふるさと納税にかねてから反対している自治体が撤廃を推し進めるかもしれません。あくまでも制度ですから、政権が変わればなくなるかもしれません。

ふるさと納税は、財源確保としてはすばらしい制度ですが、このような不安定な制度の下、本市の新体制をきちんと見える化し、スピード感を持って進めていただきたいと思います。

今回、消滅可能性自治体から脱却するためにも質問をさせていただきました。期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

議員になり1年、もう新人では言い訳ができなくなりました。公約や質問に責任を持ち、市長に検討、実現していただくために努力しなければならないと思っています。

市長におかれましては、このJAあわじ島の案件も施政方針で取組をスタートさせると宣言していただきました。

ならば、すぐに災害時も含め、淡路島との交流間協定、スピード感を持って進めていただきたい。

くどいようですが、これまで何も進まなかった道筋もありましたので、2期目の前田市政は、決断、市民に見える状態にさせていただき、そして、スピード感を持っていただきたい。3期目の前田市政にも期待しております。

次の質問です。3月議会で提出されました外国人年金脱退一時金是正を求める陳情の前に、同様の案件の意見書が全国自治体に配付されました。

地方自治法第99条において、地方公共団体の公益に関わる事柄に関して、議会の議決に基づき、内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出することができるとされています。ということは、地方の小さな片隅の議会からでも、政府に対し物を申すことができる。国を変えることができるということです。

とすると、意見書、陳情、請願というのは、市民の要望とはいえ、提出された案件により、社会の多くの深い問題、不正な助成金の悪用につながる問題など、国益を失う大きな問題をはらんでいる事案に加担してしまうというおそれがあり、日本国民のために正しく制度の見直しなど、この小さな議会から国益を守る役目を私たちは担っています。

この年金脱退一時金の事案は、本市にどのように関係し、財政にどのような影響を及ぼすかを教えてください。

○松田勇一市民生活課長 外国人の年金脱退一時金は、日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を日本年金機構に請求し、受給することができるものです。

ただし、脱退一時金の支給を受けたときには、その額の算定基礎となった保険料納付期間は被保険者でなかったものになります。

支給要件につきましては、日本国籍を有していないこと、請求時に公的年金制度の被保険者でないこと、保険料納付済期間等の月数の合計が6月以上あること、老齢年金の受給資格期間10年間を満たしていないこと、障害厚生年金など、年金を受ける権利を有したことがないこと、日本国内に住所を有していないこと、公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していないことが支給の要件になっております。

この脱退一時金は、外国人の再入国を妨げるものではなく、出入国を繰り返し、支給要件に該当すれば、出国の都度、脱退一時金を請求することができ、また、就労、留学、永住など在留資格に関係なく請求することができるものです。

脱退一時金は、年金制度の中で日本年金機構から支給されるもので、支給額につきましては、保険料納付期間の月数に応じて計算することになりますが、6月以上の納付が支給要件ですので、国民年金の場合は、令和6年度の保険料月額が1万6,980円ですので、6月納付した場合の保険料額は10万1,880円になり、脱退一時金としての支給額はその2分の1の5万0,940円が支給されることになります。

議員がお尋ねの、本市にどのように関係し、財政にどのような影響を及ぼすかについては、外国人脱退一時金は、当該人が納付した保険料の一部を受け取る仕組みになっており、本市に在住した外国人が帰国し請求した場合であっても、本市の財政負担はないものとなっております。しかし、永住者資格がある外国人が帰国の都度、年金脱退一時金を受給して、その後、再入国し本市に永住した場合において、将来的に年金受給資格がなく収入が少ないという理由で生活保護を受給することになった場合は、その費用の4分の1が本市の財政負担になることになります。

○10番平田るり子議員 3月議会の陳情、外国人の年金脱退一時金是正の問題は、全国市長会も推しています。国会、衆議院本会議で質問がなされ、厚生労働大臣が実態把握を進め、必要な是正が重要だと答えられています。

しかし、本市議会は、問題点が分からないまま、継続審査の措置も取らず、本会議で不採択にされました。この問題は、日本国民の社会保障全体の問題に関わり、外国人労働者、移民、難民、

日本に外国人を受け入れることで、日本の国益、これから地方自治体の財政を脅かす大きな問題です。

今、政府は、日本の社会保障を、日本の若者一人で多くのお年寄りを背負う問題を、日本人の若者と外国人労働者にお年寄りを背負わせようとしています。

日本の少子化を立て直す間は、外国人労働者はなくてはならない働き手です。だからこそ、日本国民にとっても、外国人労働者にとっても双方よりよい制度の見直しが必要です。

枕崎市議会 3月21日、令和6年第2回定例会、中日本会議ユーチューブ配信後、多くの方から、私、枕崎市議会は恥ずかしい、勉強が足りない、枕崎市議会大丈夫か、最低の議会とお叱りを受けました。

この案件の答えが見当たらない。分からないのであれば、委員長、議長いずれかが継続審査しなかったこと。不採択の重み、市民の要望に対し、分からないので不採択などもってのほか。市民から出された請願、陳情に対し、真剣に向き合い答えを出したことを必要に応じて、なぜ賛成なのか、反対なのかの討論をすべきである、もっと勉強しろといろいろな方から言われました。

私も請願にしなかったこと。継続審査を申し出ることすら知らなかったこと。委員長に申し出、ほかの部署の執行部を動員できることを知らなかったこと。本当に私自身も恥ずかしながら、勉強が足りないそのものだと思います。これからもっと精進いたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時8分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

〔下竹芳郎議員 登壇〕

○2番下竹芳郎議員 6月に入り梅雨入りし、災害等の起きやすい季節になりました。大雨には十分気をつけてお過ごしください。

本市には現在、4名の地域おこし協力隊員が活動しています。とても優秀でやる気のある方々で、それぞれがハードルの高いミッションをこなし、皆さん本市になじんで溶け込んでいます。本当に頼もしくうれしい限りであります。

市長は、本市の地域おこし協力隊の活動や活躍をどのように認識されて、どのような期待をしているのか、よろしくお願いいたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 現在、スポーツ振興の部門に2名、観光振興、移住定住の部門にそれぞれ1名ずつ、3部門に4名の地域おこし協力隊がおりますが、それぞれの持ち場でそれぞれ多くの成果を上げていると高く評価をしているところです。

スポーツ振興の2名の隊員におきましては、女子硬式野球を中心にスポーツ全般において、大会運営や自ら野球チームを結成して、関係人口増に貢献するなどの成果を上げているところです。

観光振興の協力隊は、写真を通じて本市の魅力を広く発信、また市内外の観光イベントへも積極的に出向いて本市の特産品、観光の発信に努めて成果を上げているところです。

移住定住に取り組む協力隊は、その幅広い人脈と行動力で多くのステークホルダーとの連携を構築、関係人口創出に貢献しているほか、地域おこし協力隊メンバーのリーダー的存在として、我々市の幹部を含めた職員に活動状況の報告を行うなど成果を上げているところです。彼らに期待することは、本市に新しい風を吹き込むことで、市民に大いに刺激を与えて、その活動が市民生活に好影響を及ぼすことを期待しているところでございます。

○2番下竹芳郎議員 市長も大きな期待を寄せていることが分かりました。

本市の地域おこし協力隊員、精力的に活動していて活動報告会も2回ほど行かせていただきまして、活動内容は簡単に分かっているつもりです。

市長からも紹介がありましたけども、現在4人体制で活動しています。今までいる3人の隊員の活動実績と本年度から採用された新人隊員の活動ミッションを詳しく教えてください。

○日渡輝明企画調整課長 隊員の活動実績と新人隊員の活動ミッションはとのお尋ねですが、まず私から、総括的な御説明をさせていただきまして、それぞれの隊員の活動実績につきましては、地域おこし協力隊を配置している担当課で答弁をさせていただきます。

現在、活動を行っている隊員につきましては、「一人ひとりの街が好きにつながり、広がることで街の未来をつくる」このことを目指す姿として、それぞれの活動ミッションは異なりますが、隊員同士が毎週集まり、コミュニケーションの活性化や今後の活動につなげるための情報共有を図りながら、共通化できる活動は共通化し、より効率的で効果的な活動を精力的に行っております。

また、昨年から市民向けの活動報告会として枕崎会議を企画し、これまで2回開催されておりますが、地域に根差した活動を展開しながら、枕崎市の魅力を内外に発信しておられます。本市にとりましても、これらの活動は新たな活力となり、多くの方々に枕崎を知っていただく大きな機会となっております。

それぞれの隊員が持っている、枕崎市が好きという熱い思いは、本市の未来を描く上での大切な要素であると考えているところです。

それぞれの隊員のこれまでの活動実績や新しい隊員の活動ミッションにつきましては、最初に申し上げましたように担当課から答弁をいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課に配置されております地域おこし協力隊員の活動内容、活動実績について申し上げます。

令和4年4月から現在の地域おこし協力隊員が着任し、枕崎お魚センター内において枕崎市観光協会の職員と一緒に、来客者に対し観光や宿泊等の案内を行っております。また、市内各地に出向き、新しい視点から地域資源を発掘したり、魅力ある観光スポットなどを撮影しインスタグラムにアップ、市内のイベント等の情報等もSNSで発信いただいております。

これまでの主な活動実績につきましては、地域の風景や日常を写真に収めることを通じまして、地域の隠れた魅力を発信していただいておりますが、今年1月、ソニーアンダー35フォト&ムービーコンペティションで金賞を受賞し、東京で開かれました受賞式及びトークショーに参加しております。

また、今年3月には、隊員がこれまで撮りためた写真を南浜館に展示、個展を開催し、好評を博しており、枕崎の魅力発信に寄与する活動を実践いただいております。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 私から、スポーツ・文化振興課に配置しております地域おこし協力隊2名の活動実績及びミッションについて申し上げます。

まず、1人目は令和4年4月に採用し、これまでの活動実績についてお答えいたします。

隊員は、本市のスポーツ振興を図りながら、女子野球関係では九州女子硬式野球リーグの公式戦誘致や、県スポーツ振興課主催の合宿セミナーへの参加、関東や福岡での選手発掘と視察活動を行っていただいております。これらの活動により、女子野球の普及と選手発掘に大きく貢献しております。

また、桜山小学校及び桜山中学校での体育授業補助として、基本的な体の動かし方などを含めた体育指導を実践しております。これにより、子供たちの体力向上とスポーツへの関心を高めることができたところであります。

そのほかにも、市内の高校野球部や県内野球クラブチームとの交流や、市内イベントへの参加

とPR活動、さらに様々な研修会への参加を通じて、知識の拡充と地域貢献を図っております。令和5年度も引き続き、九州女子硬式野球リーグの開催や女子硬式野球クラブチームとの連携、地域イベントへの参加やSNSを活用した情報発信など多岐にわたる活動を行いながら、女子野球チーム枕崎IGNIS（イグニス）を立ち上げました。

2人目は本年4月に採用し、活動ミッションについてお答えいたします。

隊員は、運動部等の合宿及び大会の誘致を担当します。具体的には、合宿希望団体と市内事業者との橋渡しや、合宿受入時のスポーツ教室の組立てとサポート、新たな大会の実施運営に向けた施設の利用調整を行います。

また、スポーツの振興及び市民の健康づくりとして、健康増進プログラムの策定と実施、多様なスポーツイベントの開催と普及活動、スポーツ施設の整備に向けた研究と提案を通じて、地域住民が生涯にわたって健康的な生活を送れるよう取り組んでまいります。

両名の隊員は、スポーツ振興を図るため、「野球によるまちづくり」を共通のテーマに活動を進めていきます。女子硬式野球チームの連盟登録をはじめ、スポンサー集め、メンバーの市内居住促進、市内事業所との連携など、地域に根差した活動を推進し、地域の活性化に寄与してまいります。

また、現在、募集中となっておりますけれども、文化振興のために、南浜館に配置する隊員の募集も実施しているところでございます。

スポーツ・文化振興課の隊員の実績とミッションについては以上となります。

○日渡輝明企画調整課長 企画調整課に配置されており、移住定住及び関係人口創出に関する活動に取り組んでいる隊員の実績について申し上げます。

令和4年8月に着任しておりますが、本市の地域おこし協力隊のリーダー的な存在でまとめ役を担いながら、その活動は移住者数の増加だけにとどまらず、多様な視点から本市の魅力の引き出しや、新たな関係人口創出につながる活動を積極的に行っております。これまでに、若い世代の3人の移住者を迎え入れることに成功し、地域コミュニティに新たな活力をもたらしていると考えております。また、移住ドラフト会議への継続的な参加や、さとのば大学との連携により、教育と地域振興の新たな可能性を探求しているところです。

移住フェアや自主企画イベントへの参加を通して、地域の魅力を広く伝える機会を創出し、多くの人々に本市への関心を高めていただいていると考えております。この関係人口を起点とした令和6年度の新たな取組として、関係人口コミュニティ化推進事業を新たに立ち上げることであります。この事業では、観光や食文化などをテーマにして、1チーム5人程度でテーマごとにグループ分けを行い、3グループ程度で3か月程度の活動を行っていく予定です。この期間にイベントの開催やSNSでの情報発信を行い、地域の魅力を内外に伝える取組を進めることであります。これにより、活動に参加した一人一人の本市に対する思いを形にし、それをつなげて広げることで、より多くの人々が地域と関わるきっかけを創り出していきます。

さらに、企業連携による耕作放棄地を有効活用して、ストーリー性のある焼酎づくりのプロジェクトも進行中です。株式会社ソラシドエア、薩摩酒造株式会社、一般社団法人地域商社推進機構、枕崎市との間で、地域価値向上に関する地域包括連携協定を令和6年6月9日に締結いたしました。このプロジェクトは、地域の特色を生かした商品開発により、地域経済の活性化に寄与するものであり、地域の資源を生かした共同プロジェクトが、本市の持続可能な発展に貢献することを目指す取組となっております。

これらのイベントやプロジェクトのまとめ役として活躍されております。

ただいま、それぞれの地域おこし協力隊の活動実績と新たな隊員の活動ミッションを申し上げましたが、地域おこし協力隊のこれらの活動を通して、協力隊員たちは街が好きというそれぞれの思いを活動に反映させ、枕崎市の魅力を内外に発信し、本市の未来を創造していると考えてお

ります。

市民の皆様にも、協力隊員それぞれの熱意と成果を感じていただき、さらなる理解と支援をお願いしたいと思っております。

○2 番下竹芳郎議員 枕崎ラブは一番大事な部分ではないかと思います。

ただいま御紹介いただきましたとおり、素晴らしい実績の数々ですが、隊員のミッションは担当課で、こういうのをやってほしいっていうのか、隊員の希望も反映されるのかどうなっているんですか。

○日渡輝明企画調整課長 地域おこし協力隊の募集と活動計画策定のプロセスについては、本市と隊員の協働によって進めております。

まず、担当課で施策推進のために必要となる取組や地域の課題を理解し、どのような活動が求められているかを考慮して、協力隊に求めるミッションを決定していきます。この段階でのミッションは、地域の活性化や課題解決を目指す大きな目標を示しております。

採用された隊員は、そのミッションに沿って、自身の創造性やアイデアを生かし、地域の方や関係者と協力しながら、具体的な活動計画を策定いたします。この過程で、隊員の個性や専門性が、活動内容に反映されていくことになります。その後、詳細な活動内容を決定し、具体的な活動を行っていくことになりますが、まず、本市が活動の方向性を示し、隊員がその枠組みの中で自由にアイデアを展開し、本市の求める活動計画を立てるという流れとなっております。

このように地域おこし協力隊の活動はそれぞれの隊員が持つ創造性やアイデアが反映されることで、より効果的で持続可能な取組につながっていると考えております。

○2 番下竹芳郎議員 ミッションをしっかりとこなし実績もある枕崎の魅力発信担当と、スポーツ担当の2人の隊員が本年度、3年の任期終了ということですが、今まで創り上げてきた実績等の引継ぎはどうなっていますか。

○日渡輝明企画調整課長 地域おこし協力隊の活動は、地域の発展にとって非常に重要な役割を果たしております。本年度で任期を終える隊員の方々が築き上げた実績は、本市にとって貴重な財産となっております。そのため、これらの成果をしっかりと引き継ぎ、さらに発展させていくことが大切であると考えております。

現在の隊員の方々が行った活動や成果につきましては、広報まくらぎの紙面上で、地域おこし協力隊活動レポート「協力隊が行く」が毎月掲載されております。また、協力隊員による定期的な報告会も実施されており、その活動は詳細に記録され情報共有の場の設定も行われております。庁内各課におきましても定期的な情報発信により活動内容の共有に努めているところです。

また、新たな協力隊の採用については、地域のニーズに合わせて、新しい視点やアイデアを取り入れながら、前向きに検討をしているところです。

新たな隊員の採用により、期待できるメリットとしましては、新隊員が持つ新鮮な視点やアイデアが、これまでの活動の成果を生かしながら、新隊員が活動を継続することで、本市にもたらす好影響が持続していくと考えております。

さらには新たな隊員と地域の方々との交流を通して、より強固な地域コミュニティを築いていけるものと確信しております。

市民の皆様に対しましても、地域おこし協力隊の活動が本市にどのような影響を与えているのかを御理解していただき、引き続き御支援いただけるよう努めてまいりたいと考えております。地域おこし協力隊の方々が、思い描く活動を行い、よりよい地域社会の発展につながるよう努めてまいります。

○2 番下竹芳郎議員 今度の新人隊員はスポーツ部門なので、しっかりと引き継ぐことができると思うんですが、部門が違くと今まで築き上げたものが終わると、もったいないような気がするんですよ。その辺はどうですか。

○日渡輝明企画調整課長 先ほども申し上げましたように本年度で任期を終える隊員2名がおられるわけですが、それらの方々が築き上げた実績については、本市にとっても貴重な財産でありますので、これらの成果はしっかりと引き継いで、さらに発展させていけることができますように、本市としましては取組を進めていきたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 本当に今いる隊員の方々は、行動力もあり仕事も計画的にしっかりとやってくれるように見ております。

地域おこし協力隊は3年間という任期が決められていますが、3年後の任期終了時に本市に定住していただくことがゴールだと考えます。そこで、本市に定住し、事業化を図るために、12月の一般質問の答弁でもあったように、各種補助金も用意はされているんですが、具体的な支援や方策というのはありますか。

○日渡輝明企画調整課長 地域おこし協力隊の方々が、任期終了後に本市に定住し、起業や事業化を目指すための具体的な支援について御説明をいたします。

市の直接的な支援としましては、起業支援補助金があり、この補助金は、隊員が任期の最終年次もしくは任期終了翌年に起業する場合、または事業を引き継ぐ場合において、1人当たり100万円を上限として、補助金を交付するものとなっております、これまでの交付実績は1件となっております。

その他の取組としまして、都市から地方への移住や都市と農山漁村地域の交流を推進し、人口減少社会における地域の活動を支援する、一般社団法人移住・交流推進機構、通称JOINが主催する起業支援セミナーがあります。

これらの取組を通じて、地域おこし協力隊が定住し、起業や事業化を成功させるためのサポートが行われております。

○2番下竹芳郎議員 任期終了時も定住していただくことを期待したいのですが、隊員個人の意向もありますし、その辺は尊重しなければいけません。本市を選び3年間いて仕事をしていただいだけでも感謝です。

この地域おこし協力隊の経費は特別交付税措置で上限はありますが、全額が国の負担であります。当初予算では5名の予算措置ですが、役所の仕事は人口が減ったから職員の数を減らせばいいというのではなく、人口減少、少子高齢化の影響で、やらなければいけないことが多岐にわたり多忙化しています。

それを踏まえ、隊員をまだまだ増やして、有効活用をしていろんな課題に取り組んでいただけたらと思うんですが、市長はその辺はどう考えますか。

○前田祝成市長 人手不足を解消するためというか人手としてというよりも、やはり隊員に期待するところは地域の活性化につながってくるのだと思います。

私は地域おこし協力隊の活動につきましては、先ほどもありました活動後の移住というところがあったんですが、活動後の移住だけをゴールとして期待しているわけではなく、地域おこし協力隊の活動が市民に好影響を与えること、そして活動が地域価値の向上や地域課題の解決につながることで、また活動を通じて関係人口を増やしたり、活動終了後にももし枕崎を離れることになったとしても、それまでの活動自体が地域に根づいて続いていければ当然価値があることだと思います。協力隊の活動後の次のキャリアで、本市の価値向上につながるような情報発信であるとか、働きかけをしていただければ、それも非常に価値のあることだと思っています。もちろん、議員がおっしゃられるように地域おこし協力隊を卒業された隊員が枕崎市に定住していただくということが非常にありがたいなということは思います。

枕崎で起業されたり、就業していただければ、ありがたいことだと思いますが、そこだけがゴールというわけではないのかなと考えております。今後につきましても、隊員の持つスキルやアイデアを生かせる環境を整える、そして活動しやすい制度運用に努めて、地域課題の解決、本市

への愛着の醸成につながるような仕組みづくりにしっかりと努めていければと思います。

○2番下竹芳郎議員 国の方針では令和8年度までに隊員の数を1万人に増員するという目標もあります。むやみやたらに増やすっていうのも問題が起きますので、既存の隊員のように、本市の課題解決に奔走し、関係人口を増やしてくれるような斬新なアイデアと行動力のある隊員をまだまだ増員していただくよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、公用車の管理についてでございますが、役所の仕事は庁外でもたくさんの用件があります。本庁舎以外にも幾つかの出先機関があるため行き来しなければいけません。また、市民の送迎もあります。そのために車は必須なんですけど、この公用車は十分に配置されて、どのような管理がなされていますか。

○平田寿一総務課参事 本市における公用車は、消防署に配置されたものを除いて、4月1日現在で90台を配置しており、現時点におきましては公用車の配置は十分になされているものと考えております。

また、車両の管理は、所管するそれぞれの課で行っており、車検や法定点検については漏れがないよう車検証等で確認しておりますので、確実に受検できております。

○2番下竹芳郎議員 車検の更新も以前の委員会等でしっかりやっているということでした。車検証でやっているということなんですけど、例えば車検一覧表リストを作ってチェックしているのか、ただ車検証だけでやっているのか、そこら辺はどうなっているんですか。

○平田寿一総務課参事 各課において翌年度の予算を編成するときに、それぞれ所管する公用車の車検証で、次の車検ないし法定点検の状況を確認して予算を組んでいるところです。

そして、車検等の執行については、総務課危機管理対策係にも合議で回ってきておりますので、そういったところで確認をしております。

○2番下竹芳郎議員 その辺はしっかりと抜けのないようにお願いします。公用車が車検切れでは済まないし、運転手にも行政処分がきたりしますので、管理はよろしくお願いします。

公用車はもちろんいつもきれいに保たれていると思いますが、その清掃等は決められたときに定期的にするのか、言われたときにその都度するのか、その辺はどうなっていますか。

○平田寿一総務課参事 公用車の管理につきましては先ほども申しましたとおり、公用車を所管する課で行っておりますので、清掃の方法についてはそれぞれだと思いますが、私たち総務課で所管している公用車については、庁内全体で共有して使用しておりますので、車両を汚したときはその使用者が洗車を行うなど、そういった管理の部分についても庁内のグループウェア等で職員に呼びかけを行っているところです。

○2番下竹芳郎議員 清掃等はこまめに行えば、傷へこみ等の車の状態も分かるので、よろしくお願いします。ぴかぴかにする必要はないですが、小綺麗にすればイメージ的にもよくなりますし、大事に使ってください。お願いします。

次に、世界中で叫ばれている脱炭素化に向けた取組の一つで、本市でも近年更新された公用車はハイブリッドカーを含む次世代自動車に移行しつつありますが、有効な活用・使用はなされているでしょうか。

○平田寿一総務課参事 本市では、地球温暖化対策の取組を推進するため、令和3年に枕崎市環境基本計画を策定しておりますが、その取組の一つに次世代自動車導入を掲げ、更新時に次世代自動車への移行を行っており、現在8台のハイブリッド車を導入しております。

次世代自動車の有効な活用・使用につきましては、主に市内を走行する際は軽自動車を、市外への出張など長距離を走行する場合は、その特性を生かしハイブリッド車をできるだけ使用するといった運用に努めております。

○2番下竹芳郎議員 今のところ、ハイブリッド車は8台使用されているということですね。枕崎市環境基本計画によりますと、公用車の次世代自動車への更新は、令和7年度までに20台に

増やすということですが、達成する予定はありますか。

○平田寿一総務課参事 次世代自動車の導入に当たりましては、地球温暖化対策として低公害かつ環境にやさしい自動車の普及が求められているところで、本市においても公用車における次世代自動車導入の基本方針を立てております。

その中で導入の基準を定めておりますが、公用車を更新する場合の目安として、初年度登録から10年以上が経過しており、走行キロ数が10万キロメートルを超えていることに加え、使用に支障を来している場合としていることから、一定の基準を満たしていても使用に支障がない場合は更新いたしません。

また、次世代自動車の中に業務の用途に該当する車種がない場合もありますので、導入目標の達成は難しいのではないかと考えております。

○2番下竹芳郎議員 達成は難しいということですが、E Vいわゆる電気自動車の購入の予定とかはあるんですか。

○平田寿一総務課参事 E V車、電気自動車の導入につきましては、これまでも検討を行ってきておりますが、現段階では導入の予定はございません。

○2番下竹芳郎議員 この次世代自動車、すなわちE Vとかハイブリッドカーの総称なんですが、脱炭素化に向けて必要不可欠です。でも、E Vは車両価格も高いために、補助金とかも用意されているんですが、たくさんの距離を走行しないと、ガソリン車の燃料費の差額を回収できません。

現在、乗用車の新車の6割以上が次世代自動車なんですが、E Vに関しては1回の充電で航続距離が短い、充電ステーションのインフラが整っていない、まだまだ不安要素があります。

公用車を更新する際は、こういうことも踏まえてバランスを考えて検討いただくようお願いします。

続きまして、空き家問題についてでございます。空き家問題は全国的にも大々的に報じられていて、鹿児島県の空き家率は全住宅の20%を占め、全国4番目の高い水準になっています。本市においても大問題です。本市の現状と課題をお願いします。

○平田寿一総務課参事 総務省が令和5年10月1日現在で実施した住宅・土地統計調査によりますと、本県の空き家率は全住宅の20%で、全国で4番目に多いという結果が出ております。また、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家の率、これは使用目的のない空き家の率ですが、これについては13.6%で全国1位となっております。

本市の空き家の現状としましては、空家等対策計画の策定に当たり、平成28年度に国の交付金事業を活用して、空家等の実態把握のための調査を行い、市内全域において1,083棟の空き家を確認しております。

その後、実態把握のための調査は行っておりませんので、現在の空き家の総数は把握はできておりませんが、抽出調査として国が5年おきに実施する、住宅・土地統計調査の結果を見ますと、全国的にも空き家の数は増加していることから、本市においても同様に増加しているものと考えております。

このように空き家が増加する中で、市としましては除却と活用という観点から施策をこれまで講じてまいりました。

まず、特定空家等の除却につきましては、これまでに169棟が本市の補助制度を活用して除却を行っており、自費解体等も含めると209棟の特定空家等が減少しており、令和5年度末の特定空家等の棟数は92棟となっております。また、活用につきましては、空き家バンク制度創設以来、令和5年度末現在で111件の登録があり、65件が成約しているところです。

さらに、これらの制度の周知や所有者等に適切な管理を促すため、固定資産税の納付書を送付の際、空き家対策に関するチラシを同封しております。

次に、本市の空き家対策の課題についてですが、空き家が増加していること。それに加えて、

特定空家等も増加していること。それから空き家バンク制度は、空き家の活用における有効な手段であると考えておりますが、まだまだ活用可能な空き家が存在していることから、より一層の周知活動を行っていくとともに、所有する住宅の将来の在り方を考えてもらうための意識啓発が必要であると考えております。

このような状況を解決していくためには、空き家の所有者等が適切な管理を行っていくことに尽きるのではないかと考えております。

特定空家等のように、損傷が激しく今後使用する見込みのない空き家は早めに除却する。空き家バンク等への登録など、今後も活用していく予定がある空き家については、修繕やリフォーム等を行い、良好な状態を保ち続ける必要があります。

そのようなことから、今後も引き続き、所有者等に対しては、適切な管理を促していき、補助制度を活用した特定空家等の除却、空き家バンクへの登録など現制度の活用周知を促進するとともに、新たな支援策等についても検討していくことが、課題の解決につながっていくと考えております。

○2 番下竹芳郎議員 危険空き家等を放置しているのは、経済的な問題が一番多かったという前回の一般質問でも答弁があったんですが、所有者と連絡がつかないとか、無視されるとかもあるんですよね、そういうときの対処はどうされているんですか。

○平田寿一総務課参事 現在、特定空家等の所有者と連絡がつかないケースというのは2件であります。戸籍等で所有者等を特定し、助言指導書を郵送するのですが、郵便物が返ってきており、所有者等に届いていないケースです。この2件につきましては、また今後も戸籍等をたどり直すなど調査を行いながら、所有者等を特定できるように努めてまいります。

○2 番下竹芳郎議員 いろんな理由で応じてくれないとか、応じない方もいらっしゃると思います。大変ですけれども、地道な交渉をお願いいたします。

昨年末に施行された空家特措法の改正により、本市において管理不全空家となったものはどれくらいありますか。

○平田寿一総務課参事 特定空家等の棟数は、年々増加傾向にあります。法改正により、壁や窓、屋根などの一部が腐食、破損、落下の可能性があるなど、このまま放置すれば特定空家等になる可能性のある空き家を管理不全空家として、市区町村は指導及び勧告ができるようになりました。

これまでは、法に基づく情報提供という形で所有者等に適切な管理を呼びかけていましたが、法改正後は法に基づく指導や勧告を行うこととなり、これまで以上に所有者等に適切な管理を促すことができるようになりましたので、今後も特定空家等を増やさないよう根気強く指導等を行ってまいりたいと考えております。

6月1日現在で把握している管理不全空家の棟数は28棟となっております。

○2 番下竹芳郎議員 そういう法改正をされて、管理不全空家に認定されて指導、勧告をして改善に至ったものというのは、現在あるんですか。

○平田寿一総務課参事 管理不全空家の基準については、今、申しましたけれども、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある状態にあると認められる空き家等となっており、明確に基準を示したものではありません。

管理不全空家への対応については、3月末現在、県内の自治体の対応状況は、法に基づく勧告を行った自治体はなく、法に基づく指導を行っている自治体は2市2町のみとなっております。明確な基準が示されていないことから、各自治体においても対応には慎重になっているようです。

本市におきましても、管理不全空家に対しての指導や勧告はまだ行っておりませんが、今後、県が管理不全空き家の手引を作成するということですので、それを参考にしながら、今後指導等を行っていきたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 その基準が示されたら、指導、勧告よろしくをお願いします。使える家は再利用して住んでいただけたほうが家も喜ぶんですが、空き家バンクについては、昨日も質問がありました。最近、空き家バンクのホームページの閲覧数もかなり増えているみたいです。

空き家バンクを活用して契約まで至った方の市内市外の割合というのは把握されているでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 空き家バンクにつきまして、契約に至った方の市内、市外からの割合は把握しているのかというお尋ねでございますので、実績について答弁をいたします。

令和6年5月31日現在の数字で申しますと、制度が始まって以降の累計登録数は116件で、68件の契約成立となっております。

まず、直近の実績を申し上げますと、令和3年度の登録件数は23件、成約件数が12件、令和4年度の登録件数は28件、成約件数が8件、令和5年度の登録件数は31件、成約件数が25件、本年度は5月末現在で登録件数5件、成約件数が1件となっております。制度が周知されてきていることや、また不動産事業者との連携の効果もありまして、効果が高まってきていると評価しているところでございます。

本年5月31日までの数字となりますが、買主及び借主の構成を市内外の別で見ますと、売買では市民の購入が18件、市外の方の購入が16件となっており、賃貸では、市民の賃貸が19件、市外の方の賃貸が14件となっております。比率で言いますと、市外の方の購入・賃貸がおおよそ45%となっております。

このようなことから、空き家の有効活用、移住者の住宅確保の両面において、空き家バンクが有効に機能していると考えているところでございます。

○2番下竹芳郎議員 市外から30件で45%ですかね、この質問を最後にしたのは、冒頭でも質問した地域おこし協力隊の中に、移住や関係人口創出の分野を得意とする隊員がいて、課長も紹介してくれたとおり今回すばらしいプロジェクトを立ち上げています。

移住者に関しても数名が本市に来ていただいているという実績もあります。既にやっていると思いますが、隊員と一緒に、隊員は行政にはない柔軟な考え方やアイデアがあります。そこをもらいながら、本市の空き家問題、人口問題、課題解決をしていただけたらと思います。

これで私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時7分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 本日最後の一般質問者となりました。

しばらくお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

早いもので、議会の末席に名を連ねることになり1年が過ぎました。

行政用語に戸惑い、先輩諸氏に御迷惑をおかけしながらの貴重な体験を今後の議員活動に生かしてまいりたいと思います。

それでは、通告に従って質問してまいります。

文部科学省は、子供たちの取り巻く環境が大きく変化していることを受け、生徒指導の基本方針や取組の方向性を見直し、学校、教育委員会、医療機関、行政など様々な機関が相互に連携し、不登校問題などの支援を行う教育支援センターの方針を示しているところであります。

本市においても、新年度から市立図書館に教育支援センターが開設されました。

私は、子育てをしていく中で、本市に教育支援センターがないことに気づき、市議になり教育支援センターを要望していこうと考えていました。

本市に教育支援センターが開設されると聞いたときの嬉しさは今でも忘れません。

実際、不登校児童の保護者からは喜びの声も届きました。

また、利用者はいないとしても設置すべきだとの声も聞いております。

御尽力いただいた教育委員会をはじめ、当局に感謝申し上げます。

そこで市長にお伺いいたします。

教育支援センターの運用状況、展望についてお聞かせください。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 教育支援センターについては、文部科学省から示された誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の一つとして設置し、4月26日に市立図書館3階で運用を開始いたしました。

設置の目的としては、枕崎市内の小中学校に在籍し、登校しない、あるいは登校したくてもできない不登校の状態にある児童生徒の基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善を図るとともに、教育支援センター指導員が学校との連携を図りながら、学習活動や体験活動を行うことで、児童生徒自らが進路を主体的に捉え、社会的自立を目指して、学校への復帰を図ることを目指しております。

現在の状況としましては、見学や相談に訪れた児童生徒や保護者がおり、通級の申請を行い、通級を始めた児童生徒もいると報告を受けております。

また、教育支援センターに見学や相談に訪れた不登校の児童生徒とその保護者からは、身近な場所に学校以外の学びの場や、相談できる場所ができたということに安心感があるという声が寄せられたと報告を受けております。

詳しい運用状況につきましては担当課長が答弁いたします。

○森健一郎学校教育課長 教育支援センターの運用状況についてお答えいたします。

まず、これまで教育支援センターに直接相談に訪れた人数は、児童生徒が3人、保護者が6人、教員等が22人となっております。

次に、教育支援センターへの通級申請を提出した人数は現時点で7人となっており、通級を行っている児童生徒は4人となっております。

なお、教育支援センターへの通級に当たっては、保護者、学校関係者、教育支援センター指導員及び教育委員会担当で面談を行い、支援内容等の共通理解が図られた上で、通級の承認を行っております。

今後の教育支援センターの展望としましては、通級する児童生徒への学習活動や体験活動を充実させていくとともに、不登校児童生徒の保護者の不安や悩みに寄り添った対応が行えるよう定期的な相談の実施や、必要とする情報の提供を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等と連携し重層的に支援したりすることで、教育支援センターが本市の不登校対策の拠点となって、児童生徒や保護者に必要な支援を行える体制を整えていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 学校へ行きづらくても、教育支援センターに少しでも通えることが児童の自信につながり、学校と社会とつながれる場所、また、学校に戻りたいときにすぐ戻れるのも教育支援センターだと存じます。

子供の成長は早いです。学校へ行きづらくなった児童の心を行政、学校、保護者で助けていたら学校へ戻りやすくなるのではないかと存じます。今後もサポートをよろしくお願いいたします。

市民の声には、高齢者の皆さんが高齢者より若い世代への支援を、若い皆さんが頑張れる若者

より高齢者に何か支援をと、お互いを思いやる互譲の心と、ほかの町より補助金が少ない、私たちの補助金や行政サービスを増やしてほしいと、自己の権利を求める声があります。

福祉の向上とは何か、行政の守備範囲とは何か、限られた財源における行政サービスの在り方はどうあるべきか、考えさせられる1年でもありました。

続きまして、5月に石川県の馳知事の講演を聞く機会がありました。

そこで、防災について質問してまいります。

甚大な災害をもたらした能登半島地震の被災地では、半島という地理的な影響もあり、遅々として復旧作業が行われております。本格的な梅雨に入り台風シーズン前に行われた県下一斉防災点検をどのように感じられたかお聞かせください。

○平田寿一総務課参事 県では、災害発生の未然防止を図るとともに、災害発生時の避難・誘導体制を整備することを目的として、県及び市町村合同による防災施設の点検、災害危険箇所の点検及び避難誘導体制の確認等を行う防災点検を5月21日に実施しております。

この防災点検には、南薩地域振興局及び本市関係職員のほか、地元住民を代表して点検箇所周辺の公民館長も参加しております。

本市の点検箇所は、中洲川上流と恵比須町から岩戸町までの枕崎漁港海岸の2か所の点検を行いました。中洲川の下園橋付近におきましては、平成28年9月の台風第16号時の大雨で中洲川上流が氾濫したことにより、下園橋の架け替えを含めた全体改修工事を行っております。

また、枕崎漁港海岸では、平成27年8月の台風第15号のときの高潮で人家や、かつおぶし工場が浸水・損壊被害を受けたことや、荒天時には越波が起きるなど、近年の台風・低気圧災害に対応していなかったことから、背後の人家やかつおぶし工場等を防護し、かつおぶし加工業の継続と安定供給を確保するため、護岸のかさ上げと離岸堤の新設を行い、高潮被害を防止するための事業を行っています。

また、本市の防災点検も5月29日に実施し、梅雨入り前に砂防・治山事業など5か所を点検し、事業の進捗状況や安全確保の確認を行いました。

このように、ハード面においての災害対策が進み、整備されていくことで住民の不安も解消されるわけですが、ソフト面においても、引き続き自主防災組織を核とした自助・共助の取組と自主防災組織の育成を推進し、防災、減災に努めてまいりたいと考えております。

○5番水野正子議員 大規模災害発生後の人的支援については、どのような仕組みで派遣されるのでしょうか。

発災直後と時間経過後では状況も変わってくると思いますが、計画的に必要な人的派遣の支援を受けられるのかお聞かせください。

○平田寿一総務課参事 大規模災害発災直後は、まず、災害対策本部を設置後、被害状況を把握するための情報収集、それから救出・救助を優先した活動を、また、それと並行して避難所の開設、被災者の受入れ、水・食料の確保等を行います。

この時点では、救出・救助、救護所の設置、医療チームの派遣要請など、人命に関することがメインとなりますが、その後時間の経過とともに、応援物資の受入れ・配付、給水活動、道路啓開、住家被害認定調査、罹災証明の発行など被災者支援業務に移行し、膨大なマンパワーが必要となってきます。

被災市区町村の職員だけでは対応しきれず、人的支援を要請する場合は、国の応急対策職員派遣制度に基づき、被災市区町村から被災都道府県に応援を要請することになります。

要請を受けた被災都道府県は、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣を行います。

それだけでは対応が困難と判断した場合は、被災地域ブロック都道府県に、それでも対応が困難な場合は、全国の地方公共団体による応援職員という順番で派遣を行うこととなります。

このように段階を踏み、計画的に人的支援が行われる仕組みになっておりますが、これらの人的支援の受入れについては、受援計画を策定し、他自治体からの応援職員を円滑に受け入れるための体制を整備することが重要となっており、本市においても、現在、計画を策定中であり、令和6年度中に完成する予定となっております。

○5番水野正子議員 発災直後のボランティア団体による支援については、渋滞の発生や関連死の増加などによって、救命活動に必要な支援は受けられないと聞いているところです。

また、被災者が求めている必要な情報が支援する団体に正確に伝わらないなど問題が指摘されているようです。

本市に災害が発生した場合、ボランティア団体による支援の必要性が生じたときの市の対応について伺いたします。

○平田寿一総務課参事 大規模災害後は、復旧に向けて多くの人手が必要となり、全国から自治体職員が派遣されるほか、各地から集まるボランティアの方々も大勢いらっしゃると思います。

ボランティアとして集まった方々は、社会福祉協議会が立ち上げる災害ボランティアセンターで、ボランティアの参加登録をしていただき、様々なボランティア業務に就いてもらいます。

ボランティアが多く、本市の社会福祉協議会だけで対応しきれない場合は、近隣の社会福祉協議会の応援をもらうといった連携もできているほか、昨年5月には、枕崎青年会議所と災害時相互協力協定も締結しています。

社会福祉協議会は市と連携する中で、支援の必要性について被災者のニーズを把握した上で、ボランティアに対して具体的な活動内容の指示や派遣を行います。

基本的にボランティアの対応については、社会福祉協議会が主導でボランティアセンターを運営しますが、お互いに必要な情報を提供し共有しながら、被災者のニーズに合ったボランティアの派遣ができるよう努めていくこととしています。

○5番水野正子議員 予期せずして発生するのが災害です。

本市においては、枕崎市防災計画において避難場所等の指定を行っておりますが、指定された避難場所において、避難経路の問題や施設の耐震化基準などが不備と思われる避難場所は考えられないのかお示してください。

○平田寿一総務課参事 本市では、主に避難所として使用している施設を指定緊急避難場所として指定しています。

指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、第1避難所8か所、第2避難所10か所、それに市役所を加えた19か所を災害種別ごとに指定しています。

施設の耐震化については、全ての施設において耐震性があるとみなしており、施設の大規模改修工事の際は避難所としての防災機能も考慮した改修をこれまでも行ってきており、今年度は妙見センターと城山センターの改修を行う予定としております。

また、施設の周辺道路も整備されていることから、避難経路の問題もないと考えておりますが、これらの施設については、一部が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に僅かにかかっているものもありますので、避難所として開設する場合は、状況によって影響のない施設を開設しております。

○5番水野正子議員 被災地で一番困っていることは水が出ないことと、トイレが使えないことだそうです。

本市の場合、基幹道路の寸断により孤立する可能性がある地域があるのかないのか。そのような地域があるとした場合、どのような施策を考えられているのかお聞かせください。

○平田寿一総務課参事 先日の新聞に、災害時の孤立集落の記事が掲載されており、本県で孤立が予想される集落は232集落とありました。

そのことについて県に確認をしたところ、この中に本市の集落は含まれていないとのことでした。

たが、孤立集落が出てくる可能性が全くないとは言い切れません。

もし、道路の寸断等により孤立する地域が出てきた場合は、まず、通信手段の確保が第一となりますが、この通信手段の確保には、市街地から離れた山手の地域を中心に、26か所の防災行政無線屋外拡声子局に市役所の親局との音声連絡通話が行える装置が設置されておりますので、電話がつかない場合の有効な通信手段として確保されております。

また、水、食料等の備蓄強化については、防災出前講座や広報紙等を通じて、最低でも3日分の備蓄をするようお願いをしております。

寸断された道路の復旧については、協定に基づく建設業者への協力要請や自衛隊への派遣要請を行うなどして、一刻も早い復旧に努めていくことになります。

○5番水野正子議員 全国的に上下水道の施設の老朽化が問題視されていますが、本市の上下水道の経営健全化において、基盤強化に向けた計画はどのようなになっているのかお聞きいたします。

○上園秀人水道課長 全国的に上下水道施設の老朽化・耐震化などの問題が報道されているところでございます。

上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少による水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増大に対応する必要があり、年々厳しさを増している現状となっております。

本市の上下水道の経営健全化における基盤強化に向けた取組についてのお尋ねでございますけれども、まず、水道事業では、将来にわたって安全で良質な水の供給を維持し続けるために、事業の現状と将来見通しを分析・評価して、本市水道事業の将来像とその実現に向けた方策を示し、安全、強靱、持続の3つの施策を柱とする、枕崎市水道ビジョンを平成29年度に策定しております。

また、この計画を基に、中長期の投資・財政計画を取り入れた枕崎市水道事業経営戦略を令和元年度から令和10年度までの10年間の計画として、これら2つの計画に基づいて、老朽化した施設や老朽管の更新を実施し、安全で良質な水道水の供給を行い、安定的なサービスの提供を行っているところでございます。

次に、下水道事業では、令和2年度に、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な改築事業費、施設状態の把握、またリスク評価に基づく効果的な点検・調査計画及び修繕・改築計画を取りまとめたストックマネジメント計画を策定し、実現に向けた中長期の投資・財政計画を盛り込んだ枕崎市下水道事業経営戦略を、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画として、終末処理場等の施設改築更新事業や、管路・マンホール更生事業を実施するとともに、安定的な排水処理に取り組んでいるところでございます。

○5番水野正子議員 経営健全化において計画されているとのことで承知いたしました。

災害は必ず起こると言われています。

トイレカーや移動式浄水化装置を導入するお考えはないのかお聞きいたします。

○平田寿一総務課参事 災害時の衛生的で安全なトイレ環境の確保は、被災者の健康維持を図る上で非常に重要であり、今回の能登半島地震をはじめ、これまでの大規模災害時でも、衛生的で安全なトイレの確保は深刻な問題となっております。

上下水道施設や浄化槽が損壊すると、トイレを使用することができなくなりますので、そのことを考慮した対策が必要になってきます。

市では防災出前講座や広報紙等を通して、携帯トイレの必要性を周知するとともに、各家庭での備蓄を推進しています。

トイレカーの導入も1つの方法であると考えますが、導入するとなると初期費用に加え燃料費や車検代、メンテナンス料などの維持費も生じてきます。

市民全体のトイレの確保を考えると、携帯トイレの備蓄を推進するほうが効果的であると考えておりますので、現時点でトイレカーを導入することは現実的ではないと考えております。

また、災害時などの応急給水機器として、移動できる浄水装置がありますが、応急移動式浄水装置は、浄水場が冠水したり、配管が壊れて断水したりしたときに、避難所付近のプールや河川・海の水などを原水として、安全な飲料水を作る装置です。

導入している自治体もあると承知しておりますが、飲料水を作るに当たっては、様々な処理方法があり、各水处理メーカーで水量、初期費用、維持管理費用も大きく異なるものと伺っているところです。

本市におきましては、避難所用として設置型組立式給水タンク1,000リットルを8基保有しており、活用可能な水源から運搬により応急給水を行うこととしています。

移動式浄水装置は設置場所に水源がないと活用できないことや、必要水量に応じ多額の費用が想定されることから、今の時点で移動式浄水装置を導入する考えはないところです。

○5番水野正子議員 災害用井戸の事前登録制度などがあると聞いていますが、本市においては、その必要性はないのかお聞きします。

○平田寿一総務課参事 災害用井戸とは、地震等の災害により広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、これを補完するものとして、民間の事業者等が管理する井戸の水を応急用の飲料水、または生活用水として地域住民に提供するものです。

災害用井戸の活用は、災害時における水確保手段の多様化につながる有効な方法として、平成28年の熊本地震では、生活用水として井戸水が貴重な水源になるなど、災害時には災害用井戸が活用し、役立てられた事例もございますが、飲料水として使用するためには、平常時の水質検査等の課題等についても整理を行う必要があります。

本市においては、市の水道や地域で管理している水源も、地震直後の濁りがなくなれば水源地での応急給水用水は確保できるものと考えていることから、今の時点では災害用井戸の事前登録は考えていないところです。

○5番水野正子議員 水が命に関わる話になるのですが、人工透析をされる患者は、2日に1回透析をしなければなりません。1回の透析で120リットルの水を使うそうです。その辺あたりも加味して検討をお願いいたします。

続きまして、防災公園についてお聞きします。

防災公園は、災害発生前の警報や災害が発生した際の被害状況、安否情報、避難情報、応急物資に関する情報の公開や収集をする場所として活用し、非常食や生活用水の提供、トイレの利用など、避難者の生活を補助するための場所として活用できます。

本市に防災公園を設置する計画はないのか、お聞かせください。

○平田寿一総務課参事 防災公園は、平常時は近隣の人々の憩いの場、レクリエーションの場として親しまれていますが、災害発生時には、人々の命を守るための防災拠点としての役割を担い、都市部の防災構造を強化するために整備された公園のことをいいます。

都市部は人口が多く建物も密集していることから、災害時の危険性が高く、多くの避難者や救援物資を収容するために広大なスペースが必要になります。

誰もが立ち寄れて平常時も活用でき、防災施設が整備された防災公園が都市部の防災性を向上するためにも必要とされています。

本市において、防災公園と呼ばれる設備が整備された公園はありませんが、地域防災計画の中では、片平山公園グラウンドや市民会館横の国光公園、松之尾公園を一時避難場所としてあります。これらの公園は比較的人口の多い市街地にあって、ある程度の広さがあり、トイレも設置されていることから、災害時には多くの被害者が一時的に身の安全を確保できる場所になっております。

また、片平山公園グラウンドにおきましては、防災ヘリコプターの離発着所にもなっており、救急搬送の際も迅速に対応できるようになっております。

本市の地域防災計画でも、市は公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化するとありますので、今後は公園等の整備に合わせて、防災機能を備えた設備等の整備についても考えていきたいと思っております。

○5番水野正子議員 防災公園を示していただけると、市民の皆様も安心して行動ができ、被害を最小限に食い止めることができると存じます。

今後、公園を整備するときには、防災も視野に入れていただけるとのことで安心いたしました。

続きまして、佐賀県の公益社団法人の話になりますが、シビックフォースという公益社団法人があります。

佐賀県に支部を置き、民間共同の災害対応や子供支援、ウクライナ避難民の支援などの活動をされている団体ですが、災害時の支援を専門とする団体です。

本市においても、今後このような専門団体と連携を取るような考えはないのか、お聞かせください。

○平田寿一総務課参事 災害時の支援を専門とする団体と連携を取るとは、大規模災害時など、いざという場面でも大きな力になってくれるものと考えています。

全国には幾つかの災害支援専門の団体等があると思いますが、それらの団体がどのような活動をしており、何ができるのか、本市に想定される災害に対してどのような支援が必要となり、どれくらい力になるのか、そういったことも踏まえた上で、連携については必要性、有益性なども含め、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○5番水野正子議員 災害を知っている方、災害を体験している方を頼り、官民連携も今後は視野に入れていくことが大切であると存じます。

沿岸部の本市では、災害時における近隣市への避難も考えられますが、近隣市との連携は取れているのかお聞かせください。

○平田寿一総務課参事 鹿児島県知事と鹿児島県市長会会長、鹿児島県町村会会長による、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定を平成19年6月に締結しております。

協定の内容は、県内で大規模災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合の県及び県内市町村による応援活動に関する内容となっています。

発災時に本市だけで対応が難しい場合は、最初に近隣の自治体に応援を要請することとなっていますが、それでも対応しきれない場合は、県全体で応援を行うことになっております。

締結後16年を経過する当該協定については、鹿児島県市長会から県知事に対して、現状に合う内容への見直しや、具体的な実施要領の作成及び訓練の実施等を検討していただきたいといった申入れを行っており、これらの取組が進むと、近隣市をはじめ県内自治体との連携もさらに高まるものと考えております。

また、南薩地域振興局と南薩4市の防災担当課におきましては、年2回の担当者会議や、台風等の災害時における情報の交換や共有をしながら対応に当たっており、日頃から連携も取っておりますので、いざというときも円滑に協力を取れる関係にあると思っております。

○5番水野正子議員 連携が取れているとのことで安心いたしました。

続きまして、本市の災害時の学びを止めない支援、オンライン教育について質問します。

いつどこで何が発生するか分からないのが災害です。

コロナ禍で自宅待機が続きました。災害時に学びを止めない支援についてのシミュレーションは日頃から大切だと思っています。

また、子育て中の困窮世帯の1割が、家庭にインターネット回線がないと南日本新聞に紹介されていました。ネット環境の整備の必要性を感じたところです。本市のインターネット回線がない家庭への対応はどうされているのかお伺いいたします。

○森健一郎学校教育課長 令和5年度の本市におけるインターネット利用等実態調査では、学校

以外でインターネットを利用している児童生徒の割合が、小学校6年生で93.5%、中学生全学年で96.0%であることから、家庭におけるインターネット環境が進んでいるものと捉えておりますが、全ての家庭でインターネットにつながる環境をつくり、学びを保障するために、貸出し用のモバイルWi-Fiルーターを令和2年度から各校の児童生徒数に応じて整備しております。

通信に必要なSIMカードの契約と月々の支払いの負担は保護者となり、就学援助世帯に対しては、1人当たり年間1万4,000円を就学援助費の一部として支給しております。

また、本市の児童生徒全員に1人1台の学習タブレットを貸与し、授業や家庭学習で活用しております。

今後も急な災害や感染症の流行等により登校ができない状況となっても、スムーズに学びの保障がなされるよう、日頃から持ち帰ったタブレットを家庭学習で活用することを推奨し、また、市としてICTの活用に関する市全体の研修や校内研修を推進し、全児童生徒、教職員が意識を高めて活用の推進を図ってまいります。

○5番水野正子議員 オンライン教育は、どこにいても学習機会を損失せずに授業を受けられるという点は大きなメリットです。

IT教育、アナログ形式で行っていた教育にデジタルやITテクノロジーを取り入れることで、先生への負担も減ると考えます。また、インターネット回線がない家庭への対応もされているとのことで安心いたしました。

続きまして、避難所における性犯罪についてお聞きします。

災害時にはよく性犯罪が起こると言われています。子供たちに対する指導、教育はどのようにされているのかお聞かせください。

○森健一郎学校教育課長 学校では、避難所における性被害の発生を防止することに特化した学習はしていません。しかし、性被害の発生を防止するための学習として、性に関する指導や人権教育で学ぶことができるように、市内の全小・中学校で教育課程上に位置づけ、発達段階に応じた学習を行っております。

具体的には、まず、性に関する指導においては、小学校段階では、思春期の体の変化や異性についての理解など、発達段階に応じた内容を学習しています。

そして、中学校段階では、生殖に関わる機能の成熟や欲求やストレスへの対処といった性犯罪の抑止が期待される学習を行います。

次に、人権教育においては、交際相手からの暴力を未然に防止する教育や、人権の視点に立った性に関する指導について記載された人権教育研修資料を全教職員に配付しており、学校では発達段階に応じた指導に取り組んでおります。

また、安全教育や不審者対応訓練を行うことで、災害時の助け合いの大切さを理解させ、日常生活における危険を予測し、自他の安全のために主体的に行動できる安全教育も実施しております。

今後も人権教育、性に関する指導を推進し、性被害の発生を防止できるように学習を進めてまいります。

○5番水野正子議員 避難所内に女性、高齢者、障害者、子連れ家族スペースなどを設け、誰もが安心して着替えや仮眠が取れ、女性用物資は女性専用スペースで配付するなどの工夫をしていただき、避難所に避難することが困難な精神疾患を伴う方も安心して過ごせるよう、十分に配置をすることを強く要望いたします。

また、女性が望まない妊娠などをしていかないうような性教育も今後も力を入れていってほしいと思います。

防災について最後の質問でしたが、能登半島地震の被災地の話をお聞きして、マイナンバーカードが役に立ったと聞いております。

DMA T災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けている医療チームですが、停電時に電子カルテが見られない場合でも、マイナンバーカードを出すと、患者の持病や今まで処方されていた薬まで分かるということです。

今後もマイナンバーカードの推進も併せて要望いたします。

続きまして、DVについて伺います。

DVに関する相談は、令和5年は何件ほどあり、どのような対応をされているのか伺います。

○福永賢一福祉課長 DVに関する相談は、高齢者の場合は地域包括ケア推進課が担当する場合もございますが、子育て世帯等の場合は、福祉課及び福祉課所管の家庭児童相談室で対応しております。

まず相談者と同性の職員が、DVの状況や今後の対応についての相談者の気持ちや意向等について、聞き取りを行います。

相談者が接近禁止命令や避難等の支援を希望する場合は、警察や女性相談支援センター等の関係機関と連携し相談者への支援を行います。

令和5年度は16人から相談を受け、うち3人の避難に関する支援を行いました。

支援内容については、避難後の生活のために必要な手続、例えば、お子さんがいらっしゃれば児童手当を自身が受け取るようにするための方法なり、そういったことの説明や加害者の追跡が懸念される場合の支援施設への入所措置、そして避難後の支援対応などを実施したところです。

なお、令和5年度は実績がありませんでしたけれども、避難先に移動するまでの間に居場所がなく、所持金が少ない方に対しては、宿泊施設への一時避難に係る助成も実施しているところでございます。

○5番水野正子議員 本市には婦人相談員は配置されているのでしょうか。

○福永賢一福祉課長 婦人相談員については、売春防止法第35条第1項の規定により、都道府県知事及び婦人相談所を設置した指定都市の長を含め委嘱するものとされており、婦人相談所を設置する指定都市の長を除く市長は、同条第2項の規定により委嘱することができるとされておりましたが、これは令和6年4月1日施行の法改正によりまして、条文が削除されております。

現在は、同日施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条で、女性相談支援員について規定されており、第1項の規定で、都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市が置くものとされており、市町村は置くように努めるものとされております。

女性相談支援員とは、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員となっております。

本市は、この女性相談支援員を配置していないところでございますが、困難な問題を抱える女性を含む家庭の問題の相談に応じる職員として、家庭児童相談員を配置し、また、福祉課や地域包括ケア推進課においても、困り事の相談に対応しているところでございます。

○5番水野正子議員 配置するほどではないとの答弁に安心いたしました。

相談員が女性で誰にも会わずに相談できる場所、安心して相談できる環境づくりが大事だと思います。

DVから逃げてきた女性が生活保護の手続など、市営住宅に入居するのに1か月ほどかかったという他市の事例を聞きました。

このような事例の場合、本市の対応はどのようなになるのかお聞かせください。

○福永賢一福祉課長 DVからの避難の場合、所持金が少なく、また、収入がない状態になっていることが想定されます。

このため、DV被害者本人の意思に基づいて、生活保護申請の相談があった場合は、福祉課援護係で対応し、生活保護法に基づいて速やかに申請を受理し調査を開始します。

調査に基づき保護の要否判定を行うこととなりますが、窮迫する場合、調査結果を待たずに要否判定を行い、その後、資力が確認できた場合に、保護費の費用返還義務が生じる旨の指導・指示を行った上で、生活保護を開始し保護費の支給を行うこととなります。

○大工園昭則建設課参事 市営住宅への入居についてお答えします。

DV被害者が市営住宅に入居を希望する場合は、基本的に福祉課からの相談により、DVからの避難として、当日の宿泊場所もなく、避難先が決まっていない状況で、空いている市営住宅がある場合において、協議の上、優先入居の取扱いとして、できるだけ速やかに入居できるように対応しているところです。

○5番水野正子議員 優先的に入居させていただけるということを聞き安心いたしました。

行政に助けを求めてこられる方がいましたら、不安を感じさせず迅速で親切な対応を要望いたします。

続きまして、子育て支援についてお聞きいたします。

先般の南日本新聞でも、給食費の無償化について取り上げられていました。市長は給食費の無償化の考えはないと言われますが、この考えに変わりはないのでしょうか、お聞きいたします。

○前田祝成市長 考えに変わりはありません。

○5番水野正子議員 1年前も給食費の無償化についてお聞きいたしました。考えに変わりはないのだろうなと思いましたが、消滅可能性自治体に枕崎が入っているところを考えると、私の周りでは実際に給食費が無償化されているので、南さつま市に家を建てた方がいらっしゃいます。

子供が3人いる家庭だと想定して給食費を計算してみますと、9年間で3人分支払うとしたら125万7,300円になります。近隣市に家を建てると、給食費で支払う125万7,300円が子供の教育のために使える計算になります。

そう考えると住んでいる町の不公平感から給食費が無償化されている近隣市に家を建てようかなと考える方もいるかと存じます。多子世帯など、条件付で無償化等も検討していただけたらと存じます。

続きまして、課税世帯の子ども医療費の窓口負担をなくす計画はないのかお聞きします。

○福永賢一福祉課長 住民税非課税世帯に属する子供は、令和3年4月の県の制度改正により窓口負担のない現物給付になっており、課税世帯に属する子供は、申請手続なしで支給される自動償還払いによる助成となっているところです。

なお、課税世帯の子供については、県の制度では未就学児のみで、1か月当たり自己負担額が3,000円を超える額が助成対象となっていますが、本市においては、自己負担額全額を助成対象としており、令和5年6月からは、対象年齢を中学校終了前から非課税世帯と同様に18歳に達した後最初の3月31日までに拡大しているところです。

現在、県が制度改正を検討しており、開始時期は未定ですが課税世帯の未就学児に対して、現物給付を実施する方針となっておりますので、これに合わせて現物給付の対象を課税世帯の未就学児に本市としても拡大する予定としているところです。

○5番水野正子議員 先ほども申しましたが、消滅可能性自治体に本市がリストアップされて、私は枕崎が大好きなので、とてもショックだったんですが、そこで考えてみたら、やはり子育て支援の充実を見直していくことが必要なのかなと考えました。

南さつま市が消滅可能性自治体から外れた理由を考えてみましても、子育て支援が充実しているからではないかなと考えます。

本市に住んでみようと思っただけのきっかけづくりの1つに、子育てに優しい町ではないかと存じます。

今後も消滅可能性自治体から脱却するために議論を深めていくべきだと考えます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○永野慶一郎議長 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

午後 4 時 散会

本 会 議 第 4 日

(令和 6 年 6 月 19 日)

令和 6 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 4 号）

令和 6 年 6 月 1 9 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	件 名
1	一 般 質 問 辻 本 貴 志 議員（109ページ～113ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第 4 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 平 塚 孝 三 健康課長
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 木之下 浩 一 教育長
 森 健一郎 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 鮫 島 眞 一 税務課長
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 開議 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

辻本貴志議員。

[辻本貴志議員 登壇]

○3番辻本貴志議員 6月議会最後の質問者となります。しばらくお付き合いください。

それでは、通告に従い質問していきます。

文部科学省は、中学校の部活動における指導者を顧問教員から地域人材へと順次移行していく方針を示して、昨年度から本市でもモデル競技が始まっています。そのことにより教員の負担軽減を図るとともに、競技力を高め、効果的な練習環境を整えることを目指す取組をしているわけでございます。しかし、これを実現させていくためには、教育現場と保護者、地域と競技関係者との十分な協議が欠かせないこと、何よりも適切な指導を担っていただける人材確保ができるかどうかに関わっているわけでございます。

この部活動の地域移行は、生徒たちの自主的、自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒間の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その意義は高いと認識しております。また、そのことについては、社会教育の一環と認識しています。

それでは、昨年11月から中学校の卓球部が土日のみ部活動の地域移行を継続しているが、現状はいかがでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市においても、少子化が進み、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっている中、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、令和4年度から枕崎市地域部活動推進協議会を設置し、学校部活動の地域移行に向けた協議を進めております。

その中では、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用し、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現したいと考えております。

しかし、学校部活動の地域移行を進めるに当たっては、指導者や活動場所に関することや、保護者等の負担軽減など様々な課題が想定されております。

そこで、想定される課題に対して、実施モデルを通して本市の実情に応じた地域移行の在り方を検証していくことが非常に重要であると捉え、令和5年11月から学校部活動の地域移行の実施モデルとして、枕崎卓球クラブが活動を始めているところです。

これまでの活動状況の詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○森健一郎学校教育課長 本市の実施モデル、枕崎卓球クラブの令和5年11月から令和6年5月までの活動状況について説明いたします。

練習日は、原則、毎週土曜日に3時間、枕崎市総合体育館卓球場で実施しております。参加者は、令和5年11月時点で、市内3中学校から15人でした。令和6年5月現在の参加者は、市内3中学校から6人となっております。

○3番辻本貴志議員 保護者からの意見、課題はどのように捉えていますか。

○森健一郎学校教育課長 令和5年11月から枕崎卓球クラブの活動を進めるに当たり、各学校において保護者対象の説明会を行ったり、活動が始まってからはアンケート調査や情報交換会を実施したりしております。

アンケート調査や情報交換会で出された成果としては、他校の生徒と一緒に活動することがよ

い刺激になるや専門的な指導を受けることができるなどがありました。

一方、課題としては、送迎などの保護者負担や指導者との連携の在り方、金銭的な保護者負担などの課題が挙げられました。

現在、参加人数が減少している状況についても、同様の課題があると捉えておりますが、令和6年度における活動の継続がなかった生徒、保護者においては、今後アンケート等で聞き取りを行い、状況を把握していきたいと考えております。

モデル事業を通して得た成果や課題については、本市の実情に応じた地域移行を進める上で重要な要素と考え、部活動地域移行の目的である子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することを目指し、環境整備を進めてまいります。

○3番辻本貴志議員 参加者数が減少しているということと、実際、昨年度は卓球クラブに入っていたんですけど、今年度に入ってから辞めた方もおられると聞いております。辞めた方の本人とか保護者からの御意見というのは十分に聞いていく必要があると思いますので、この辺もよろしくお願いいたします。

施設使用料、指導者への謝礼金の今後の計画はどうなっていますか。

○森健一郎学校教育課長 枕崎卓球クラブは、令和6年9月まで本市における地域移行の実施モデルとなっておりますので、期間中の施設使用料や指導者への謝金は市が負担しております。令和6年10月からは、原則、受益者負担へ移行していく予定です。

地域クラブ活動に係る活動・運営に必要な会費等については、可能な限り低廉な額にすることや、経済的に困窮する家庭などへの支援の在り方についても今後検討してまいります。

○3番辻本貴志議員 施設使用料や指導者への謝礼金は基本的に受益者負担ということなんですけど、現在のモデルケースは時給1,600円で開始しています。1,600円で1日3時間だと4,800円、それが月に4回だと1万9,200円となります。

個人競技か団体競技によっても違うと思いますが、1人在籍か10人在籍か在籍人数によって個人負担に差が生じる可能性があると思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○森健一郎学校教育課長 地域クラブ活動では、施設使用料や指導者への謝金、照明料など、クラブに在籍している生徒の保護者が負担することとなります。そのため、在籍人数によって個人負担に差が出る状況は十分考えられます。

今後、個人負担の差が生じる状況について整理し、部活動が地域クラブ活動としてスムーズに移行できるように、保護者等の負担軽減に対する支援の在り方について検討してまいります。

○3番辻本貴志議員 保護者会の開催後、保護者からの質問の中で、送迎の課題について、保護者の意見を聞いてどのように考えているか、さらに平日も含めて移行した後のことも踏まえて、送迎の課題っていうのを現状でどのように考えているか教えていただきたいです。

○森健一郎学校教育課長 学校部活動は、学校の教育活動から、地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化活動へと移行することが求められており、既存のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブと同様の対応になると考えております。そのため、現在、実施モデルとして活動している枕崎卓球クラブについても、活動場所までの移動については、徒歩または自転車、保護者による送迎としております。しかし、保護者からの意見や課題として、送迎に対する負担が生じていることも理解しております。

学校部活動の地域移行に伴う送迎については、保護者への理解を求める努力をするとともに、活動場所を固定せず練習会場を変更したり、複数の指導者を異なる練習会場に配置したりするなどして、保護者送迎の回数を減らすことで、負担を軽減するなど、具体的な方策について、関係課や地域部活動推進協議会等での協議を進めてまいります。

○3番辻本貴志議員 ぜひ保護者といろいろ多く協議しながら進めていっていただきたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、この部活動の地域移行は社会教育的な側面として大変重要なものと認識しています。この部活動の地域移行は自己を高める生涯学習から、他人に働きかける豊かな心を持ち、一人一人の住民をつなぎ、地域を活性化する連携・共同活動への発展を目指している社会教育の一環と認識しています。

そこで、枕崎きばらん海クラブへの移行をしていくと聞いていますが、進捗状況はどのようなになっていますか。

○森健一郎学校教育課長 現在、実施モデルとして活動している枕崎卓球クラブは、教育委員会が主体となり運営している団体となります。今後、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じた活動環境を整備するためには、既存の総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、文化協会等の多様な団体と連携することが重要であると考えております。

そのため、既存の総合型地域スポーツクラブである、枕崎きばらん海クラブを所管しているスポーツ・文化振興課とも連携を図りながら、課題を整理し、体制を整備するための準備を進めております。

今後、地域部活動推進協議会等での協議も行いながら、スムーズな移行が実現できるよう検討を進めてまいります。

○3番辻本貴志議員 きばらん海クラブを所管しているスポーツ・文化振興課としてはどうでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 先ほど学校教育課長からもありましたとおり、連携してというところもございます。

枕崎きばらん海クラブにつきましては、会則の改定も含めて検討に入っているところであります。

○3番辻本貴志議員 会則の改定の中身についてはお示しいただけないでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 枕崎きばらん海クラブにつきましては、月に1回、定例会を開催しております。その中で出てきた案件として、現行の会則では、中学校の部活動移行というのは、ちょっと会則的には難しいというところもございますので、その会則について、今、検討段階に入っているところであります。

具体的に、今進められている改定の内容としては、事業の内容として、学校クラブの支援事業、この項目を入れてはどうかというところで検討しているところであります。

このきばらん海クラブが、子供から大人まで、いつでも誰でもどこでも参加できるというところで、一定の会費で大人5,000円、ジュニア会員は18歳以下となりますけども4,000円、この会費を年間の会費としておりまして、この会費で運営しているところもございますので、また学校クラブの支援事業、新たに設けるとなったところで、様々な課題もございますので、今、毎月の定例会において、その課題を解決するために整理しているところであります。

○3番辻本貴志議員 私個人としても、枕崎きばらん海クラブへの移行というのが、今のところ一番ベターな対応かなと思っていますので、ぜひ前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

文部科学省が掲げた、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L O プラン）の中にある、学校風土の「見える化」への取組について、本市の現状はどうでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 学校風土の見える化は、学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校風土や雰囲気把握し、学校運営を改善していく取組となっております。

これまでも、本市全ての小中学校で学期ごとに児童生徒、保護者、教職員を対象に学校評価を行ったり、いじめ問題に関するアンケート調査を行ったりするなど、学校風土の見える化に係る

取組を行ってまいりました。

各学校においては、学校評価の結果を教育活動や学校運営の改善に生かしたり、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めたりしながら、学校が子供たちにとって安心して学べる場となるよう学校評価を活用しております。

○3番辻本貴志議員 評価の内容については、各学校で違うと伺っています。評価の統一や、その評価を地域住民を対象とするアンケートなど、どのように考えているか教えてください。

○森健一郎学校教育課長 児童生徒や保護者に実施する学校評価の形式については、教育委員会として統一したものは示しておりませんが、各学校では、文部科学省が平成28年に改訂している学校評価ガイドラインに沿って、学校の実情や地域の特色に合わせた項目を設定して実施しております。

評価項目については、各学校における重点目標が異なったり、学校独自の取組を生かしたりする部分もあるため、各学校独自の評価項目となっております。評価項目の統一については、今後、調査研究を進めてまいります。

また、地域住民からのアンケートについては、学校行事や毎年11月1日から11月7日に設定されております地域が育む「かごしまの教育」県民週間の際に実施し、学校を訪問していただいた方々から広く御意見をいただき、それらを学校の教育活動の改善に生かしております。

今後は、学校評価を通した学校風土の見える化を推進できるように、アンケート結果や改善の状況について、児童生徒をはじめ保護者や地域へ還元できるように学校に対して指導助言を行ってまいります。

○3番辻本貴志議員 学校ごとの評価ということで、国はできるだけ統一した評価をつていことななんです。なんですけど、やっぱり統一した評価のほうが、他校と他県の同じような学校との比べようができたりとかそういったことにも使える。PTA活動が充実しているのかどうなのかっていうことの比較にも使える。また地域に根差した学校を核とした地域づくりっていうことの評価が実際どうなのかということも、枕崎市だけではなく、他市、他県との比較もできると考えていますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

厚生労働省の研究班によると、認知症の高齢者は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には、584万人余りに上るという統計をまとめたとのこと。これは高齢者のおよそ15%、6.7人に1人に当たり、専門家は、今後、独り暮らしの認知症の人が増えると見られ、家族の支援が限られる中、地域でどう支えるかが課題であるとしているが、本市でも同様のことと思います。

そこで、本市で昨年からスタートした「見守りあんしんシール」の活用はどうでしょうか。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 認知症で徘徊する人、徘徊するおそれがある人を地域の支援を得て見守り体制を確立し、行方不明になった場合において、いち早く発見・保護できる体制を目的に、枕崎市見守り安心ネットワーク事業を令和5年12月から開始しております。

この事業は行方不明になるおそれのある方の事前登録と希望される方にQRコードつきシールを交付するものです。

事業実施に当たりまして、介護サービス事業所を対象とした説明会を令和5年11月に開催し、令和6年1月の民生委員協議会定例会で事業説明、広報まくらざき12月号に記事を掲載し、広報に努めたところです。

活用状況につきましては、現在4人の方から事業の申請がなされまして、1人につき30枚のシールを交付しております。

次に、枕崎市見守り安心ネットワーク事業の導入経緯について申し上げます。

本市の高齢化率は年々増加しており、要介護認定を受けられる方のうち、約7割に認知機能の

低下が見られています。

件数は多くありませんが、認知症高齢者の中には、行方不明となるケースもあることから、その対応策を課内で検討し、令和5年度に枕崎市見守り安心ネットワーク事業の開始に至ったところ です。

行方不明者の早期発見の手段として、GPS機器とQRコードつきシールが候補に上がり、GPS機器は認知症高齢者が持ち歩かないと位置の把握ができないことや、コスト面の問題があり、QRコードつきシールを選択したところです。

○3番辻本貴志議員 今の回答の中にもあったんですが、GPS機器の購入やレンタル費用の助成などはどのように考えているか、お願いします。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 行方不明になった方を早期発見する手段として、位置情報を把握するGPS機器、高齢者の身元確認機能を有するシール、捜査協力を依頼するスマートフォンアプリなどがあります。

GPS機器のメリットにつきましては、高齢者の位置をスマートフォンやパソコンで確認できます。デメリットとしましては、高齢者がGPS機器を持ち歩かないと位置が把握できない点です。

本市で交付しておりますQRコードつきシールのメリットにつきましては、高齢者が身につけるものや、持ち歩いているつえなど、多くのものにシールの貼付が可能です。また、QRコードをスマートフォンで読み取ることで、ニックネームや注意すべきことなどの対処方法の確認ができ、お互いの個人情報を知られずに発見者と高齢者家族とのやり取りができます。デメリットとしましては、周囲の方が高齢者に気づいてQRコードを読み取らないと高齢者家族と連絡がつかない点です。

令和5年5月に実施した県の調査では、県内の6市町でGPS機器の貸与、費用の助成を行っております。QRコードつきシールは2市が無料で交付しております。また、併用している自治体が1市ありました。

機器につきましては、メリットとデメリットがそれぞれありますので、本市の見守り安心ネットワーク事業の効果検証を行い、他市の運用状況や登録された家族の意見を参考にしたいと思っております。加えて、高齢者の行方不明対策がよりよいものになるように、警察や消防とも協議しながら、GPS機器の購入助成も含め、今後検討していきたいと考えております。

また、事業の運営、認知症の方が安心して地域で暮らすためには、地域の方の見守りが大きな要素となりますので、引き続き認知症施策事業について普及啓発を行っていくこととしています。

○3番辻本貴志議員 先日、枕崎市内に通う小学生の保護者との会話の中であったのですが、その保護者は子供にGPS端末を持たせているということでした。たまたまその日は、朝の登校時間の7時半から8時にかけて土砂降りの雨でした。そしたら、その保護者が携帯端末を見せてくれて、どこにいるか分かるだけで安心ですよと話をしてくれました。どこにいるか分かるだけで安心、全く同感だと思いました。

いつもの場所、なじみの場所にいるだけで安心して、それを見守る家族も安心して仕事や趣味などに打ち込める、このような状況は、認知症を見守る家族にも言えることだと思います。

先日の一般質問の中でも出ましたが、介護人材不足の現状や、昨今の消防団の成り手不足、高齢化などを踏まえると、認知症になった当事者の生きづらさの解消、さらには認知症を支える家族の安心した暮らしに向けて、デジタル機器を十分に生かした支援を積極的に使ってサポートしていくべきだと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、辻本貴志議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 9 時59分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和 6 年 6 月 28 日)

令和 6 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 5 号）

令和 6 年 6 月 2 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	3 7	財産の交換、譲渡及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	3 8	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	4 1	財産の取得について	〃
4	陳 4	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
5	3 9	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
6	4 0	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	4 2	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	〃
8	陳 5	現行の健康保険証の存続に関する陳情	〃
9	陳 6	健康保険証の存続を求める陳情	〃
1 0	3 6	令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 2 号）	予 特
1 1	4 3	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和 7 年度政府予算に係る意見書	
1 2	4 4	現行の健康保険証の存続を求める意見書	
1 3		継続調査申出について	

1 4		議員派遣について	
1 5		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第５号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 神 浦 正 純 建設課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 松 田 勇 一 市民生活課長
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 木之下 浩 一 教育長
 森 健一郎 学校教育課長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前 9 時 30 分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 号から第 4 号までの 4 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

〔上迫正幸総務文教委員長 登壇〕

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第 1 号から第 4 号までの 4 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第 1 号財産の交換、譲渡及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方自治法第 237 条第 2 項の規定に基づき、財産の交換、譲渡及び貸付けに関し条例で定める事項のうち、普通財産の譲渡について、市が保有する普通財産を他の地方公共団体等において公用等に供する場合、当該普通財産を無償または時価よりも低い価額で譲渡できるとするため、所要の改正をしようとするものです。

委員から、今回の改正時期となった理由について質疑があり、これまでも県営の急傾斜地対策工事では無償提供が適用されてきたが、公共用地での工事がなく、今回初めて、令和 6 年度に県が実施する急傾斜地崩壊対策事業により、本市の山手町、潟山、桜馬場の 3 か所で市が保有する土地が事業用地の対象となり、無償提供する必要が生じたことにより今回の改正になったとのこと。なお、県営の急傾斜地対策工事に係る無償提供の取扱いは、平成 4 年 6 月 1 日付で砂防課から通知が来ているとの説明がありました。

また、委員から、無償提供後の管理について質疑があり、事業完了後、通常の維持管理や災害等で急傾斜地崩壊防止施設に何らかの支障が及んだときなどの協定等を県と結ぶ方向で検討するとのこと。です。

また、委員から、条文中にある「時価よりも低い価額」という部分は、今回の事業以外の別な案件等も想定されているのかとの質疑があり、時価よりも低い価額で譲渡するというものは、現時点では想定されていないが、今後、公益性が高い公共団体が行う事業に対しては、想定され得るのではないかとのこと。です。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 2 号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備等をしようとするものです。固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正は引用条文の条ずれに伴う改正であり、公益法人等に係る市民税の課税の特例の改正は規定の削除をするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 3 号財産の取得について申し上げます。

本件は、金山分団に配備してある消防ポンプ自動車は平成 11 年の導入から 24 年経過し老朽化していることから、車両整備計画に基づき更新するものであり、車両総重量 3.5 トン未満の消防ポンプ自動車 1 台を取得しようとするものです。

車両総重量 3.5 トン未満の消防ポンプ自動車とした理由については、平成 29 年 3 月 12 日に道路交通法が改正され、同日以降に普通免許を取得した消防団員は 3.5 トン以上の消防ポンプ自動車を運転する際、準中型免許の取得が必須となり、新規消防団員の負担軽減や消防団への加入促進を図る観点から分団長会議において要望があったとの説明がありました。

委員から、車両総重量 3.5 トン未満の消防ポンプ自動車は、鹿児島森田ポンプ株式会社しか取り扱っていないのかとの質疑があり、今回の契約に当たり、消防ポンプ自動車の艀装ができるメーカーは全国に 18 社あるが、このうち現時点で車両総重量 3.5 トン未満の消防ポンプ自動車の艀

装が可能なのは株式会社モリタ 1 社のため、それを取り扱っている鹿児島森田ポンプ株式会社と随意契約を行うとのことです。

これに対し、委員から、車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車の取得に当たっては、随意契約の状況が続いているが、こうした状況は同様の実情を共有する他団体等とも情報交換を行いながら改善に向けて何らかの対応策を講じていくべきであるといった意見がありましたが、当局としましても、車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車の取得については、随意契約によらざるを得ない現状にあるが、国が行うとしている車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車の開発状況等、必要な情報提供が積極的になされるよう、働きかけていきたいとの説明がありました。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 4 号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市明和町在住の方から提出されたものです。

委員から、当局に対し、特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントした際のメリットについて説明を求めたところ、特別支援学級に在籍する児童生徒は特別支援学級で授業を受けるが、一部教科で交流学級として通常学級に入って一緒に授業をすることがあり通常学級の人数が増えるため、教職員数を増やすための方策の 1 つであるとのことです。また、一緒に授業を受ける際は、全ての特別支援学級の子供が一斉には入らず、障害の程度や教科の内容によって異なるほか、特別支援学級担当の先生が一緒に入って授業を受ける場合もあるので、現在は 1 人の子供について特別支援学級か通常学級のどちらに在籍があるか別々にカウントしているとのことです。

また、委員から、当局に対し、本市内の小中学校における加配教員数と加配業務について説明を求めたところ、現在の加配教員は小学校で 4 人、中学校で 8 人の合計 12 人になり、業務については学力の向上、児童生徒の支援、通級指導への対応等であるとのことです。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第 1 号から第 4 号までの 4 件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号及び第 38 号は原案のとおり可決、議案第 41 号は可決、陳情第 4 号は採択と決定いたしました。

次に、日程第 5 号から第 9 号までの 5 件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

〔眞茅弘美産業厚生委員長 登壇〕

○眞茅弘美産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第 5 号から第 9 号までの 5 件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第 5 号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者資格について、住宅に困窮する 60 歳未満の単身者についても市営住宅に入居できるよう、60 平方メートル未満の住宅への入居に係る同居親族要件を廃止するな

どの見直しをしようとするものです。

本市は、これまで60歳以上の単身入居は可能としているが、60歳未満の単身入居は、60歳以上の方や夫婦、親子世帯の入居を優先するという考えから、入居不可としてきたところであり、今年3月に完成した谷原団地1、2号棟の1DKタイプや、今後整備予定の2DKタイプの住宅は、単身高齢者や夫婦、親子世帯向け住宅として整備しているが、60歳未満単身者の入居問合せが増加していることや、団地内に60歳未満の方が入居することで公民館活動等の活性化に寄与するなどの理由から、60平方メートル未満の小規模住宅（1DK、2DK）に限り同居親族要件を廃止することで、60歳未満の単身者が入居可能となるよう本条例を改正するとのことです。

委員から、条例改正により高齢者の安定した住居の確保に影響は生じないのかとの質疑があり、これまで単身で入居できていた高齢者、障害者の方への影響はほとんどないとのことで、今まで単身で入居できていた方は、今までどおり3DKタイプにも入居でき、全部で281戸が対象となるとのことです。

また、委員から、60歳未満の単身者が入居できるのは、谷原団地だけになるのかとの質疑があり、潟山団地に2DKタイプが12戸あり、谷原団地完成後は合わせて36戸入居できるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、これに準じ、水道技術管理者の資格基準について所要の改正をしようとするものです。

改正の内容として、水道事業者は、水道法第12条2項及び第19条第3項において、技術者による布設工事の監督及び水道技術管理者を置かなければならないとの規定となっているが、今般、国の水道整備・管理行政の所管が令和6年4月1日から厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が令和6年3月29日に改正されたことから、同法を参酌して条例で定めた資格基準の条文について所要の改正をしようとするもので、本条例の水道技術管理者の資格の要件に規定されている「厚生労働大臣」の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了したものの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号南薩地区衛生管理組合規約の変更について申し上げます。

本件は、南薩地区衛生管理組合が共同処理するごみ処理施設の設置及び管理運営に関し、令和6年9月1日から日置市が加入することに伴い、関係市の組合議員数を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

改正の内容は、南薩地区衛生管理組合と枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市の4市で現在建設中のなんさつECOの杜が令和6年9月1日に供用開始されますが、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関し、共同処理する事務に日置市が令和6年9月1日から加入することに伴い、構成市ごとの共同する事務の割合と組合議員数の割合に差異が生じ、現在の構成市ごとの組合議員数を変更する必要があることから、関係市の組合議員数を変更することについて、規約の一部変更を行うものです。

規約の変更の内容については、関係市の組合議員数について、日置市を2人から3人、南九州市を3人から2人にするものです。

委員から、本件については、構成4市議会による議決が必要だと思うが、仮に1市でも否決さ

れた場合、本件はどのように取り扱われるのかとの質疑があり、組合格約の変更は、地方自治法第286条において、組織、事務及び規約の変更について定められており、「一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされており、また、地方自治法第290条では、議会の議決を要する協議として、第284条第2項と今回の第286条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されていることから、第290条に定める関係地方公共団体の議会の議決を経なければ、第286条に定める協議ができないことになるため、構成市議会が仮に1市でも否決になった場合、関係地方公共団体の協議ができないため、規約の改正はできないとのことです。

また、委員から、組合議員の定数を、令和7年6月1日施行では日置市を2人から3人に増やし定数を12人から13人とし、令和8年1月1日施行からは南九州市を3人から2人に減らし定数を12人に戻す理由について質疑があり、各構成市議会の任期や構成替えに合わせたタイミングでそれぞれ変更するとのことでした。

また、本件に関連して、委員から、本市議会は、なんさつE C Oの杜の運営に係る負担金については、均等割3、搬入割7となっている状況を見直すよう訴えてきているが、今後の対応について質疑があり、当局としましては、組合に対して負担割合の見直しの申し入れを行っているものの、各構成市の合意が得られなければ変更できないことから、現在、見直しはできていないところであるが、仮に構成市間で見直しに合意がなされれば、負担割合が変更になると考えているとのことでありました。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号現行の健康保険証の存続に関する陳情、日程第9号健康保険証の存続を求める陳情について申し上げます。

日程第8号は山手町の方から、日程第9号は寿町の方から提出されたもので、この2件は同一趣旨で関連があるため、一括して審査いたしました。

委員から、当局に対し、本市のマイナンバーカードの取得率と、マイナ保険証の登録率について確認したところ、国民健康保険については、加入者4,884人に対し、マイナ保険証の登録者は3,493人、登録率71.5%で、後期高齢者医療保険については、加入者4,432人に対し、マイナ保険証の登録者数は2,613人、登録率は59.0%という状況であり、特に、高齢者の方は、紙の保険証で受診される方が多いことから、登録率も低いのではないかと説明がありました。

また、委員から、当局に対し、マイナ保険証の登録率が低い高齢者から不安の声は届いていないのか説明を求めたところ、保険証が廃止になって今後どうなるのかという不安の声は聞いているが、そのような問合せがあった場合は、廃止後も資格確認書が交付されるため、これにより診療できるという説明は行っているとのことでした。

委員から、マイナ保険証は便利ではあるが、高齢者の方の登録率が低いことや変化についていくのが難しいという不安の声があるのも事実であり、マイナ保険証と紙の健康保険証を使っていただければいいのではないかと意見が出され、本件は、それぞれ全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○9番禰占通男議員 ただいまの委員長報告の陳情第5号、陳情第6号について、大体の説明は分かりますが、枕崎市行政が、この市民に対してマイナンバーカードをマイナ保険証として利用する法律の施行に先立ち、市民にいつからこの政令が施行されるのかという説明がなかったんですけど、産業厚生委員会の審査については、どのような認識でいたのか、そこを確認いたします。

○眞茅弘美産業厚生委員長 委員会の中で、最初に当局のほうから、健康保険証の廃止につきましては、令和5年6月9日にマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するものが含まれる改正法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されました。令和5年12月27日にマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する部分の改正法の施行日を令和6年12月2日とする政令、そして、個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、現行の保険証は令和6年12月2日に廃止されるということが決定しているという報告がありました。

○9番禰占通男議員 私がお尋ねしているのは、市民に当局としてどのような周知方法を取っているのか、それを確認したのかどうかですよ。

○眞茅弘美産業厚生委員長 その部分に関しましては、委員のほうからも、市と医療関係との連携をプラスがあるんだよということで発信していただきたいという意見がございまして、当局のほうからも、今年8月1日に更新時期を迎えるということで保険証と一緒にチラシを封入するということであります。

封入の中身は、先ほどマイナンバーカードを提出すれば、医療費が節約できるということと、マイナポータルで医療費控除申請が簡単にできる。手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除できますというようなチラシを含めて周知を図っていきたい計画となっているということでした。

○9番禰占通男議員 私が今、質疑した内容とちょっと違いますけど、本市当局としては、一応、市民に周知をしております。私もうっかり見落とすところでしたが、それによると、この陳情者が本市在住の2名の方ということで、本市在住のこの2名の方も、当局側が市民に対して周知していることを御存じないんじゃないかと。今委員長から報告がありました私の答弁についてですね、それはもうその市民に対する報告でもなされております、事細かに。A4の1枚分でですね。

そうしたら、本当にこの陳情者がそれを御覧になっておれば、保険証としても、現在の保険証も1年有効ですよと、期日が来てもですね。そしたら何も不安になることはないんですよ、資格確認書は5年有効のやつを発行しますと、無条件でですね。私は産業厚生委員会の審査そのものが、私はいかがかなと思って質疑しているところです。

○眞茅弘美産業厚生委員長 委員会の中でも、マイナ保険証は便利ではあるが、高齢者の登録率が低いという事実がございまして、そういう不安の声もあるということから、マイナ保険証と紙の健康保険証を使っていければいいという意見が出されていたところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 討論に入ります前に、日程第8号と第9号の陳情の件と、この後の議題になります日程第12号の意見書につきましては、議員、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを先におわび申し上げます。

それでは、陳情第5号現行の健康保険証の存続に関する陳情、陳情第6号健康保険証の存続を求める陳情、2つの陳情に対して不採択の立場で討論いたします。

マイナンバーカードは、住民票を有する全ての方が持つ1人に1つの12桁の番号で、社会保障制度、税制、災害対策などの法律または条例で定められた行政手続で利用することを可能とするカードです。このようなカードと健康保険証とリンクすることにより、機関をまたいだ情報のやり取りで、病歴や服用している薬の状況が分かり、また高額医療費などの申込み手続の簡素化やスピードアップも図られ、利便性が向上します。

旅行などの外出中に具合が悪くなくても、救急救命行為を迅速に行うことができ、特にお年寄りに優しい重要な制度となります。

陳情者の不安とされるマイナンバー登録データひもづけの誤りやシステムの不具合など、国民も不安を感じる課題については、デジタル庁を中心として、厚生労働省、総務省など関係部署と連携して、国民の信頼回復に向け対応を進めているということです。

国民が安心してデジタル社会に移行できるよう、政府、自治体、行政機関が一丸となって全力を尽くし、令和6年12月2日の健康保険証廃止についても、マイナンバーを取得されない場合などでも資格確認書で対応し、我が国のDXを進める上で、この基盤となるこれからの少子高齢化社会、外国人労働者、移民、難民問題、様々な問題に必須となる仕組みで、未来のために今後しっかりと取り組むべく仕組みとしています。

こうした問題を一つ一つ解決し、メリットを丁寧に伝えることを通じて、国民が安心してマイナンバー保険証を利用できる環境を一刻も早く実現していく努力こそ肝要であり、今は制度の取組を見守ることが最善であると考えます。

よって、本健康保険証を存続させるように求める陳情に不採択の立場といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 異議がありますので、順次、起立により採決いたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 全員起立であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 全員起立であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号及び第9号の2件は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、陳情第5号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、陳情第6号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

〔上迫正幸予算特別委員長 登壇〕

○上迫正幸予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第10号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る6月21日に開催し、委員長に上迫正幸、副委員長に下竹芳郎委員を選出いたしました。

付託された補正予算1件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第10号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告ありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第10号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

〔上迫正幸議員 登壇〕

○4番上迫正幸議員 ただいま議題となりました日程第11号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和7年度政府予算に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第4号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、文科省予算による小学校高学年における教科担任制に関する加配教員の増員を推進すること、また特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第12号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

〔眞茅弘美議員 登壇〕

○8番眞茅弘美議員 ただいま議題となりました日程第12号現行の健康保険証の存続を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第5号及び第6号の趣旨のとおり、国会及び政府に対し、意見書を提出するものでありますが、御手元に配付のとおり、意見書を読み上げて、提案理由といたします。

現行の健康保険証の存続を求める意見書。

政府は、現行の健康保険証を令和6年12月2日に廃止し、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」へ一本化しようとしている。

しかしながら、「マイナ保険証」を巡っては、「資格情報の無効」や「名前・住所の間違い」「負担割合の齟齬」などのトラブルが続いている状況があり、被保険者や医療現場からも不安と懸念の声が上がっている。

そうした「マイナ保険証」に対する国民の不安と不信が払拭されないなか、「マイナ保険証」の利用率は令和6年4月時点においても6パーセント台にとどまるなど低迷している状況にある。

よって、国においては、「マイナ保険証」の運用について、トラブルが発生しないよう万全の措置を講ずるとともに、安定的な運用が図られるようになるまでは、現行の健康保険証を廃止せず存続させるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日、鹿児島県枕崎市議会。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○11番橋口洋一議員 議案第44号、この意見書につきましては、産業厚生委員会で全会一致で可決、そして、意見書案の作成についても全会一致で作成するという事になっていたかと思えます。

今拝見してみますと、こちらの提出者の中には、産業厚生委員になられている平田るり子議員

の氏名がありませんが、それについては、なぜなのでしょう。

○8番眞茅弘美議員 日程第12号につきましては、まず、産業厚生委員会の審査におきましては、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。その後、意見書を出す段階で、1名の議員から外れたいとの申出があり、産業厚生委員会の委員に任意で集ってもらい、その申出があった1名の議員から説明を受けました。

産業厚生委員の集まりの場で出た意見は、会議規則に禁止する規定はないということであるが、一旦意見書に名前を連ねた道義的責任を問われるので慎重に期してほしい。また、このようなことが慣例化しては、枕崎市議会として困るので、自分の責任において行動してほしいなどの意見が出され、産業厚生委員の集まりの中では、了承しているところであります。

○11番橋口洋一議員 今、任意の集まりがあって、その中で話があって、それでこの提案者の中から平田るり子議員の名前がなくなったという話だったんですけども、もうちょっとその経過について、どういったことを確認されているのかとか、そういったことがお分かりになりますでしょうか。

○永野慶一郎議長 この意見書に関しての中身の質疑になるので、あまりそういった踏み込んだ質疑はちょっと控えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。——これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第12号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、御手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

○9番禰占通男議員 この議員の派遣は2件出ていますけど、この1件は、市町村政研修会に分かりますけど、もう一件の南薩地区市議会議長会議員研修会、これ内容も何も説明がないだけ

ど、どうなるの。内容が分からないと行く行かないも分からないでしょう。

○永野慶一郎議長 質疑ではなくて、異議があるかないかを今問うていますが、よろしいでしょうか。

○9番禰占通男議員 異議があるかないかじゃなくて、中身が分からないから、今、聞いているじゃないですか。何でそういうのを決められるの。

○永野慶一郎議長 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

再度お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第14号は、御手元に配付のとおり議員を派遣することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、御手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付してあります。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に、また重複した質疑としないよう願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

○2番下竹芳郎議員 1年に1回の貴重な質疑の時間ですので、地場センターについてですが、昨年も質疑させてもらいました。

令和3年から展開しているEC販売促進事業、当初予算にも計上されたんですが、昨年地場センター自体でも事業運営できるようにしたいということだったんですが、現在はどういうふうになっていますかね。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねのEC販売促進事業につきましては、令和3年度から実施をしております。

令和4年度、2,000万円を超える売上げがあったと伺っております。令和5年度につきましても決算でも報告をいただいているところですが、令和4年度に比べますと、若干、売上げは落ちたということでも伺っております。

やはり商品のラインアップの関係でありますとか、リピーターの方に再度ネットショッピング上で購入いただきたいということで、リピーターを増やしたいということで取組を進めているようですが、他の商品ラインアップ等もありまして、現在、右肩上がりで行く予定であったんですが、令和4年度には届かない売上げであったということは聞いております。

○2番下竹芳郎議員 厳しいようなんですが、インターネットを通じて全国に販路が広がるので、うまく活用をお願いいたします。

次に、お魚センターですが、さきの補正予算でも説明いただきました。

産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業補助、株式会社枕崎お魚センター等が実施する同センターを中心とした交流・関係人口の創出の底上げ等を行う事業ということで、壮大なテーマです。

今、リニューアルオープンしたばかりで大変なにぎわいですが、観光資源としての位置づけはどのような取組になっているのでしょうか。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターにつきましては、オープンから30年を経過したところでありまして、これまで本市観光拠点施設として、カツオやかつおぶし、地魚、枕崎茶など食の魅力の提供、また、わら焼きタタキ体験などの体験型観光の中心として、これまで多くの観光客を受け入れてきております。

また、各種統計などを見ましても、本市を訪れる観光客の多くは、まずはお魚センターを目指してきているものと認識しているところです。

本年度は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した市の補助事業としまして、本定例会でも提案いたしました産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業において、お魚センターを中心とした交流人口・関係人口創出の底上げに取り組み、昨年、大規模改修を行いましたお魚センターの魅力をさらに向上させ、市全体の観光、そして産業に好循環を生み出せるように、官民一体となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○2番下竹芳郎議員 現在も、集客のために定期的なイベントをやっていて、アクアリウムコンサートですね、今、大水槽でダイビングパフォーマンスとかもやって、いろんな催物で楽しませてくれているんですが、先ほどのウォーターフロント事業、イベント関係も使えるんですかね。

そういう大きなイベント的な取組は考えていないのでしょうか。

○桑原英樹水産商工課参事 今回の、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業の中においては、今ございましたようなイベントの開催というのも検討をしております。やはりお魚センターに来ていただくような取組というのは重要視しております。

イベントの開催であったり、またメディアと協業したプロモーションであったりと、そういうような事業をしていくというふうになっております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○6番立石幸徳議員 土地開発公社ほか4つの第三セクターの決算書類が議会に出るわけですが、今、水産商工課参事が言われたように、枕崎お魚センター、いろんなこの本市の三セク、かつお公社も含めて、ネーミングとしては、市外、対外的にはやはり何といたってもこの枕崎お魚センターが最もPR力といいましょうか、そのほかの施設も大事なんですけれども、やはり市外の方といろいろお話しする中では、お魚センターという言葉が出てまいるわけですね。

それだけに、リニューアル後の今後のお魚センターというのは極めて重要なものになろうと思うんですが、率直に申し上げて、内容の面で、本当にこれでいいのかというのはもうたくさんありますよね。

それで私は、このリニューアル後の最初のお魚センターの件ですね、本年3月25日に作成されました第三セクター等経営健全化方針、この資料を基に具体的にお尋ねをしますので、具体的な回答をお願いします。

3月末に出された第三セクターの経営健全化方針の中で、令和6年度、お魚センターが新たな取組といいましょうか、今までなかった取組、これがまず漁港施設を利用する船舶の入港調整等の業務について、これは県のほうから業務委託ということで取り組むようになっているんですね。

ところが、お魚センターの6年度予算を見ると、この業務委託がどこに計上されているのかさっぱり分らないのですよ。だから業務委託、これはなぜ強調するかといいますと、令和4年度の本市の一般会計の補正第8号ですね、このとき枕崎市のほうからお魚センターへ5,000万円を貸付けをするという予算書だったんですね。

その予算を可決する際に、議会のほうから附帯決議を4項目出しましたが、3番目にですね、議会サイドからは、一定の固定収入確保のため、県、市の委託事業を導入すること、これを議会が決議したんですよ。

今回6年度からこの委託事業に取り組むと、さっきの健全化方針には書いているけど、一体これは幾ら、どの費目、どの項目に計上されているのか、お尋ねしますね。

それからもう一点は、これまでもあったんですけども、チャレンジショップのテナントのほうにですね、チャレンジショップ促進支援事業、これもまた6年度から取り組むとなっているんですが、この分もどこに計上されているのか、出された決算報告書の中の6年度予算の中で、分かりません。

このまず2点を具体的にお答えいただきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 令和4年12月議会の、今、質問者がおっしゃいました議会の中で補正予算で附帯決議ということで3番目だったでしょうか、県、市の委託事業等を導入を目指すことということでいただきました。

これにつきましては、これまで個人の方に漁港等の漁船の係留等の徴収業務について個人委託をしておりましたが、令和6年度から、法人、株式会社枕崎お魚センターへの業務委託としたところですよ。

令和6年度の当初予算におきまして、使用料の業務委託ということでは、市としまして375万円を計上しているところです。

お魚センターの今年度の予算について、どの費目に計上されているのかということにつきましては、参事のほうから説明をさせます。

○桑原英樹水産商工課参事 まず1つ目の漁港施設を利用する船舶の入港調整や使用料徴収等の市からの委託業務につきましては、6ページの予算書の項目、売上高の中に算入されております。

金額につきましては、先ほど水産商工課長からありましたように375万円が計上されているということになっております。

2つ目のチャレンジショップ促進支援事業の関係でございますが、本年4月1日から、新たに開設したフードホールの中に1区画カフェが入店しております。そちらがチャレンジショップ促進支援事業を活用しているということになりますが、予算書に関しましては、同じく末尾6ページの予算書の中、一番左の売上高のうちのテナント料収入の中に算入しております。

こちらの額につきましては、このチャレンジショップ促進支援事業がテナント料相当分に対する補助をするということになっておりまして、テナント料の取決めにつきましては、お魚センターと当該事業者、入店した事業者との間での契約となりますので、その金額について、詳しくは申し上げることはできませんが、今年度、事業の実績としましてまた決算で出てくるものになるかと思えます。

○6番立石幸徳議員 そのチャレンジショップのほうはですね、幾らか理解できるんですが、委

託料収入を売上げに計上するというのはおかしいんじゃないんですか。

これまで、お魚センターには毎年度いろんな形で意見も言わせてもらったし、また先ほど言った令和4年の補正予算のときなんか5か年計画等もありましたからね。そのときに、取りあえずお魚センターを経営改善するための損益の中で、いわゆる損益分岐点ですね、幾ら売上げが到達すれば、単年度の黒字を期待できるのかというときで1億7,000万円という説明がありましたよ。

今度の6年度予算でも、売上げの予算ですからね、1億6,300万円ぐらいですね。そういう中で、委託収入をその売上げに含めて計上するなんかというのは、私は聞いたためしがないんですけどね。ちゃんとそういう別個の固定収入は、費目を別に設けて、予算等でも出すべきじゃないですかね、それは検討してください。

それから先ほどもちょっと出た、あるいは先週の一般会計の予算審査、私も資料要求もさせてもらったんですけど、ソフト事業の、いわゆるデジタルの3か年事業ですね。この中で気がかりだったのは、予算審査の中でも、副市長のほうから、3か年、おおよそ6,000万円を超す事業の中ですよ、2分の1は本市の一般財源と、その一般財源を確保するためにといひましようか、いわゆる企業版ふるさと納税を考えているっていうんですけどね。その企業版ふるさと納税をどの程度期待できるもんなんですか。

というのがやはり、あくまでも事業主体は資料にもあったように株式会社お魚センターと、あるいは枕崎市観光協会ですね。自治体そのものじゃないんですよ。自治体の事業に一般財源が投入されるっていうのはもう当然ですけども、関係の三セクあるいはその公共的な団体であっても、一般財源を使った事業というものは、いろんな意味で慎重に取り組まないといけないと思うんですよ。そういうときの財源を、企業版ふるさと納税だと言われましたけどね。

一体この企業版ふるさと納税、本市はこれのお魚センター関係で幾らぐらい期待されるものなんですか、お尋ねをします。

○本田親行副市長 ただいま議員がおっしゃるとおり、私、答弁いたしたところでございます。

一般財源を充てることにつきましては、お魚センター、観光協会が実施する事業ですけども、委員会の中でも御説明いたしましたとおり、枕崎市全体のブランディングにつながるような事業を展開していく考えであります。

財源確保について、企業版ふるさと納税の活用を検討していく、努力していくということを申し上げました。ハード事業についても、企業の会計上の問題もございまして、事業が終了した後に、本年度もハード事業についていただいております。ソフト事業についても今予算計上できる状況、また、ただいま金額をここで申し上げるような状況にはございませんけれども、今回もそういった意向は現在お示ししていただいております。金額については、100万円単位にはなるものかと考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 本市にもお魚センターあるいは観光協会に限らずですね、いろんな公共的な団体、そういうものがたくさんあると思うんですよ。

そういう中で、やはりきちっとほかの公共団体にも、お魚センターあるいは観光協会の事業に一般財源が使われることのきちっと説明のつくような取組でないといけないと思うんですね。

そういう意味でも、この企業版ふるさと納税、一生懸命努力してほしいですけども、実績からいってですよ、あまりその期待も持てそうないものをやはり言われても、我々も確証を懸念しますので、その辺については今後とも注意していきたいと思えます。

最後に、経営健全化方針の一番最後のほうにですね、何といたってもこれまでのお魚センター、平成24年だったと思うんですけども、枕崎市の損失補償の下に借入れをしまして、これが非常に長期借入金ということで、その後もいろんな形で経営が大変ということですから来ていますけれども、経営健全化方針、令和10年度にこれまでの借入れを解消できると。その後もこの継続した、まずはその債務超過の解消に向けてですね、取り組むというんですけども、今後

4年間で、今のリニューアル後のお魚センターの状況を見て、債務超過の解消ができるというような見通しを持っておられるのかですね、その部分を最後に聞いておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 最後の質問にお答えする前に、先ほど副市長から答弁のありました財源のこと等もありますが、本市としての考え方を少し述べさせていただきたいと思います。

なぜ一般財源を使うかということでありましたが、お魚センターの集客を増やすということもありますが、今回ウォーターフロントの事業で申請者は枕崎市であります、枕崎お魚センターと枕崎市の観光協会が事業実施をするということで申請をしております。

事業の目的につきましては、これまでも申し上げておりますが、本市の観光拠点、ランドマークであるお魚センターを中心とした交流人口の増、関係人口創出の底上げや産業の振興を推進するということであります。

お魚センターへの誘客を進めることにつきましては、市全体への波及が大きいものと考えており、市の目指す産業振興、地域振興の方針と合致するものでありますので、それらにつながるものとして考えているところです。

そういったことで、一般財源も使ってということになるかと思っております。

また、民間事業者ではありますが、枕崎お魚センターにつきましては、市の出資比率が50%を超える公共性の高い団体として、実施事業者として申請も国にしております。

これまでも第三セクターでありますお魚センターにつきましては、経営の効率化、経営健全化とあわせて、地域活性化に資する事業について積極的に取り組まれるよう連携をしてきたところです。

このことにつきましては、国が示します第三セクターの経営健全化方針にも地域活性化に資する事業について積極的に取り組みなさいということもありましたので、こういったことで、私どもとしましては、やはり公共性も高い事業等を考えているところです。

いずれにしても、一般財源を使つての補助となりますが、そういった財源の確保につきましては、企業版ふるさと納税、いろんな形でですね、関係機関と調整をしながら、しっかりと確保に努めますとともに、事業の効果というのをしっかりと行政としても見極めていきたいと考えているところです。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターの借入れにつきましては、市が損失補償をしている経営安定化資金につきましては、令和12年度までの返済期間となっております、また、市からの5,000万円の貸付けにつきましては、令和19年度が最終返済となっております。

お魚センターが令和4年度に策定しました5か年の経営改善計画におきましては、当該計画の5年目となります令和9年度末において、キャッシュフローがプラスに転じる計画となっております。こういうことになっておりますので、現在リニューアルをした状況としましては、経営改善計画の計画どおり進んでいるというふうに認識しておりますので、引き続きですね、お魚センターの経営改善計画に記載されたこと等を実行していくことで、しっかりキャッシュフローをプラスにしていくこと、債務超過を減らしていくことで事業の継続をしっかりしていくということになるかと思っておりますので、しっかりそこは市としましても、監督・助言していきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○10番平田るり子議員 お魚センターについてですが、お魚センターに隣接する県の土地、お魚センターの交流人口を考えればこれはもう大事なことでと思うんですけども、この開発について、少しあるとかなないとかってよく市民の方から聞かれるんですが、この計画があるかということと、あるとしたらこの内容を少し教えてください。

○鮫島寿文水産商工課長 少しお聞きしたいんですけども、西側の公園のことでしょうか。お魚センターの西側の公園のほうのことでしょうか。

○10番平田るり子議員 はい、一応西側の公園なんですけれども、お魚センターの周りの土地がほとんど県の土地なので、そこも含めですね、交流人口を考えて開発などが西側以外もあるのか、あればお聞きいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 お魚センターの西側の公園につきましては、現在、スポーツ・文化振興課のほうで管理をしていただいておりますが、質問者がおっしゃいましたとおり、港のほうは県の土地、保有地が多うございます。その中で今、私どもとしましては、お魚センターの集客また誘客を進めるに当たりまして、今申し上げました西側の公園のほうも施設等が老朽化しておりますので、県が整備を進めて設置をした施設であります。今、昨年度から要望しておりまして、現在の公園の中に幾らかの駐車場、それと休憩施設、それと新設のトイレ、こういった3つほどですね、県にお願いをしているところです。

今議会でも予算特別委員会でしたかね、申し上げたと思うんですが、今年度中にそういった事業の計画が採択されればですね、公園のほうを今年度、来年度にかけて整備をしていくということで、県との調整をしております。事業の実施主体は本市ではなくて、鹿児島県のほうで実施をしていくと。漁港内の緑地公園の整備ということで、今、本市のほうからお願いをして要望し、調整をしているところです。

具体的な予算等がつきましたら、また、議会のほうにも補正という形で、本市としては負担金という形で費用の拠出ということになるかと思っておりますので、また分かりましたら御説明をしたいと思っております。

○10番平田るり子議員 ここでですね、やはりお聞きしたのがこの負担金、市の負担金があるのかないのか、リニューアル予算とかウォーターフロント事業の予算に入っているのかというのをお聞きしたかったところです。ありがとうございます。

○鮫島寿文水産商工課長 今議会で補正予算をお願いしましたウォーターフロント事業につきましては、今の公園の話とは全く別件でございます。これは今回の補正でお願いしたのは、内閣府のデジタル田園都市の国家構想の交付金の事業であります。

私が今申し上げました、お魚センターの西側にあります公園の整備につきましては、まだ現在予算を上げておりません。要望しておりまして、鹿児島県のほうが今、国との調整を図っております。水産庁の補助事業で、鹿児島県が実施する事業として取り組もうかなということで検討している案件でございまして、それに対しまして本市にも地元負担ということで負担金の拠出が予定されているということでありますので、またしっかりと補助事業等の採択がありましたら、議会のほうへ補正をお願いしたいと考えているところです。

○8番眞茅弘美議員 私は南薩エアポートを中心にちょっとお聞きしたいんですけども、まず収支決算書の部分なんですけども、常勤役員報酬、給料手当のところがですね、予算とちょっと金額が違うという部分と、そして、10ページの予算額のほうでですね、役員報酬がゼロとなり、給料手当が30万円減額になっておりますが、こちらの説明をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 今お尋ねのありました役員報酬の関係、あと給料手当の関係につきまして答弁をいたします。

昨年6月30日で常勤の専務取締役の退任が予定されていたことから、業務の引継ぎが確実に行われるよう令和5年4月21日より、新たに1名が採用されて統括部長として勤務しているところでございます。

昨年7月からの職員体制としては4名となっているところでございますが、4月から6月までの期間につきましては、5名の体制となっていた時期があるところでございます。

今御説明したように、昨年6月30日に専務取締役1名が退職したということ、4月21日より職員1名が採用されていることから、この第34期収支決算書におきまして、役員報酬160万円が決算として出てきているところでございます。

また、給料手当につきましては、第34期の収支決算におきまして、給料手当269万4,699円が前期と比較して増額となっているところでございまして、その部分を第35期に反映させたという形で整理をされております。

○8番眞茅弘美議員 分かりました。

それからですね、最初の事業報告のところで、枕崎ヘリポート周辺には小動物等が多く生息し、環境整備にも力を入れ、鳥獣による事故発生がないようにしてまいりましたとございます。そして、収支決算書の雑費のところが、予算と比較して34万6,962円増額になっておりますが、これは通常の業務だけでなく、ヘリポート周辺に関しても作業があったということでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 敷地周辺の環境整備等につきましては、エアポート職員が自分たちで整備を行っているところでございます。

今お尋ねのありました雑費のほうが予算を超過している理由につきましては、雑費につきましては、税理士事務所経費、電気保安管理委託料等が含まれておりまして、予算と比較しまして34万6,962円が超過しているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 太陽光の周辺なんですけども、私はおととしの審査の中でも申したと思うんですけども、かなり木が生い茂ってしまして、大きいものでは四、五メートルあるんじゃないかっていうような状況になっております。そこにも手を入れているのか、ちょっとどうかってことはすごく危惧します。もうあれを放置していたらどんどんどん大なることになりそうですし、私ちょっと最近も見に行っただんですけども、さらにちょっとひどい状態になっておりました。

そこら辺をどのように考えているかということと、エアポートに関しましては、これまでも同様のことが質疑されていると思うんですけども、資本金が食い潰されていっている状態ですので、これを今後どのように改善していくのか、そこら辺をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 まず、メガソーラー周辺の部分の管理につきまして、南薩エアポートへのメガソーラー管理委託料としましては、太陽光発電事業者のほうから毎年度1,780万円の管理委託料を寄附を頂いているところでございまして、その部分につきましては、太陽光発電設備が設けられている施設の範囲内での管理委託料となっているところでございます。

今、御質疑があった周辺の環境整備等につきましては、関係課とまた協議をしながら、対策等についても検討をしていきたいと思っております。

それと、エアポートの経営改善等につきましては、これまで経営改善計画を策定しまして、管理経費削減等により累積債務の解消等、経営改善に努めてきているところでございます。ただ議員からありましたように、令和5年度末現在では1億1,376万4,781円の累積赤字がございまして、これにつきましては年々減少してきているものの、この累積赤字の解消が最重要課題となっているところでございます。

また経営の見通しとしましては、この累積赤字の解消というのが最重要課題となってくるわけではございますが、先ほども申しましたように、メガソーラー事業者から委託料として年間1,780万円の安定した収入があるところではございますが、これにつきましても令和15年までの限られたものでありますので、またそれ以降の事業者の意向も確認しながら、このメガソーラー事業の継続可能性についても探っていきたいと考えているところでございます。

エアポートのほうにつきましては、組織の効率化、財政的な持続可能性を考慮しながら、新たな機会を創出していくことも必要ではないかと考えているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○3番辻本貴志議員 お魚センターについてお尋ねします。

昨年の4月にお魚センターとシンクタンクとの間で伴走型支援業務に係る委託契約が終結されたと聞いています。シンクタンクの伴走支援を受ける中での効果っていうのはどのように感じていますか。もし実績として示すものがあれば何か教えていただきたい。シンクタンクの強みって

どのあたりなのかなっていうのを伺いたいです。

○桑原英樹水産商工課参事 昨年度実施しました太陽と鰹のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業におきましては、県内の地元シンクタンクの伴走型支援を受けながら1年間事業を実施してきたところです。

地元のシンクタンクに伴走型支援を入ってもらうというところの利点といいますか、今回、お魚センターの取組の中ではですね、シンクタンクのほうが直接、何かしら助言をするということももちろんあるんですが、そのシンクタンクを通じて全国から様々な専門家を招聘したりしております。

例えば、料理開発に関しましては、北海道の料理研究家を招聘したり、また店舗の配置につきましては、東京の有名百貨店等で活躍した方を招聘したり、また、お魚センターだけではなく、テナント事業者全てを対象にした商品の見せ方、また、商品の魅力を伝える方法とか、そういったものの研修も行っております。

そのように総合的な部分で活躍していただいております、またレストランの業務におきましても、現在フードホール型ということで大分形態が変わったわけですが、そこに関しましては、券売機と連動した料理の提供など含めて、いろいろなところの知見をいただいているというような状況になっております。

また、本年度につきましても引き続き伴走型支援を行いながら、本年度に関しましてはソフト事業が中心になるかと思うんですが、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○4番上迫正幸議員 南薩エアポート株式会社の令和6年度の事業計画についてちょっとお聞きいたします。

空港跡地発電所管理業務についてのところなんですが、周辺の野球場、公園とあわせて環境が整うことで、利用者、見学者の増加になるように努力してまいりますとありますが、この野球場と公園、テニスコートもあると思うんですが、具体的な整備計画はあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○日渡輝明企画調整課長 事業計画にございますように、枕崎空港跡地発電所管理業務につきまして記載をしているところでございますが、まずはヘリポート施設内の安全管理を徹底しまして、あわせて施設内の環境整備も整えていきたいということで計画を立てているところでございます。

周辺施設等の環境整備につきましては、また今後、利用者、見学者の増加につながるよう関係機関と連携を取りながら、話し合いを進めていきたいということで計画を立てているところでございます。具体的な計画というのは現時点ではございません。

○4番上迫正幸議員 具体的な整備計画はないということなんですが、現在、使用している方々の把握はしているところなんですか。

○本田親行副市長 企画調整課長からも答弁がございましたけども、空港公園につきましては以前はテニス等に利用されていたと。最近、その使用等もなく、グラウンドとしての十分な活用が図られてない状況がございます。

エアポートとしても、地域貢献事業ということで星空見学会というのも実施しております。

具体的に計画が立っているわけじゃないんですけども、考え方として、そういう場での活用であるとか、また防災ヘリがございまして。また発電も行っているわけですので、非常時の電気の活用であるとか、防災教育も含めて、そういった広場を小中学生であるとか活用しながら、そういった地域貢献ができないかというような漠然とした考えはあるようなんですけども、それを具現化するように今後も取り組んでいきたいというような話は聞いているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○11番橋口洋一議員 私は地場産業センターの収支の内容について、今回、令和6年3月末までの決算で、当期の計上増減額が1,400万円マイナスになっていますよということで、その分につきましては、当然、正味財産の残高にも影響してきており、2億5,000万円あった残高が、今現状では2億3,500万円、1,500万円程度少なくなったということになります。直接この当期の経常の増減額が響いてきているところかと思います。前期もマイナス400万円ほどあったと思いますので、現在、財産を食い潰して運営しているというところがあります。

収支予算書の13ページを見てみると、当期の経常増減額につきましては、ともに6年度、5年度収支、収入、経費を差し引いたところで収支差はないよというような計画を上げているところです。

ここですとね、1,400万円超の赤字が出たところで、また昨年度と同じような予算を上げているというところは、非常に不可解な気がします。この1,400万円をどういうふうにかバーするのかというのは先ほどE Cサイトの話もありましたけれども、もっと具体的にですね、取組がないとそこの部分というのは上げることはできないでしょうし、もっと言いますと、毎年ゼロになるように、地場産業センターの収支予算等につきましては、経費を上げていって、それに対して売上げを単純にそれに合わせるような、何かそういうようなのが毎年続いているのではないかというふうに思えます。

前期で言いますと1,400万円のマイナスがありました。そういったところをかバーする方策っていうのは、今ありますでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 今、質問者からありましたとおり、少し分かりにくいですが、地場産業振興センターの決算書といいますのが、資料では決算書の3ページですかね、3ページが令和5年度正味財産増減計算書、これが通常の企業の損益計算書に当たります。

詳しく申し上げますれば、3ページの中段にあります経常収益計1億3,328万2,638円、これが一般企業、株式会社の売上高という部分でございます。

4ページの中段にあります経常費用計1億4,753万2,461円、この金額が株式会社や一般企業等の管理費であったり、販売費ということになります。

その下の当期経常増減額、これが会社等の経常損益に当たる部分で、質問者からありましたとおり1,424万9,823円の赤字があると。

下のほうの経常外収益、これが営業外収益に当たり、また経常外費用という部分が営業外費用に当たり、最終的には当期損益が同じ黒い三角であります当期一般正味財産増減額、ここが当期損益になりますが、ここも同じく1,400万円の赤字が出ているということでもあります。

前期も400万円程度の赤字が出ておまして、減価償却費を考慮しましても、減価償却前の当期損益も約575万円程度の赤字が出ております。

現金預金的にも、令和5年度の正味財産増減計算書の前にあります貸借対照表が1ページにお示しをしておりますが、この部分でも、預金等のマイナスが800万円ぐらいございますが、やはり質問者からありましたとおり、資産、現金等についても目減りをしているところです。

先ほどお魚センターの損益分岐点という話もございましたが、当該法人の第三セクターの地場センターのほうから聞いておりますのは、やはり損益分岐点におきましては、年間の売上高が1億5,000万円以上なければですね、特に販路対策事業、対面型の販売になります物産展での売上げですとか売店での売上げ、それと先ほど出ましたE C事業、こういったものの販売の対策事業が約1億5,000万円なければ、損益分岐点ということでは伺っているところです。

今年1,400万円ということで大きな赤字が出ておりますが、その要因をお聞きしたところ、販売コストの上昇、やはり輸送費、物流費等のコストが上昇しているということ。市内の中小企業、零細事業者からの商品の委託販売等を行っておりますが、やはり物価高ということでそういった商品も仕入れ額等も値上がりしているということ。それに伴って、価格転嫁ということも考えら

れますが、なかなか価格転嫁が進まない状況もございまして、今回このような赤字幅が大きく昨年よりも1,000万円超えて赤字幅が増額したということで伺っております。

今後につきましては、法人の構成団体の皆様からも、やはり中長期的な経営改善が必要ではないかということで御意見もいただいております。

販売促進はもとより、施設の老朽化等もございまして、販売促進、売上げを伸ばしながらも経費の節減ということでも考えておりますが、昨年度も修繕費等が高くかかっているようでございますので、そういったことも考えながらですね、進めていかなければならないということで伺っているところです。

E C事業等で前期令和5年度のほうは3,600万円程度の売上げ目標ということで聞いておりましたが、それが届かずに2,000万円台ということでしたので、こういったものもやはり注力していかなければならない、近年の大型デパート等の閉鎖であったり、清算等もありまして、県外での物産展の販売等も減少傾向にあるようでございますので、どのような経営改善が必要かということも含めてですね、検討をしていくということで法人のほうから聞いております。

また予算の組み方につきましては、質問者から御指摘がありましたとおり、公益財団法人に移行したときにですね、このような予算の組み方、決算の在り方等の指示があったようでございます。

予算書が16ページにお示ししておりますが、13ページの下に公益法人の会計基準ということで、議員がおっしゃいましたとおり、プラスマイナスゼロ、あまり利益を出さないようにということで、10%の範囲内でプラスマイナスゼロとなるような予算の組み方ということで指示があったようでございます。

そうしたことで、中間といいますか、収支が差引きゼロというような形で組まれているということで伺っているところです。

引き続き、お魚センター度同様、50%以上出資している法人でありますので、法人の在り方、経営改善についても指導・監督をしていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 公益財団法人ということで、限りなくゼロに近い、収益が出ないような形にっていうその部分については了解をいたしました。

それにしてもですね、今課長からお話があったとおり、マイナスが出た要因としては販売コスト、委託販売の物価、そういったものの値上がり、そういったものが関係しているところが多いと。物品販売等についても、一千何百万か少なかったと、そういった要因がありますよという話はありませんが、それであれば、それであったで収支予算書のほうも昨年度と同じような内容で経費を上げるのではなく、その部分について様々な経費、仕入れにしても、ここ7,800万円という金額が、今の御説明のとおりであれば上がっていてしかりなところなんですけれども、上がってもいいと。

そういったところを鑑みますと、この収支予算書っていうのは、やはり経費のところをつくって、それに合わせて売上げのほうをつくったものじゃないのかなと。

あまり経営改善の意欲が見られない、そういった収支予算書になってきているので、これについては、地場センターの将来を非常に危惧するところであります。

もっとこの経費についてですね、増える項目があるのであれば、減らさないといけないと、そういったところも考えないといけないと思いますが、今後の予算立て等についてはですね、予算立て、売上げの見込み、そういったものをもっと厳しく精査して、こういう予算書なるものも上げていかないといけないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 同時期に決算書と予算書等を提出ということで今出しておりますが、この法人の地場産業振興センターの予算につきましては、令和5年の決算が確定する前、今年でいきますと令和6年3月ぐらいに理事会のほう、評議委員会のほうで決定をしております。

なぜかといいますと、そのような法人のスケジュールといいますか、これまでも前期の決算の確定前に予算の審議がされますので、そういったタイムラグもございまして、実際に1,400万円の確定の赤字決算が出たというのが分かる前に、予算は先に審議をされております。

質問者からもありましたとおり、その点は御指摘のとおりかと思しますので、少し早い時期に前期の決算の状況を見極めて、そして予算組みをされるよう、出資団体として、行政のほうから予算の組み方についても助言等をしてまいりたいと思います。

○11番橋口洋一議員 時期が早かったということで、今御説明があったところだったんですけれども、昨今の物価高ってというのは、分かっているところでありまして、そういったところも加味しないところでこういう予算が考えられるというのはあまり想定されない。もう当然、仕入れについても上昇するのは見えているところですし、そこはもう予算においても増やさないといけないところであって、それに対して売上げをどういうふうに伸ばすかということも併せて考慮、売上げが伸びないのであれば、どこか経費を削減というふうにしていかないといけないところが、やはり予算立てを見てみますと、熱意が足りないように感じます。

今後、来年もまたこういった形で予算等が上がってくるかと思いますが、同じようなことをしていても状況はよくなりません。財産のほうはだんだん少なくなっていく、それを挽回する手だてというのはもうほぼないような今の状況と、差引きゼロという前提があるということですね。

それであれば、もっと収入、経費を見直して、精査して、形式的な審議を行うのではなくて、具体的に地場産業センターをどういうふうにしていくのかということをもっと考えていただきたいと思います。

私の質疑としては以上でございます。

○5番水野正子議員 お魚センターについてなんですけど、リニューアルオープンされて発券機が導入されましたが、ニュースでお札が新札に変わるということを聞きまして、発券機はそのまま使えるんですか、新札も。そこがちょっと気になっていました。もし発券機を替えるとしたら、予算はどこから持ってくるのかということをお聞きしたいです。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターのフードホールの枕崎みなと食堂に関しましては、発券機によるオーダーシステムとなっておりまして、その発券機につきましては、新紙幣にも新硬貨にも対応している発券機になっております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和6年第4回定例会を閉会いたします。

午前11時47分 閉会

一般質問の要旨

令和6年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①吉嶺 周作	高齢者の健康増進について	1 南さつま市、南九州市、指宿市など近隣の市は健康増進の一環として温泉券の助成を行っているが、本市も取り組む考えはないのか	市 長 副市長 課 長
		2 現在本市では高齢者に対し、はり・きゅう等施術料の助成、交通弱者に対するタクシー運賃の助成を行っているが、利用実態はどうなっているのか	
		3 南さつま市は、シニア健康増進「よか日だな」事業で、温泉券、はり・きゅう券、タクシーチケット券を統合し1冊2万円のチケットを65歳以上の方に交付しているが、本市も高齢者のニーズに合った利用しやすいフリーパスポート券にするべきではないのか	
	予約型乗合タクシーの運行について	1 金山地区予約型乗合タクシーの登録者数と利用者の現状は	市 長 副市長 課 長
		2 これまでの運行実績の中で、運行回数に対し乗合運行率はどうだったのか	
		3 利用者のうち、延べ利用回数の現状は	
		4 今後の運行形態と改善を図るための方策は	
	住宅補助について	1 平成24、25年度に住宅リフォーム補助事業を実施したが、実績と経済効果はどうだったのか	市 長 副市長 課 長
		2 近年、住宅価格の高騰で新築住宅の購入が難題とされているが、移住者に限った支援ではなく、地元	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②禰 占 通男	空き家バンクについて	住民も利用できるように拡充を図るべきではないのか	市 長 副市長 課 長
		1 現在、市のホームページでは空き家バンクの売買情報が主になっており賃貸物件の情報が少ないが、その理由は	
	分娩について	2 Iターン・Uターン者の住居確保として賃貸物件の促進を図るべきではないのか	市 長 副市長 課 長
		1 市内産婦人科が分娩の取扱いをやめて1年が経過する。現状はどのようなになっているのか	
		2 市外での出産に関して助成は必要ないのか	
		3 近隣自治体と協力し、宿泊施設を確保する取組も必要ではないか	
	食品衛生法の改正について	4 母子保健情報のデジタル化はどのような状況か	市 長 副市長 課 長
		1 食品衛生法の改正による経過措置期間終了で、本市製造業者への影響はあるのか	
	災害関連死について	2 小規模事業者の法改正に対応した加工施設等の設置状況はどのようなになっているのか	市 長 副市長 課 長
		1 本市における災害関連死認定の対応はどのようなになっているのか	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③豊留 榮子	高齢社会について	1 高齢化が進む中で平均寿命が延びている。全国的には男性よりも女性が寿命は長いといわれているが、本市の状況は	市 長 副市長 課 長
		2 現在、本市に訪問介護事業所は何か所あるのか。事業所の運営状況や、訪問介護事業所のヘルパーなど本市の状況は把握されているのか	
		3 高齢者が安心して生活できるような世の中にするには、本市としてはどこに重点を置いていくのか	
	食料自給率について	1 農業から離れていく農家が増え、荒れ地が広がっている状況だが、このまま放置しておいてよいのか	市 長 副市長 課 長
		2 野菜の輸入品も多く安心して食べることができないという声を聞く。国産の無農薬野菜を作ることができるよう農業従事者への支援をすべきではないか	
		3 国内で生産できる物は国内で。食料の自給率を高めていくには農業の後継者をつくることが大事ではないか。本市の考えは	
	生活道路の管理について	1 市内道路の点検などはどのようにされているのか	市 長 副市長 課 長
		2 歩行者用のガードレールが、古くさびついている所を見かけるが危険性はないのか	
④眞茅 弘美	高血圧対策プロジェクトについて	1 脳卒中予防のために血圧測定の普及・啓発に努めてきたが、これまでの経過をどう見ているのか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		2 高血圧対策の効果を上げるには、食事指導や気軽に続けられる運動、つまり生活習慣病予防についての取組を進めるべきではないのか	
	誰もが安心して暮らせるために地域福祉のさらなる充実強化について	1 枕崎市地域福祉計画の中の統計や実施したアンケート調査・結果から浮かび上がる本市の課題として、地域福祉を支える担い手の減少や関係団体等のさらなる連携の強化などが挙げられているが、どのように考えているのか	市 長 副市長 課 長
	給食費助成について	2 高齢者や障害のある人が様々なことで困ったときに、どこに相談していいか分からないと聞く。病気の早期発見、また生活の中の問題解決のためには、民間の力を借りてはどうか	
		1 本年1月から給食費の徴収が口座振替になったと聞いているが、スムーズに運用されているのか	市 長 副市長 教育長 課 長
		2 市民と市議会との意見交換会でもたくさんの意見が出た子育て支援、生活に直結する経済支援のためにも小中学校の給食費を助成する考えはないのか	
	農業の振興策について	1 枕崎の統計によると、本市の基幹作物である茶の生産額が5年間で約7億3,000万円も減少している。茶農家の所得が減少し、営農意欲の低下にもつながっている。このままでは存続の危機も考えられるが、市の見解は	市 長 副市長 課 長
		2 汚泥の処理費用の軽減や農家の肥料高騰対策のためにも汚泥を活用した処理施設の運用を急ぐ必要があるが、国内肥料資源活用総合支援事業の申請状況はどうなっているのか	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤橋口 洋一	中学校の統合について	1 同一校区に一小一中がある本市の特色を生かした教育の強みとは 2 平成27年に文部科学省から出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」における「望ましい学級数の考え方」と、本市の中学校の現状を比較するとどのような状況となっているか 3 平成24年に提出された「望ましい学校づくり審議会」における「望ましい学校づくり基本方針」と前出の手引きとの方針が乖離しているのではないか 4 令和2年9月議会の一般質問において、市長が「学校教育の面について市長就任前と就任後の認識が大きく変わった」という答弁に係る認識が変わるに至った具体的な事柄について（実際の本市の学校教育の状況・地域と学校の関係性・教育行政の現状） 5 「公共施設等総合管理計画」における小学校・中学校の改修、新築計画について（校舎の竣工年度含む） 6 各中学校の受入可能生徒数・設置可能教室数について、従来どのように設定されているのか 7 市内に中学校が1つであったとするならば、部活動の地域移行に係る諸問題は、現在行われている休日の地域移行の試行に係る外部指導者の確保と交通手段の問題は残るものの、平日の部活動に関しては懸案事項が減り、活性化につながるのではないかと考えるがいかがか 8 前出の審議会では、人数という形式的な基準により「中学校においては1学年15人以下または全校生	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥立石 幸徳	環境対策について	徒が45人以下となった場合に再編・統廃合を検討する」となっており、今年度、桜山中学校が対象であると考えられるが、各校区一小一中を標榜する中、少人数になっても連携強化を図るという方向に収れんされることが推察される。もっと前向きに中学校の合併を考える検討機会は設けることができないのか 1 本市の環境評価指標と進捗管理について (リサイクル率、河川環境基準達成率など) 2 プラスチックごみ対策について 3 太陽光発電設備のリユース、リサイクル、埋立処分について	市 長 副市長 課 長
		枕崎市地域の魅力創出事業について（火之神地区開発） 1 民間資金等活用事業の可能性調査の進捗について 2 これまでのワークショップなどの実施を踏まえ、想定される創出事業をどのように考えているのか	
		県の国民健康保険第3期（令和6年度から11年度まで）運営方針について 1 納付金算定において、令和9年度からの二次医療圏ごとの統一について	
⑦上迫 正幸	女性活躍推進について	1 女性活躍推進法に対する本市の考え方は 2 令和5年度本市職員採用試験の受験者数と男女の割合は	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		3 女性活躍推進のための取組状況は	
		4 「枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」について	
	本市職員の働き方改革について	1 休日出勤や時間外勤務が発生したときの対応はどのようなになっているのか	市 長 副市長 課 長
		2 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進についてはどう考えるか	
		3 本市での働き方のアンケートなど実施したことはないのか	
	男女共同参画について	1 鹿児島県では男女共同参画週間を7月25日から31日までと定めているが、本市の取組はないのか	市 長 副市長 課 長
		2 令和4年3月から第3次枕崎市男女共同参画基本計画が策定され2年たつが、令和2年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」からどのように変化してきていると思うか	
		3 第3次枕崎市男女共同参画基本計画に掲げる3つの基本目標の現在の進捗状況は	
	多面的機能支払交付金について	1 農地維持支払と資源向上支払があるが、それぞれの概要は	市 長 副市長 課 長
		2 支援を受けられるのはどのような団体か、また団体数は幾つあるのか	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧平田るり子	消滅可能性自治体について	3 これからの取組と展望は	市 長 副市長 課 長
		1 消滅可能性自治体とされている本市の状況をどのように受け止めているか	
		2 10年前の消滅可能性自治体から脱却できた自治体があるが、脱却できた自治体がどのような取組をしてきたか分析しているのか	
	ふるさと納税について	3 今後、脱却に向けて本市はどのような取組をするのか	市 長 副市長 課 長
		1 連絡協議会と連携した新たな推進体制について	
		2 返礼品の本市と他市の比較分析について	
⑨下竹 芳郎	年金の脱退一時金の制度について	3 外部委託をせずに庁内で業務を推進することはいかないか	市 長 副市長 課 長
		1 外国人の年金脱退一時金が本市の財政に与える影響について	
		2 現在4人体制で活動しているが、今までいる3人の隊員の活動実績と新しい協力隊員の活動ミッションは	
⑨下竹 芳郎	地域おこし協力隊の活動・活躍について	1 市長は本市の地域おこし協力隊の活動・活躍をどのように認識して、どのような期待をしているのか	市 長 副市長 課 長
		2 現在4人体制で活動しているが、今までいる3人の隊員の活動実績と新しい協力隊員の活動ミッションは	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑩水野 正子	公用車の管理について	3 2人の隊員が本年度、最終年と聞いているが、つくり上げた実績等の引継ぎはどうなるのか	市 長 副市長 課 長
		4 3年後の任期満了時、本市に定住してもらうことが最終ゴールであると考えているが、本市に定住し、起業・事業化を図るための具体的な支援や方策はあるのか	
		1 公用車の配置は十分に確保され、またどのような管理がなされているのか	
		2 近年更新された公用車は次世代自動車に移行されているが、有効な活用・使用をしているのか	
	空き家問題について	1 空き家問題は全国的にも大々的に報じられており、鹿児島県の空き家率は全住宅の20%で全国4番目になっている。本市の現状と課題は	市 長 副市長 課 長
		2 空家特措法の改正により管理不全空家となったものは、どれくらいあるのか	
		3 空き家バンクを活用し、契約に至った方の市内・市外等からの割合は把握しているのか	
	教育支援センターについて	1 教育支援センターの運用状況と今後の展望について	市 長 副市長 教育長 課 長
	災害時の備えについて	1 雨季台風シーズン前に県下一斉防災点検をされてどのように感じられたか	市 長 副市長 教育長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑪辻本 貴志		2 災害時の対応について (1) 被災したときの計画的支援 (2) ボランティア支援 (3) 避難所の耐震性 (4) 空調、トイレ、水 (5) 防災公園	課 長
		3 オンライン教育について	
		4 避難所における性被害の対応について	
	DVについて	1 DV相談があった場合の対応について 2 婦人相談員について	市 長 副市長 課 長
	子育て支援について	1 給食費の無償化について 2 子ども医療費助成制度の拡充について	
⑪辻本 貴志	中学校の部活動の地域移行について	1 昨年の11月から中学校の卓球部が土日のみ部活動の地域移行を継続しているが、現状はどうか	市 長 副市長 教育長 課 長
		2 保護者からの意見、課題はどのように捉えている	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		か 3 施設使用料、指導者への謝礼金の今後の計画はどうか 4 在籍人数によって個人負担に差が生じる可能性があるが、どのように考えているか 5 送迎の課題について保護者の意見を聞いて、どのように考えているか 6 枕崎きばらん海クラブへ移行していくと聞いているが、進捗状況はどのようになっているか	
	学校風土の「見える化」について	1 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン）の中にある、学校風土の「見える化」について、本市の現状はどうか 2 評価の統一や地域住民を対象とするアンケートなどはどのように考えているか	市 長 副市長 教育長 課 長
	「見守り安心シール」について	1 「見守り安心シール」の活用状況はどうか 2 G P S機器の購入やレンタル費用の助成などどのように考えているか	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 水 野 正 子

枕崎市議会議員 眞 茅 弘 美